

山形県立博物館研究報告

第 17 号

BULLETIN

OF

THE YAMAGATA PREFECTURAL MUSEUM

NO. 17

山 形 県 立 博 物 館

YAMAGATA PREFECTURAL MUSEUM

Kajo-Machi, Yamagata City, Japan

June, 1995

山形県立博物館研究報告

第 17 号

BULLETIN

OF

THE YAMAGATA PREFECTURAL MUSEUM

NO. 17

山 形 県 立 博 物 館

YAMAGATA PREFECTURAL MUSEUM

Kajo-Machi, Yamagata City, Japan

June, 1995

序

このたび、『山形県立博物館研究報告』第17号を発刊しました。

本研究報告には、人文系の民俗部門で「伝統と史実の対話—与次郎稲荷神社と久保田城主佐竹義宣—」（菊地和博）、教育部門で「昭和初期 山形県長瀬小学校における絵画教育について…想画から生活画へ…」（渡辺信）、そして歴史部門では「水野藩 太田家文書—とくに転封関係文書を中心に—」（川瀬同）の合わせて3篇を取録しました。

いずれも、今まで研究の目が向けられていなかった面を掘り起こし、これに現地調査も加味した力作の研究報告です。

基礎資料の発掘とその研究が、山形の文化の広がりとその理解につながるものになれば幸いです。

各位のご指導をお願い申し上げます。

平成6年度から研究報告書の刊行について見直しを行い、今号より前年度末までに行われた調査・研究の成果を年度当初に発行する形に一部改めました。そのため、平成6年度の研究実績を第16号と第17号に分割して、相次いで発行する形になりました。前号の第16号が自然系中心で、今回は人文系だけになりましたのは、以上のような経過からです。

平成7年6月

山形県立博物館

館長 植松芳平

目 次

○序	館 長	
○伝説と史実の対話		
— 与次郎稲荷神社と久保田城主佐竹義宣 —	菊 地 和 博	1
○昭和初期 山形県長瀬小学校における絵画教育について		
… 想画から生活画へ …	渡 辺 信	35
		(右開き)
○水野藩 太田家文書の紹介		
— とくに転封関係文書を中心にして—	川 瀬 同	1

凡 例

本研究報告は、平成6年度の研究実績をまとめたものである。

したがって、発行時点での著者の所属が原稿執筆時と異なる場合がある。その場合は、脚注に以下のように括弧付きで現所属名を記す。

* 原稿執筆時所属 (現所属名)

伝説と史実の対話

—与次郎稲荷神社と久保田城主佐竹義宣—

菊地 和博*

1、はじめに

伝説とは昔話(民話)と異なり、現実存在する事物(山、川、神社など)が題材となって筋書きが展開される「いい伝え」である。昔話は、現存する事物に必ずしもかかわらず展開される定型的な「語り」である。したがって、伝説の方がより真実味を帯び、歴史性をともなったものに受け取られやすい。伝説は合理化され歴史的に証明されたがる、とでもいおうか。

むろん、調査研究の結果、伝説がほぼ(あるいは一部)史実であったという例もある。だから、伝説をすべて牽強付会として捨て去ることはできないし、史実か、はたまた、たんなるいい伝えかのぎりぎりのところに、興味やおもしろみが生じる。

さて、本稿では、秋田県や山形県にある与次郎稲荷伝説を取りあげた。それによってこの伝説が歴史的な事実¹に立脚したものであるかどうか、論証を試みようとしたものではないことを、はじめに断っておく。本稿のめざしたものはいくつかある。

まず、脚色²のより稀薄な、なまの姿の与次郎稲荷伝説を掘り起こし、内容の全貌をつかむことである。このため、山形側ではこれまであまりふり返らなかつた秋田側のいくつかの資料を積極的に活用することを必要とした。

次に両県の与次郎稲荷神社の史的な存在と変遷を解明するとともに、伝説にもとづく信仰心が山形側と秋田側の交流を深め、地域の人々に根強く今日まで保持されてきた背景を探ることである。

さらに、伝説内容が歴史的な事実¹にどれほど肉薄しているかを分析、検証することである。このことは、ときには伝説と歴史の距離のいかほどかを立証することにつながる。幸いに、秋田側には久保田城及び城主佐竹氏の動向にかかわる文献が比較的多く、その研究成果も残されている。

そして、本稿の最終のねらいというべきものがある。それは伝説を吟味することで地域史を再考し、歴史認識を正しくより豊かに所有することである。伝説が史実をどれほど反映しているかどうかは、大いに関心事であるが、そういった結論にはかならずしも執着せず、その探究の道すがら得られる新しい地域認識や歴史上再考すべき点、見えなかつた庶民史の実像などを大切にしたい。したがってときには仮説を論じ、あらたな視点で歴史を再考する手がかりも得たい。文献史学の立場からすれば、常道を踏みはずしているとのそしりを受けるだろう。しかし、庶民の生活文化を含め、歴史を広く生き生きしたものとしてとらえていきたいと願う者の一人として、歴史を楽しく探究する手法や切り口は、さまざまあっていいと考えている。

本稿は、歴史学や民俗学などの既成の学問領域には属さない、アウトサイダー的論考といえるかも知れない。

2、与次郎稲荷伝説とは

「与次郎」とは狐の名前である。江戸初期(慶長9年)に与次郎は久保田城主佐竹義宣(秋田藩主第

* 山形県立博物館(現山形県立山形東高等学校定時制)

1代 在任1602～1633)に飛脚として重用されたが、羽州街道六田宿(現山形県東根市六田)付近で故あって謀殺されたという。その後、狐の与次郎の霊を祀ったのが与次郎稲荷神社だという。この神社は東根市に1社と秋田市に2社存在する。

この伝説は、山形側と秋田側双方に今日までまことしやかにいい伝えられてきたのであり、神社への参詣者もあとを絶たない。



東根市の与次郎稲荷神社案内板

ところで、与次郎稲荷伝説は神社側のいわゆる「由緒書」はもとより、これまで発行されたいくつかの伝説集の中に取りあげられてきた。(注1) また、地域の青年団が演ずる芝居台本や、放送局の放送劇台本などとしても残されている。(注2) しかし、これらを比較してみると、内容はまちまちで、脚色されたと思われるものもあって、いっそう「ものがたり」性を強くしている。

そこで、本稿では後世の創作性のより薄いと考えられる次の文献を基本資料として考察を進めることにした。

- ①『耳の垢』 長山盛晃 文政元年～弘化2年 秋田県立図書館蔵
- ②『伊豆園茶話 二十の巻』 石井忠行 文久3年～明治26年(『新秋田叢書(十)』所収 P28 歴史図書社 昭和47年)
- ③『羽陰温故誌』 近藤源八 明治16年～36年(『第3期 新秋田叢書(一)』所収 P144～P145

歴史図書 昭和51年)

- ④『秋田沿革史大成 下巻』 P961～P965 橋本宗彦 明治2年～明治31年(秋田加賀谷書店 昭和48年)
- ⑤『山形県地名勝史蹟集成』 安達真砂 大正15年(『東根市史編集資料 第6号』所収 昭和54年)

以上である。

では、あらためて伝説内容を確認する作業から始めたい。まず比較的詳述されていると思われる④『秋田沿革史大成』の全内容を、現代文にあらためて紹介する。

〔そもそも与次郎狐のこと、慶長9年申辰8月中、今のお城(秋田城)ができて上がって土崎港の城から移転して2、3日がたち、義宣公の御座の間のお庭に大狐1匹が現れた。かしこまって言うには、「私事、この神明の社のあたりに久しく住んでいる狐で、星霜3百年を経て諸方の狐の親分と申す者である。君が当地に移られてから、私は路頭にさまよい住むべき土地がない。願わくば少しの住む場所をいただきたい。そうすればながくお城の守りをし御用にも役立ちたい。」と申し上げた。

それを聞かれた義宣公は、「それはふびんなことだ。願いどおり住所を与えてやる。ところで狐は神変不思議といわれるが、お前はどのような用に役立つというのか。」と問うた。すると狐は「君に火急の御用があれば飛脚の用をいただき、3日の数を限って江戸へまかり越しましょう。」と申し上げた。義宣公は大いに喜んで、「それならば城北の山に茶園がある。そのかたわらの土地を与えるのでお前が見立てて住居せよ。さて、いかに神霊を得たといっても畜類を飛脚として召使うのはいかがと思うが、お前を茶園守の与次郎と呼んで(ご遷封30年前に、水戸に茶園守の与次郎と言う者がい

たという)歩行並みの列に加えよう。用のある時はどのようにお前を呼べばよいのか。」とおっしゃるので、狐は大いにありがたく思い申し上げた。「裏御門の傍にて『用があるのでまかり出よ。』と高く叫んでいただければ、早速に参ります。」と言って御礼を申し上げて立ち去った。

その後、急なご用があって江戸へ登らねばならなくなった時、お側にいる小姓が裏御門に出て与次郎を呼んだら、まだ小姓がお座敷に戻らぬうちに、ご座の間のお庭に紅の看板に黒脚半をつけ、大小の刀をきめこんで「御用はなんでしょうか。」と申し上げたのであった。義宣公は大いに喜んで早速御用件を申し付け、封状を箱に入れて与次郎に渡した。与次郎はそれを首にかけて立ち去り、約束のとおり往復6日でおくれることなく戻り、返書を差し上げたのである。それから時々義宣公に召されて御用を達することになったのだが、なかなか人間のできることではなく不思議な事であった。こうして御用勤めて6年が経過した。

その頃は水戸から秋田へ移った当座であり、内外につき江戸との問い合わせ事項が多くあったのであるが、与次郎は少しも間違いなく御用を達して大変調法がられていた様子である。

しかし、秋田の飛脚宿六田に間右衛門という者がいて、秋田の飛脚がめったに来ないことを不審に思っていた。ある時、このことについて話をしていたら、その場に獵師である谷蔵という悪者がいて、「佐竹が近年与次郎という飛脚を使っているという話だ。だからほかの飛脚が往来することはめったにないのだ。なんとかこいつをワナに陥らせて飛脚宿を繁昌させよう。」と呼びかけた。一座の悪者は大いに喜んで油鼠をたくさん用意してしかけをした。ちょうどその頃、与次郎は大切な御用を持ってその所を通りかかったが、油鼠を見抜いてこれは悪者がしかけをしたものだと思つて何事もなく通り過ぎた。しかし、与次郎はこれ

はどう考えても不届な行いであつて、佐竹の飛脚宿を引き受けながらワナに陥らせようと謀り事をするとは言語道断であり、憎きやつらである。きっと鼻を明かしてやろう。それは簡単だ。油鼠を残らず取りはずしてやるのだ。与次郎はそう考えて現場に立ち戻ろうとしたのが運の尽きであつた。幾度か油鼠を取りはずそうとしているうち、わきにあつた弓の弦が切れて与次郎の眼の辺りに触れて目がくらみ、これはまずいと思つているうち後足をワナにかけてしまった。これを引き抜こうとしているところを谷蔵が狐網を投げてつかまえ、その上から棒でメッタ打ちしたのであつた。与次郎は半死半生の体で皆に向かってこう言った。「私は誤つて今この災厄にあつているが、大切な君の命があつてそれを果たす途上である。御用を達せずに死ぬのは君に対して大不忠となる。そのところをくんでしばらく命を与えてほしい。謝礼として持っている金を贈ろう」と。これに対して間右衛門と谷蔵はせせら笑い「お前のために多くの旅籠屋がつぶれるに至つたのだ。お前の持っている金など柿の葉のニセ金であろう。お前が神通力の不思議なるものを持っているならば、今受けているこの難をのがれてみよ。」と言つて、なかなか取り合つてくれなかつた。与次郎は手を合わせ「私は命を惜しむのではない。油鼠が私を待ち受けていたことは知つていて、ワナのこっけいさをなぶりものにしてやろうとして立ち戻つてきたのは一生の誤りであつた。いやしくも義宣公より禄をいただいている者であり、3つや4つの油鼠をほしくて食べるような者ではない。君の御用さえ達せれば、早速戻つてきて殺されてもかまわない。飛脚宿にとって私の存在が迷惑であるならば、その罪のつぐないをしよう。この言葉にウソはない。どんなに無道の者でも、畜生の私ですら少しは道理あることを言つているつもりだが、勘弁してもらえないのは無念である。」と言つて涙を流した。

しかしそれはなかなか取り入れられなかった。「早々とこの世の暇を取らせよう。」と言ったりしている。与次郎は、「今は是非もない。よしよし、それならば私の命を差し出そう。」と言って首にかけた御状を綱目から出したと思ったら、この状みずから空を飛んでいったのは、まことに不思議であった。谷蔵は与次郎のうしろに回って小長柄でひと打ちしたら、与次郎は振り向いて、「おのれ末代に至るまで立たじ」と最後の一言を言って血を吐いて死んでしまった。

それから与次郎が持っていた金をみんなで分けあい、皮を剥いで煮て食べてしまった。ところがその夜から一村の者は心神悩乱し出し、その場にいた間右衛門と谷蔵をはじめ、「ああ苦しく耐えがたい。自分の腹を裂かれるようだ。手の指をもがれるようだ。」などと言って騒ぎ回り一村の家々に喧嘩口論がわき起こったようだった。親兄弟妻子を突き倒して踏みにじり大音声をあげてどよめきが起こったのだ。

与次郎は関八州の野狐の親分だったのであり、今このように村に災難があるのは、近国の狐がおびたたく集合して祟りをなしているためであった。その場にいた者どもは10の指をみずから食いちぎり、歯を石で打ち欠き、鼻をそいで片目をつぶすなどして泣き狂い、目もあてられない惨状となった。こうして、1ヵ月の間に、一村で狂気となった者3百余人、死者17人となった。しかし、間右衛門と谷蔵はまだ死ねない。しばらくの間苦しみを味わせようということのようだった。家中は段々みな残らず怪病にとりつかれていった。ここに至って一村はまさに滅びようとしていた。

この惨状が江戸の上聞に達し、御代領の事故であるので代官を派遣することになった。代官杉本伊兵衛が命を受けて、慶長14年酉7月下旬にこの地に下ったのであるが、村の様子をみて肝をつぶした。よくよく事の子細を問いただしてみるに、

この中でも10人余は狂気をまぬがれて平生であった。これは、彼らが常に慈悲を持ち心に不義をなさなかつたので、狐も祟りをなさなかつたといえる。杉本氏が彼らを集めてたずねているうちに、すでに祟りにあつた者どもが入れかわり立ちかわり、いろいろの妄言を吐いた。「このたび関東の公方より代官を差し下される。万一扱いを悪くするならば、淵にはめて自滅させよう」などといった。杉本氏はこの扱いについて思慮をめぐらし、明日は一村の者残らず集合することを申し付けた。

こうして仮屋を設けて、壇を高く築き、杉本氏は狩装束を身につけて采幣を持って壇に上り、一村の者が集合するのを待った。この日は代官の揃いがあるということで、一村の狐つきも残らず集合した。杉本氏が大声で一村の者に向かって「近国の小狐どもよく聞くがよい。このたびお前たちの親分狐が殺されたことで、一村に祟りをなしたことは道理がないことではない。しかし、殺害の場にいた者についてこそどうするか相談があつてもよからう。一村全体に祟りを及ぼすとは、畜生の浅ましきというものである。怒りに事の道理もわきまえない仕業は言語道断である。親分の殺されたことについては上聞に達しており、とんでもないことである。したがってこの地でながく八幡に祀るので、うらみも晴れるであろう。早々とこの場を立ちのくべきだ。もしこの処置に異論があるとする者がいれば、これから直々に近国の狐狩をして根絶やしにしてやろうぞ。親分のいきどおりに報いる道理を考えれば、少しは理解できるはずであろう。畜類の行為によって大いに上聞がおなやみになるとは、ありがたいことだと思うべきだ。」と理非明白に述べたので、数百の狐つきはいたく感じ入った。頭を上げず一言もなかつたのである。

その夜より、自然に狐は去つたとみえて、酒の醒めたようにだれもが元に戻つたのであるが、間

右衛門と谷蔵はなお恨みが晴れないとみえて、10日もたたないうちにあがき死んだ。杉本氏は社地祭事のことなどを指図して、江戸に戻った。不思議にも与次郎が持っていた封状は、小狐たちが送り伝えて、おくれることなく目的地に達したのである。間右衛門と谷蔵の一族は影もなく死に絶えてしまった。

今も御茶園のあたりに足の黒い狐がいるが、与次郎の子孫で黒脚半の印がある。この近辺の茶園の瓜や茄子のたぐいを狐が取ろうとする時、お茶園の与次郎の手作り、という札を立てれば、かつて狐はさわったことがなかったという。

稲荷に祀るべきを八幡に祀ったのは、杉本氏の深い思慮であるといわれた。義宣公はそれを聞かれて大いに無念の心であったという。毎年御上下(江戸より上り下りをいう)には、宮に祈念をしたので、藩には幸いがあった。明和の頃藩邸飛脚が大雪の折凍死しそうになった時、神霊の加護があって村から迎えが来て連れて行ってもらったことがある。末代まで神霊のおぼしめしにあずかるとしたら、それは、清風神々しい杉松の間にある六田村の神社によることは明らかである。

○城北の北の丸の初蔵の脇道を行ってつきあたり(八幡坂の上)の足軽番所内に、神壇を構えて与次郎を稲荷として祀った。廃藩の時に、この稲荷を御小人^{おこびと}達が引き取りたいと言い出した時、旗組の足軽達は自分達こそ引き取りたいとして、数度の談判を行った結果、旗組の勝ちとなって現在登町にそれを祀っている。また、藩主が江戸へ通行する際は、六田村において道から社前まで化粧砂を敷くことが以前から連綿と続いたという。代参の場合は、御刀^{おきたなぼん}番が藩主にかわってこれを勤めた。御初穂料として百疋(一分)を奉納した。この社は六田村の往来の道から40~50間入った所にある。畜類といえども君命を重んじて大いにその任を尽く

そうとして、ついにこの災難にあったことはじつに憐むべきことである。この狐より藩主に呈した書は左のごとくである。(明治29年8月中、旧城内本丸に祀る))



羽州街道(旧国道13号線)側からみた与次郎稲荷神社入口。うっそうとした杉林の中にあつたことがわかる。「村社稲荷神社」「村社八幡神社」とあり、併置されていた。

以上、長くなつたが秋田側を代表する内容を取りあげた。上記、最後の1行「狐より藩主に呈した書」といわれるものは、『伊豆園茶話 二十九の巻』P396や『新秋田叢書(+)』P25~P27に紹介されている。ウソかマコトか、まさに謎めいた奇妙な書である。さて、次に山形側で唯一手がかりとなりうる⑤『山形県地理名勝史蹟集成』を現文のまま紹介しよう。

〔稲荷神社 大字蟹沢四つ屋にあり、本社八幡社の境内に一祠を建て那桐與次郎を祀(前略) 慶長6、7年の頃六田駅は両羽街道の一大駅にして一時繁昌せり、駅に間右衛門と云ふ問屋旅店を業とし遠くは津軽、能代、秋田、近くは新庄、酒田、田川より上方に往復するもの宿泊せり況んや佐竹侯の秋田に封ぜらるゝや江戸、大阪表へ日々の急使を奔らせ為めに此駅の繁昌一方ならず、此頃に至り秋田飛脚往来社絶したるは何故なるやと問右衛門案するに、他の駅路を通過するならんやと、或日秋田の商人にあり問右衛門其旨を尋ぬるに答えて曰く、我屋形には昨年来、與次郎なるものを召抱ひ飛脚の用途を命ぜらる、此者秋田と江戸の

間百五、六十里の道を僅か三日許りにして江戸と往復せり、人皆云ふ韋駄天の如き飛脚なりと、彼れ與次郎一旦病死せしか間もなく蘇生せりこれ真人間にあらず、或は怪物ならんと批評せらるゝ云々、間右衛門竟らく彼こそ我商買に邪魔するものなりと、いつか打殺してくれんと駅の獵師谷蔵なるものに云々と語りかけるが、谷蔵は福岡小平太の弟にして先年大野蔵人の隠謀に加はり、和田志摩四郎と但謀り悪事を働きたるものなり、而して谷蔵声を潜めて曰く彼れ與次郎の本性を現はさんとならば、油鼠の四民の術を行ふ外なしと、彼れ若し狐狸の怪物なれば之に罹らざるものなしと、茲に谷蔵が此の術を用ひた六田駅外れなる八幡社内このんもりとした所に待ち受けたり、案の如く與次郎其所を通りかゝり此状態を見て冷笑しいわく悪漢の仕業かな吾斯る四民に罹り空しく死すべけんやと去りて上の山辺まで行きしも、夫より引還し其の油鼠を取出し嬉しく弄び居りし途端計らざるも弓弦に其身を觸れたり思ふや突然毒矢飛来り與次郎の右眼に中りしかば両足1度に四民に罹りたり、時に谷蔵驅せ来り兼て用意の狐網を以て四民の上を覆ひければ流石の與次郎も逃れかたく今や絶体絶命となり與次郎哀訴して云ふ様、吾れ君命は一大事なれば吾命計を逸してくれ、されば吾が所持の金銭残らず汝等に与ふべしと、谷蔵、間右衛門大に嘲り汝が金銭とは柿の葉か、桃の実ならん何で其の甘言にのりて許すべきや実に悪き怪物なりと散々に罵りければ、與次郎徹底逃れかたく決心し己の首に懸けたる御用箱を網の外に出しと見えたか、不思議や件の箱は空中に飛上り行方知れずなりぬ、於是谷蔵大に怒り一発放ったが與次郎はたったと睨みて曰く此の恨み後日に報ゆるべしとて血を吐き絶息せり、其後谷蔵、間右衛門は狂乱し熱病にかゝり絶命せりと。当時代官杉本伊兵衛六田駅に出張せられ與次郎最後の顛末を糺命したるに、谷蔵、間右衛門等の悪計にかゝる

こと明白なれば駅内庄屋、組頭を呼び與次郎が最後を遂げたる八幡神社に厚く埋葬しこゝに一字の祠を建て、其の霊を祀ること。此の神霊を祈るもの頗る靈驗ありとて参拝するもの今に絶えずと云ふ。後元治2年正月一位稲荷大明神を贈らる、毎年4月15日、8月15日を例祭とす。後ち明治29年8月佐竹侯が與次郎の霊を秋田市公園の秋田神社の側に一祠を建立し厚く尊敬し祭祀怠らす市民群参すと云ふ。]

以上である。両著において細部に若干の違いはあるものの、大筋はほぼ同じとみることができる。つまり、飛脚与次郎が、六田宿の旅人宿経営者間右衛門と谷蔵によって謀殺されたが、与次郎の祟りとみられる現象が起こったので、六田近くの八幡神社に祀った。その後参拝者にとっては靈驗あらたかな神社となった、というものである。さて、この伝説内容についての詳細な分析、検討は後にまわすことにして、その前に、現存する3社の与次郎稲荷神社の史の変遷と現況はいかなるものであるかを先にみていきたい。

注1. 戸川安章『羽前の伝説』（昭和50年 第一法規）『日本の伝説4、出羽の伝説』（昭和51年 角川書店）その他に地域出版物として『山形のとんと昔』（高陽堂書店）『村山の伝説』（東北出版企画）『東根の昔話集』（滝口国也著）など多数ある。

注2. 東根市小田島青年団制作の台本や、NHK大阪放送局制作の台本がある。

3、秋田市千秋公園内与次郎稲荷神社

(1) 史的経緯

① 本丸跡地移転

与次郎稲荷神社は、千秋公園内の久保田城本丸跡にある八幡秋田神社の境内社としてそれに隣接



秋田市千秋公園内与次郎稲荷神社

する。「与次郎稲荷神社由緒畧記」(与次郎稲荷神社社務所発行)によれば、次のような経過を知ることができる。

「歴代藩主をはじめ城下一般の信仰篤かりしが、明治維新廃藩の折、稲荷神社も取り払われ神霊は一時市内保戸野金砂町東泉寺へ合祀されていたが、明治24年矢留城跡を千秋公園となすに当り篤志信仰家市内川反2丁目伊藤吉五郎は時の土井南秋田郡長の薦めを享けて公園内に神社建立の志を立て元藩家老小野岡維門氏から与次郎稲荷の東泉寺合祀を聞いて是非これを公園内に再建せんものと企て自ら多くの私財を献じ明治25年6月26日現在の境地に堂宇を建立し神霊を奉遷して与次郎稲荷の再建を完成し氏子として三浦多吉、山崎新平ほか10数名の篤志家を集めた。」

以上のことから、与次郎稲荷神社の本丸跡移建は明治25年のことであり、それ以前は「一時市内保戸野金砂町東泉寺」に合祀されていたことになる。(ただし、先ほど紹介した『秋田沿革史大成』の伝説内容の最後の文では、「明治29年8月中、旧城内本丸に祀る」とある。ここに4年の開きがあるのはなぜか、今後の課題である。) 与次郎稲荷神社の現在の社守伊藤賢二氏によると、移建時は小さな祠を祀った「お堂」の姿で、現在の神社は昭和元年になって建立されたという。

ところで、与次郎稲荷神社参道をはさんで数対の石造の狐が並んでいるが、最も神社寄りの一对の台座に「萬延二酉年二月吉日」「高橋貞之丞」の銘文が見える。伊藤氏によれば、この一对の狐は昭和元年以前にあった「お堂」の左右に鎮座していたものだという。ただ、銘文にいう「万延2年」つまり文久元年(1861)に製作、奉納されたならば、この狐は「お堂」の時代はもとより、神社が本丸跡の現在地に移建する以前の場所に設置されていたことになるのである。



与次郎稲荷神社参道にある石造の狐(「万延二年」銘)

② 保戸野金砂町東清寺

与次郎稲荷神社が移建される前の場所となれば、由緒に記された「保戸野金砂町東泉寺」ということになるだろうか。

そこで、保戸野金砂町に目を向けると、そこには、現在金砂神社が鎮座している。その由緒書を見ると、もともと「両部神道の社で、金砂山東清寺竜聖院とよび、寺領百石」とある。さらに「常陸時代から佐竹家の信仰あつき開運神」であり、「慶長9年秋田市寺町に、宝永7年(1701)現在地

に移った」と書いてある。一方『伊豆園茶話 二十九の巻』を紐とくと、「金砂山東清寺」がなぜ常陸の頃から佐竹氏とかかわりが深かったかの理由が示され、「秋田にも祀り給ひて即ち東清寺と唱ふ」と記されている。(注1)

さらに、『秋田むかしむかし』を見ると、金砂神社由緒と同内容を紹介しながら、与次郎稲荷神社は「天保8年には小八幡の隣、嘉永2年には保戸野金砂神社内」にあったと具体的に記しているのである。(注2) よって、これらのことから、「与次郎稲荷神社由緒畧記」の「金砂町東泉寺」とは、「東清寺」のことであり、やはり与次郎稲荷は神仏混淆のこの寺に合祀されていた時期があったと考えられる。もしそれが『秋田むかしむかし』にある嘉永2年(1849)からとすれば、先に触れた万延2年(1861)奉納の石造狐一对は、東清寺境内にあったものと考えられる。しかし、嘉永2年説について若干疑問の余地もあり、このことについてはのちほど述べる。東清寺は現在ある金砂神社の別当寺として金砂山大権現を祀っていたが、明治になって廃寺となり、金砂山神社が残ったという。(注3)



秋田市保戸野金砂町にある金砂神社

③ 東清寺以前

ところで、先ほど引用した『秋田むかしむかし』に、与次郎稲荷は「天保8年には小八幡の隣」にあったと記しており、さらに東清寺以前の所在に

ついて触れているのである。それでは、そもそも本丸跡の与次郎稲荷神社の起源は、いつ、どこに求められるのであろうか。これは、本稿の本質的な問題にかかわるので、史料を手がかりに順を追って考察していくことにする。

まず、『伊豆園茶話 二十巻』の中に、次のような記述を見出すことができる。(注4)

「扱、今の北の丸御靱蔵(寛保3亥夏5月建)の地に先年金乗院ありて、其境内に与次郎稲荷の社ありて、全乗院に祭らしめたまふとぞ。御靱蔵建てられし後も尚此頃まで小祠ありし也。」

以上のことから、まず城内北の丸にあった金乗院という寺の敷地内に与次郎稲荷神社があったということがわかる。このことは、次の史料によって裏づけられる。文政期末(文政12年とすれば1829年)に描かれた「羽州久保田大絵図」(注5)を見ると、北の丸の一画に「御靱蔵」とあり、本丸からみれば向かってその右隣に「全乗院 稲ナリ」と記され、寺院の絵と鳥居が描かれている。この「稲ナリ」とは与次郎稲荷神社をさすのであろう。

④ 金乗院の変遷

さて、それではこの金乗院及び与次郎稲荷神社が、はたして築城以来ここにあったのかどうかである。以下金乗院の変遷を順を追って確認しながら、与次郎稲荷神社の所在も明らかにしていく。

ここに、秋田藩家老梅津政景が、慶長17年(1612)から寛永10年(1633)の約21年間書きつづった日記が残されている。原本は秋田県立秋田図書館に所蔵されているが、東京大学史料編さん所から『大日本古記録 梅津政景日記』として9巻が出版されている。

その『梅津政景日記 八』の寛永8年3月8日の項に、金乗院について「篇乗寺、今乗院此之外

御祈念衆屋敷、新手形町東かハに渡候へと被仰付候」と記録されているのが注目される。(注6) この「今乗院」こそ金乗院をさすと考えられるのであるが、これは初代義宣が寛永8年(1631)に「新手形町東かハ」つまり現手形御休下町の一角に金乗院の屋敷を構えさせたということであろう。各種城下絵図をみると、この界わいには藩おしかえの寺が並んでいたのである。

さらにそれ以前の金乗院の存在を示す史料が『佐竹家譜』の中に見い出せる。それには「慶長8年金乗院に授くる書に曰く、為八幡御神領、新城小又村之内参拾石。其方知形一市一堂村之内式拾石相付候、と(其書秋田城内八幡別当金乗院所蔵真述の書なり)」と出ている。(注14)

ここからは慶長8年(1603)にすでに金乗院が八幡の別当寺として存在していたことはわかるが、どこにあったか、その所在をつかむことはできない。やはり、城外のどこかにあったものと考えられる。

ところが、寛文元年(1661)の「御城下古絵図」を見てみると(注7)、三の丸山の手の別廓(通称八幡山)に八幡社に隣接して全乗院が記され、その敷地は広大なのである。ということは、寛永8年から寛文元年の30年間に、全乗院は手形御休城下町から城内に移動したことになる。では、さらに時代を追って、その他の城下絵図を通して金乗院の動向をさぐってみよう。まず、延享元年(1744)の「久保田御城下絵図面」(注8)、宝暦13年(1763)の「御城下絵図」(注9)には、やはり八幡と金乗院が同じ配置で記されている。補足的なことになるが、八幡の敷地には2つの鳥居が描かれている。1つは八幡のもので、もう1つの鳥居は、八幡とともに常陸から勧請したとされる稲荷神社である。先にあげた文政期末の「羽州久保田大絵図」でははっきりと稲荷と記されている。もう1つ、宝暦13年の絵図では金乗院の部分に「八幡別當」とある。

つまり、八幡社の別当寺が金乗院であったことがわかる。さて、本題にもどる。文政期末(1820年代後半)の「羽州久保田大絵図」になると様相が一変する。金乗院は先ほど『伊豆園茶話』『羽州久保田大絵図』にあったとおり、北の丸蔵右隣りにおろされ、その跡地には従来の八幡(これを小八幡という)を残してあらたに、「一乗院」と「大八幡」が建立されているのである。その理由は、明和4年(1767)6月4日外町の大火で一乗院と大八幡が類焼したことによる。両者は明和7年(1770)に金乗院跡地に再建されている。(注10) 蛇足ではあるが、先に『秋田むかしむかし』の中に与次郎稲荷神社は「天保8年には小八幡の隣」とあると書いたが、絵図からして与次郎稲荷神社は天保8年には蔵わきの金乗院境内にあったことになる。したがって「小八幡の隣」になるのは、常陸から勧請した稲荷神社の方であることになる。

ではその後はどうであろうか。弘化4年(1847)の「出羽国秋田居城絵図」(注11)では、金乗院はさらに移動して三の丸東方の一角に示されている。そこにも八幡別當とあるが、この場合の八幡は大八幡に対するもう1つの八幡、つまり小(正)八幡をさすと考えられている。そして最後に、明治元年の「秋田城廓市内全図」(注12)では、一乗院、大八幡、正八幡、稲荷、蔵などはそのままの位置に記載されているが、もはや金乗院はどこにも見い出すことができないのである。

以上であるが、金乗院の変遷をくり返しまとめると、まず、手形御休下町から城内三の丸別廓(八幡山)そして北の丸蔵わき、さらに三の丸東方へ移動し、最後は城内から姿を消すのである。

⑤ 金乗院と与次郎稲荷神社

さて、かんじんな与次郎稲荷神社の話を経験の中心にすえよう。このめまぐるしく変わる金乗院の動向と神社の所在はどうかかわっているのか。

今までみた中で与次郎稲荷神社が金乗院の境内に祀られていたことが明らかなのは、北の丸の靱蔵右隣りに金乗院があった時である。その時期は、金乗院が八幡山から靱蔵へおろされるきっかけとなった明和4年(1767)の外町の大火以後のことである。ではそれ以前は与次郎稲荷神社はどこにあったのか。久保田城と佐竹氏の研究者で秋田市在住の渡部景一氏は、与次郎稲荷神社は金乗院が八幡山にあった時からその境内にあったとしている。(注13) それでは、金乗院がかつて城外にあった時もその境内に祀られていたのであろうか。

はたして、与次郎稲荷神社を祀るに、あえて城外にその場所を求める必要があったであろうか。北の丸の茶園畑は与次郎にちなんだ場所である。供養の意味からも、そして藩主の参拝上も、城内の一角に祀ったはずではないだろうか。

参考までに、『秋田むかしむかし』には、義宣が花園山に一社をつくり、与次郎ギツネをまつたとしている。(注15) また『羽陰温故誌』には、「秋田城北ニ一祠ヲ創營シ、与次郎稲荷神社ト(シ)テ佐竹家ニテ世々崇敬スト云々。」と出ている。(注16) さらに、「与次郎稲荷神社由緒畧記」には、「義宣公この与次郎の最後を聞かせられ其の死を憐み城内大小屋(これは大木屋であろう＝筆者)の精地に稲荷神社を建立」とある。

そこで、与次郎稲荷神社が祀られた経緯は、次のようなものではなかったか。与次郎殺害のあった慶長14年(1609)7月以降、まず金乗院創建以前に与次郎稲荷神社は義宣の手によって、城内三の丸八幡山か北の丸茶園(のち花園畑)、または大木屋のいずれか周辺に建てられたのである。

のちに、やがて八幡山に金乗院と八幡が移建されるが、(それは「絵図」から、最大限寛文元年＝1661年までさかのぼれる)渡部景一氏の指摘のとおり、このあたりから金乗院境内に与次郎稲荷神社が初期の場所から遷座されたことが考えられる。

あるいは、この場所に与次郎稲荷社が先にあって、そこに金乗院を移して、あえて境内社としたことも考えることができる。それは、別当寺によって祭祀を永く怠りなく確実に実行してもらうためである。その状態は、先に確認した「絵図」により、少なくとも文政期末(文政12年は1829)まで維持されたことがわかる。しかし、その後、金乗院は三の丸東方に移動したが、この時与次郎稲荷神社は金乗院境内になおあったかどうかである。

このことを考えるのにまた、先に引用した『伊豆園茶話 二十の巻』に触れることにする。そこには、北の丸の靱蔵に先年金乗院があって与次郎稲荷神社を祀っていた、しかし、その後金乗院がなくなって跡地に靱蔵が建てられた後もなお、この頃まで小祠があった、ということが記されていたのである。このことは、金乗院が靱蔵隣りから三の丸東方に移っても、与次郎稲荷神社の「小祠」はそのまま残っていたということを物語っており、さらに、やがて靱蔵の場所からも消えていったことも示しているのである。つまり、金乗院が三の丸東方にあった時、その境内には与次郎稲荷神社はなかったということになる。



城内北の丸側からみた本丸方面の現在風景

⑥ 与次郎稲荷神社の城外移建

それでは、靱蔵隣りの旧金乗院境内に残された与次郎稲荷神社はいつどこに移動したのか。そこで、『伊豆園茶話』にある「この頃まで小祠があっ

た」という、「この頃」とはいつなのか、まず検討してみよう。『伊豆園茶話』が書かれたのは文久3年(1863)から明治26年の間である。引用した文がいつ書かれたか、記録にないのが残念であるが、ただ1ヵ所手がかりとなる部分がある。それは、引用した文に後続して「県になりて」の語句があり、前後の文脈からも明らかにこれは明治に入って廃藩置県を経てから書かれた文章であることが理解できる。廃藩置県とは明治4年(1871)である。となれば、「この頃」とは、およそ明治維新前後と考えられる。ただ、どのぐらいの幅をもって考えるかで、幕末であるか明治4年以降であるか、大部時期がちがってくる。

ここで、移動時期とともに、与次郎稲荷神社が次に移動した場所はどこかを含めて考えてみよう。そこで、思い起こされるのは、先の『秋田むかしむかし』に嘉永2年(1849)に与次郎稲荷神社は保戸野金砂神社内にあったという記述である。前記においては、嘉永2年説に若干疑問の余地もあるので、詳細はのちに述べると断った。今そのことも含めてここで触れたい。

先ほど得た結論として北の丸糶蔵から三の丸東方に金乗院が移っても、与次郎稲荷神社はしばらくは旧金乗院境内にそのまま残されていた。その後は『秋田むかしむかし』にあるとおり、やがて保戸野金砂町の東清寺に与次郎稲荷神社が合祀されていったと考えられる。では、それはいつ頃のことなのか。『伊豆園茶話』の上記の引用部分が書かれたのは、いくらさかのぼっても明治4年(1871)である。『秋田むかしむかし』の説では嘉永元年(1848)までは与次郎稲荷神社は東清寺に合祀されていない。したがってそのまま糶蔵に残っていたと考えられる。要するに、ここで述べたいのは、与次郎稲荷神社が糶蔵に最大限23年前に残っていたことを、「この頃まであった」と書けるか、という疑問なのである。しかし、年数感覚は

主観的なものでもあろうし、江戸時代の長さを考えれば23年はわずかの年数でもあり、あまりこだわること無駄であろう。

もし、嘉永2年ではないと仮定した場合、東清寺への合祀の時期は、万延2年(1861)つまり文久元年が考えられまいか。先に現在の与次郎稲荷神社の参道左右にある1対の石造狐の台座に「萬延二年」の銘文があることを記した。時期を追えばこの1対の狐は、おそらく保戸野金砂町青清寺に合祀されていた頃のものと考えた。しかし、あらためて考えるに、この銘文「萬延二年」は、城内北の丸糶蔵の場所から城外の東清寺に与次郎稲荷神社を移建した際に、あらたに奉納した時期を示すものと考えられないか。嘉永2年から万延2年(文久元年)までは12年が経過している。そうならば「この頃」の範囲が12年縮小される。

最後に、城内の一乗院、大八幡、小八幡、稲荷社などの社寺は「城地を所轄する陸軍省の社地払い下げ措置(明治5年6月)によって、城外へ移転しなければならなくなった。」という。(注17) 明治5年に城内の社寺はすべて移転を余儀なくされたが、この時期を待たずして、与次郎稲荷神社が城外へ出たとしたら、なぜなのか。由緒ある社として、あらたな別当寺が必要とされたからであろうか。

⑦ 史的経緯総括

ずいぶん長々と与次郎稲荷神社の変遷をたどってみた。ここで、簡潔にまとめてみたい。

- 与次郎稲荷神社は、佐竹義宣の時代、慶長14年(1609)以降、城内三の丸八幡山か北の丸茶園畑、あるいは大木屋のいずれか付近に建立されたのではないか。
- 金乗院が城内に移建されてから、その境内に与次郎稲荷神社が祀られたと考えられる。その時期は八幡山に移建された時とも考えられるが、

確実にわかるのは、金乗院が八幡山から北の丸
 萩蔵隣りにおろされた時である。

- 与次郎稲荷神社は、金乗院が萩蔵から三の丸東
 方に移ってから、萩蔵の旧境内地に残ってい
 た。
- 萩蔵の旧境内地から移動した場所は城外保戸野
 金砂町東清寺であろう。その時期は嘉永2年
 (1849)といわれるが、さらに年代が下ることも
 考えられる。
- 廃寺になった東清寺境内から現在地に移ったの
 は明治25年である。当初は一祠で、いわゆる「お
 堂」の姿であったが、昭和元年に現在の社にな
 った。

以上、まわりくどく与次郎稲荷神社の変遷をみ
 てきた。この神社が慶長14年(1609)直後に創建さ
 れたとすれば、江戸時代のほぼ全般を通じて、秋
 田佐竹藩の盛衰を見守り続けてきたことになる。
 それだけ長い期間にわたり崇敬され、藩によって
 守り続けられてきた一祠とはなんだろうか。この
 神社のもつ歴史的重みを感じずにはおれない。

(2) 祭祀状況

現在の与次郎稲荷神社は毎月5日のご縁日で、
 40～50人の講中の人々が、それぞれ参詣に訪れる。
 ほとんどが秋田市内の方々である。神社の祭典は
 2月の初午と5月5日に行われるが、5月の場合
 は春の大祭として八幡秋田神社と合同で行われて
 いる。かつては秋の大祭も9月5日に行っていた
 が、現在はとりやめている。

- 注1.『伊豆園茶話 二十九の巻』(『新秋田叢書(上)
 所収) P405 昭和47年 歴史図書社
- 注2.『秋田むかしむかし』P9 昭和40年 秋田
 魁新報社
- 注3.渡部景一『図説久保田城下町の歴史』P110

昭和58年 無明舎出版

- 注4.『伊豆園茶話 二十の巻』(『新秋田叢書(上)
 所収) P28 昭和47年 歴史図書社
- 注5.渡部景一『秋田市歴史地図』所収 P48 昭
 和59年 無明舎出版
- 注6.東京大学史料編纂所『大日本古記録 梅津政
 影日記 八』P40 昭和37年 岩波書店
- 注7～注9.前掲『秋田市歴史地図』所収 P28、P
 40、P42
- 注10.「八幡秋田神社関係資料」のうち「八幡秋田
 神社関連文献資料」の項参照 秋田市文化振
 興課
- 注11.前掲『秋田市歴史地図』P47
- 注12.前掲『秋田市歴史地図』P56
- 注13.渡部景一『久保田城ものがたり』P123、P
 193 平成元年 無明舎出版
- 注14.前掲「八幡秋田神社関係資料」の「八幡秋田
 神社関連文献資料」の項参照
- 注15.前掲『秋田むかしむかし』P9
- 注16.『羽陰温故誌 第三冊』(『第三期新秋田叢書
 (一)』所収) P146 昭和51年 歴史図書社
- 注17.「秋田さきがけ新報 千秋公園②」 昭和60
 年1月4日号 新田魁新報社

4、秋田市檜山登町与次郎稲荷神社

この与次郎稲荷神社は、檜山登町の住宅街の一
 角にある。社殿や境内が狭いので、車で通り過ぎ
 れば見逃してしまうほどである。しかし、標柱を
 見ればまぎれもなく「与次郎稲荷神社」(「大正5
 年」銘)とあり、立派な石鳥居(「大正15年」銘)も
 ある。市内で2つ目の与次郎稲荷神社である。

この神社についても、その由来、史的経緯をた
 どってみよう。

(1) 史的経緯

この与次郎稲荷神社に関係する文献を紐とくこ
 とからはじめよう。まず、先に「2. 与次郎稲荷



秋田市檜山登町にある与次郎稲荷神社

神社伝説とは」で、『秋田沿革史大成 下巻』に記された内容を現代文で示した。その後段の一部を再び引用する。今度は原文のままとする。(注1)

「城北ナル北ノ丸御糶蔵ノ脇行キ当リ(八幡坂ノ上)御足軽番所内ニ神壇ヲ構ヘ与次郎ヲ稲荷ト祭ル。廃藩ノ時此稲荷ヲ御小人共引取ント云フニ、御旗組御足軽共ハ此方ヘ引取ントノ談判数度ノ上、御旗組ノ勝利トナツテ今登リ町ニ祠ル。」

これによると、北の丸糶蔵西側(八幡坂を登りきった所)には足軽番所があって、そこに与次郎稲荷神社が祀られていたようだ。やがて廃藩置県の時(明治4年)、この神社をどこに遷座するかをめぐって、御小人衆と旗組の足軽衆は激しく誘致合戦を展開した。数度の談判を経て足軽衆の勝利となり、登町に祀ることになったのである。

この内容とほぼ同じことが『伊豆園茶話 二十の巻』にみることができるので紹介しよう。(注2)

「又其近処八幡坂の上御糶蔵より行当りに御足軽番処ありて、其内に神壇を設け与次郎稲荷を祀る。是は御足軽の私に勧請せしとぞ。県になりてそれを入川橋に遷す。其時御小人の方に遷さんといふを、御足軽の由緒の古書付ありて御小人へ不讓などの噂ありし也。」

ここでは、与次郎稲荷神社は「御足軽の私に勧請せしとぞ」とある。つまり、足軽衆の願望で個人的に勧請した神社ということである。では、いつ与次郎稲荷神社を勧請したのか。足軽番所が建てられた年代について、『国典類抄 軍部』の寛保3年5月7日の項に「御糶蔵外に新規立置かれ御足軽番処居り申候」とある。(注3) 足軽番所は寛保3年(1743)に建てられていることがわかる。とすれば神社の勧請はそれ以降ということになる。この頃は金乗院はまだ三の丸八幡山にある。この境内に与次郎稲荷があったとすれば、そこから勧請したものか。あるいは、明和7年(1770)、この地に一乗院と大八幡が再建され、金乗院は北の丸糶蔵隣りにおろされているので、その頃金乗院境内にあった与次郎稲荷神社を勧請したことも考えられる。

とにかく、与次郎稲荷神社は足軽衆はじめ、御小人衆など下級武士の崇敬を集めた様子がよくあらわれている。県になって遷座する先をめぐってトラブルが発生しているほどである。足軽衆は、かつて自分たちの先祖が勧請したことの証拠となる古い書付を盾にとって譲らなかつた。それが現在の登町にある与次郎稲荷神社なのである。遷座を示す当社棟札には次のようにある。(注4)

(表) 稲荷大神 奉遷座神位

(裏) 明治5年

羽後国秋田郡久保田

第一大區中郷社

(現物はタテ書き)

城内から現在地へ遷座されたのは、明治5年(1872)であることを物語っている。明治5年とは、城内の一乗院、大八幡、小八幡、稲荷社などが、すべて城外移転を余儀なくされた時期である。



かつて与次郎稲荷がまつられていた足輕番所跡(八幡坂上)

(2) 祭祀状況

この与次郎稲荷神社は、八幡秋田神社宮司山本富雄氏の所有となっている。毎月16日がご縁日ということで参拝している。与次郎のいわれなどは、今となってはほとんど伝承されておらず、単に稲荷神ということで、一般的な商売繁昌の神として祀られている状況のようである。

注1.『秋田沿革史大成 下巻』P965 昭和48年
秋田加賀谷書店

注2.『伊豆園茶話 二十巻』(『新秋田叢書(+)]
所収)P28 昭和47年 歴史図書社

注3.渡部景一『久保田城ものがたり』P123 より
引用。平成元年 無明舎出版

注4.「資料 八幡秋田神社所蔵棟札」の4枚目「稲
荷神社関係」より引用。

5、山形県東根市与次郎稲荷神社

(1) 史的経緯

東根市蟹沢の通称四ツ谷地区にこの神社は鎮座する。伝説では、舞台の中心となった場所を「六田」と称している。六田村(現東根市六田)は羽州街道58次の中の1つで、宿駅の役目を担った村である。しかし大名宿泊所である本陣が置かれたのは楯岡村(現村山市楯岡)で、六田宿は隣村の宮崎村(現東根市宮崎)とともに楯岡宿の補助駅として機能したにすぎない。

伝説では、六田宿に間右衛門が経営する佐竹氏の飛脚宿があり、早足のため飛脚宿を利用しない与次郎が、結果として間右衛門の経営を妨害する者として描かれている。このため、与次郎は許されざる存在となって殺害の対象となるのであるが、その殺害及び埋葬の場所が、六田村の南に隣接する蟹沢村であった。この村も羽州街道に面しており、街道からわずかに西に入った杉林(八幡林といった)の中に、古くから村の鎮守として八幡神社があった。この場所が与次郎が殺害され埋葬された所といい伝えられているのである。

伝説をもう1度ふりかえってみよう。『秋田沿革史大成』では、「この地でながく八幡に祀るので、うらみも晴れるであろう」「稲荷に祀るべきを八幡に祀ったのは、杉本氏の深い思慮であるといわれた。」とあった。『山形県地理名勝史蹟集成』では、「与次郎が最後を遂げたる八幡神社に厚く埋葬しこゝに一字の祠を建て、其の霊を祀ると。」と記していた。さらにもう1つ紹介すれば、『伊豆園茶話二十の巻』には、「御代官杉本伊兵衛江戸より態々下り八幡宮と祀りて崇り止しとぞ。」と出ている。(注1)



東根市の与次郎稲荷神社

さて、ここから2つのことがいえる。1つは与次郎は八幡神とともに合祀された、ということ。もう1つは、八幡神社境内に埋葬され「祠」が建てられたということである。いずれにしても最初から「与次郎稲荷神社」をこの地に建立したので

はないということである。

合祀を裏づけるように、現在の与次郎稲荷神社は、昭和30年以前は、「八幡神社与次郎稲荷神社」と2つの神社を併置した名称を使用しており、本殿も左右に機能分化させていたのである。ようやく昭和30年9月に至って、「与次郎稲荷神社」という社名に統一して宗教法人として認可されたのである。その時に書かれた『与次郎稲荷明細書』（与次郎稲荷神社所蔵）の「由緒」を記してみよう。

「当神社の鉛革由緒は詮かでないが、旧地名は八幡林と称し、八幡大神を奉祀し、(中略)慶長年間秋田藩主佐竹右京大夫義宣公に仕える飛脚与次郎と言う者あり、この地において難に偶いて一命を亡う。後世与次郎の霊と稲荷大神を合祀し世に与次郎稲荷と称せられたと云う。現在秋田県に多数の崇敬者有り、年々□□絶ゆることなし、八幡、稲荷、与次郎の霊を総称して与次郎稲荷神社として設立する。」

このように、与次郎稲荷は八幡神が先にあったところに祀られた経過を知ることができる。したがって、与次郎稲荷神社の祭神は、稲荷神を示す保食神、与次郎の霊である与次郎大人之霊とともに、八幡神である応神天皇も祀るという複雑な祭祀形態をとっている。

一方、与次郎が八幡神社境内に埋葬され「祠」が建てられたということについて触れなければならぬ。先の『与次郎稲荷明細』の「由緒」の最後に、「境内に与次郎の霊を祀る墓所有り、現在西北隅に『与次郎本廟』としてここに□□されている。」とある。つまり、本殿とは別に、境内地に「本廟」があるとしている。

そこで、与次郎稲荷神社社殿の西北側に回ると、無銘の自然石がブロック塀と屋根でおおわれ手厚く祀られているのが目にとまる。じつはこれが

「祠」=「本廟」といわれているものなのである。与次郎の墓碑をあらわすこの石碑(祠ではない)は、幅28cm、高さ50cmときわめて小型であるが、境内土中に長年埋ずもれていたものを、伝承にもとづいて近年掘り出したものである。与次郎の墓が境内西側土中にあるはずだと、長いあいだ語り伝えられてきたことにもとづく発掘であった。

このように、与次郎は墓碑をもち、さらに本殿に祭神として祀られるという、きわめて丁寧な扱いを受けている存在なのである。この経緯については、どちらが先なのか、はたまた同時なのか、両者の関係をどのように考えればいいのか、今のところわからない。



与次郎の墓碑

次に、与次郎稲荷神社の創立期について、昭和45年9月に神社側から出された「与次郎稲荷神社新拜殿造営趣意書」には次のように書かれている。

「与次郎稲荷神社は、今より360年の昔、慶長16年旧秋田藩主佐竹義宣公に縁(ゆかり)の有る神社にして、佐竹家に忠勤を励んだ飛脚与次郎大人の霊(うしのみたま)を鎮守八幡神と共に祭祀された

神社と伝えられ、今年(2024年)は創立360年に当り、また、宗教法人神社として発足して以来15周年に当り、県内はもちろん秋田県より多数の崇敬者が年々団体参拝致し、益々発展して居る神社であります。(以下略)」

このように神社では、慶長16年(1611)を創立年代としている。伝説では与次郎殺害が慶長14年(1609)である。慶長16年とは何を根拠としているのか。

長年与次郎稲荷神社の宮司をつとめられた本間亮法氏によれば、昭和7年に『日刊山形』(昭和13年現在の『山形新聞』に合併吸収された新聞)に与次郎稲荷の伝説が連載されたという。氏はその写しを所蔵されているが、そこに、「慶長16年に四ツ谷の里に与次郎の霊を祀り稲荷大明神として敬った。」と記されている。

『日刊山形』は何によったのかは知るよしもないが、神社ではこの後慶長16年を創立年代ととらえている。なお、本間氏は昭和30年に『傳説 與次郎物語』(のち『悲恋與次郎稲荷』)を編集して、与次郎稲荷神社の由緒記をあらわしている。(その内容は、本稿の巻末に参考資料として掲載)

(2) 祭祀状況

次に記すのは、『町報ひがしね第8号』(昭和30年3月15日付発行)掲載の記事である。

「ようこそ秋田から750人はるばる**与次郎稲荷参拝団**

東根の古蹟与次郎稲荷神社には毎年隣県秋田から数回に亘って団体参拝があるが、今年もその第1陣750名が去る3月2日日本町を訪れた。一行は10時44分「かにさわ」駅着臨時列車で到着、役場産業課長をはじめ観光係、青木温泉組合長ほか組合関係者、観光協会役員、部落民、温泉旅館女中さ

ん達約200名に出迎えられて、歓迎花火の轟くなかを与次郎神社(遭難の地)墳墓(東中校横)の順序で参拝、佐竹侯の功臣与次郎氏の遭難当時に思いをはせて感慨を新たにして拝礼を終り、東根中学校講堂に設けられた歓迎会場に臨み、本町側関係者や、女中さん達の接待、秋田県人側のリクレーションに歓を尽し、帰りは名物豆糖や六田の焼麩、いなりまんじゅうなどを手に手に、12時55分「かにさわ」発帰路についた。

与次郎稲荷と秋田県人は何故つながりがあるか一寸紹介してみよう。

慶長のころ(約300年前)秋田城主佐竹侯の忠臣で飛脚(兵法家隠密も兼ねていたらしい)那河与次郎が江戸の情報を秋田に知らせるため常々秋田街道(今の国道で佐竹侯が参勤交代のための通路を改修したため当時はこう呼んだ)を通り、六田の勘右衛門宿屋を常宿としていた。

この時六田の獺師谷蔵、勘右衛門外数名が何か利欲(江戸幕府の関係か)のために神業に近い敏捷な与次郎をあやめんと謀り、遂に騙し討ちにした。

当時佐竹藩では、与次郎の冥福を祈ると共にその功を讃えるため秋田城(今の千秋公園)に与次郎を祀り、遭難の地に八幡神社と共に合祀されたい。(参勤交代の往復、佐竹侯は与次郎稲荷神社に参拝したが、当時としては殿様が臣下に頭をたれるのは具合が悪いので、源家の末胤であることからその祖神八幡神社に同祀したものか)

その後埋葬の地には後年になって神社が建てられた。こうした因縁で秋田県からは今なお参拝者が絶えない。」

以上であるが、750人という参拝団の数は、やはり与次郎稲荷神社が秋田とはただならぬ関係で結ばれていることを示すものだろう。東根側も相当の歓迎ぶりであり、人の心をとらえ、人を動かす伝説というものの不思議な力をみる思いである。

引き続き『町報ひがしね』をみてみよう。

第14号(昭和30年9月20日付発行)

「与次郎稲荷昇格 法人神社初の報告祭

大字蟹沢四ツ谷部落では、本春以来与次郎稲荷神社境内864坪を整地して児童遊園地を設置し児童福祉に協力して来たが、氏子一同の総意によりこのほど与次郎稲荷を宗教法人に基づく法人神社にすべく手続中の処、9月初め神社本庁統理の承認を得たので、基の報告祭を兼ねて10月10日に盛大な祭典を挙行することになった。地元四ツ谷部落では今度初めてのお祭りなのでいろいろな催し物、神輿渡御などが計画されている。

この日のお祭りには秋田県からの信者も多数団体で参拝する見込みで部落を挙げて準備に大奮である。同神社の御祭神は応神天皇(八幡)保食神(稲荷)を主神とし、与次郎の霊を配祀している。」

第15号(昭和30年10月20日付発行)

「人気呼ぶ飛脚とお花 与次郎稲荷昇格報告祭

法人神社昇格初の報告祭をかねた与次郎稲荷の秋祭りは10月10日盛大に行われた。

今年は約1千坪近い境内を整備して児童遊園地まで作ったはじめてのお祭りであり、樽御輿と飛脚与次郎とその恋人お花に扮した若衆が終日街を練り歩き、境内では舞台の演芸が人気を呼んで非常に賑わいだった。」

以上、昭和30年9月に与次郎稲荷神社が法人に昇格したことを記念して開かれたお祭りの賑々しさが伝わってくるが、同時に、この神社が地域住民の連帯意識の形成に大きな役割をはたしている様子も感じとれる。現在も与次郎稲荷神社の祭典は10月10日に行われている。この日は「体育の日」でもあり、人出も結構あり常設舞台でのカラオケ大会や多くの露店など、祭りの賑わいは今も続い

ている。



毎年10月10日に行われる与次郎稲荷神社の祭典

与次郎稲荷神社の本殿、幣殿、拝殿内部を見まわすと、奉納されたものかなりの数に秋田県在住者の名前を見出すことができる。本殿に吊るされた提燈には「秋田県湯沢市 劇団山口タロー 昭和44年10月10日」とある。近年まで祭典日には境内常設舞台において、「劇団山口タロー」による与次郎とお花の「悲恋 与次郎稲荷物語」が演じられたのであった。

「与次郎稲荷神社拝殿造営寄進者芳名」の板額には「秋田県仙北郡刈和野」在住者22名、「秋田県大曲市」在住者37名、「秋田県南秋田郡昭和町」在住者11名の名前が書き連ねてある。

また、他の板額には「秋田市与次郎講中外有志」として37名の名前と「神職 山本富治 山本道雄 世話人 伊藤テツ 長浜谷スエ 加賀谷ヨネ 田中善吉 昭和4年拾月吉日」の墨書がある。

そのほか、「秋田県大曲市35年間参拝記念 昭和42年10月13日」と記された3人の参拝記念写真もかかげられている。また、奉納された三宝、天幕などから秋田県の住居地をひろってみると、「仙北郡大曲町」「南秋田郡昭和町」「秋田市飯島」「大久保町」などが多い。

神社関係者によると、昭和40年代～50年代の祭典日には約70名が秋田から訪れ、前日から東根温泉に宿泊することもあったという。バス1台で参拝に訪れた時期もあったようだ。

ここで、与次郎稲荷神社に約40年間も参拝し続けている秋田県南秋田郡昭和町の加藤キエ氏(69才)から、与次郎稲荷への信仰心のほどを語っていただいたので、その概要を記す。

「与次郎稲荷神社の参拝のきっかけは、町内にいた湯沢市出身の方が以前から参拝にいたり、おみやげに与次郎稲荷神社のお守りをいただいたことからである。昭和28年頃のことであった。それ以降平成5年まで毎年1回参拝し続けた。

永年参拝ということで山形県神社庁から表彰も受けた。商業を営んでいたので、商売繁昌と家内安全などが参拝の目的であった。10年くらい前までは同じ町内の方6、7人でグループを組んで参拝した。かつては、天童温泉や東根温泉に宿泊して、遊山をかねての旅という時もあった。

今では高齢者が多く、グループで参拝することもなくなった。昭和町から車に乗って東根まで4時間以上もかかり日帰りの参拝はきつい。私も体調が充分でなく、平成6年度は与次郎稲荷神社を直接訪れることができず、「初穂料」を郵送することにした。とにかく、私にとって与次郎稲荷は大変ご利益のある神である。商売や子供の成長、進学問題も、みな順調にいったのは与次郎稲荷を参拝し続けたからだと思っている。他人に依頼を受けて代参までしたこともある。

秋田県人の参拝者が多いのも、佐竹侯とゆかりのある神社という親近感からであろう。秋田市内千秋公園内の与次郎稲荷神社には、車で30分ぐらいの所ということもあって、1ヶ月に1回は参拝していた。しかし、近頃は公園内の階段を登るのがつらいので、代参をお願いしている次第である。」

以上であるが、与次郎稲荷神社の参拝者は、かなりの人が、商業を営んでいるようである。やは



神社内にある寄贈された天幕

り稲荷神は商売繁昌の神なのである。

6、伝説内容の分析・検証

先に秋田側資料『秋田沿革史大成』と山形側資料『山形県地理名勝史蹟集成』を紹介し、伝説内容をつぶさにみてきた。内容分析はあとにまわすとしていたが、ここで、いよいよ史実を背景としながら、伝説が史実とどうからみあって展開しているかを軸として、内容を分析・検証してみたい。

(1) 伝説のはじまりについて

まず、伝説の始まりが秋田側資料ではすべて慶長9年(1604)8月中の、土崎湊城から秋田城へ移って間もない頃としている。実際に、水戸から転封となった佐竹義宣は、慶長7年(1602)9月に土崎湊城に入ったが、土地の狭小と地の利の悪さから、翌年5月に神明山(現千秋公園台地)の久保田城(秋田城)の築城に着手する。

湊城を破却して新城に移ったのは、慶長9年(1604)の8月28日であった。(注1)『沿革史大成』と『伊豆園茶話』は、与次郎の登場は慶長9年8

月中、「秋田城へ移って2、3日後」としている。よって、慶長9年8月30日又は31日が物語りのはじまりとみなすことができ、新城移転という史的事実を背景として、物語りがスタートしていることになる。

また、義宣の前に現われた大狐の主張の中に、「この神明の社あたりに久しく住んでいる狐」であって、「君が当地に移られてから私は路頭にさまよい住むべき土地がない」との弁は、築城によって神明山の原野が切り拓かれて畜類が追われていたことを示しているよう。



久保田城跡を示す碑

(2) 与次郎の名前について

義宣がこの狐に北の丸の御花園のそばに土地を与え、名前を茶園守の与次郎とした。遷封30年前の水戸時代に、茶園守であった与次郎という人物がいて、それにちなんでつけた名前という。先に紹介した延享初年(1744)の「久保田城下絵図面」には、北の丸の位置に「御茶園畑」と出ており、以前からここが茶園であったのであろう。

また、『山形県地理名勝史蹟集成』では、与次郎の姓が「那珂」^なと記されている。じつは、秋田藩

には「那珂」^なの姓を持つ人物が結構存在する。たとえば『伊豆園茶話』などに登場する者は「那珂惣助」「那珂正左エ門」「那珂通實」などであり、詳細はわからないが、藩中に「那珂」一族があったのではないかと(注2)。「那珂」は佐竹氏のかつての水戸時代につながるものとも考えられる。つまり、地名として付近に那珂郡があり、那珂川、那珂湊など、水戸や茨城に多い名称であることに気づく。このことから、『地理名勝史蹟集成』にいう「那珂」は、本来「那珂」の字ではなかったろうか。

「与次郎」も、水戸時代に存在した茶園守の名であったというから、「那珂与次郎」は佐竹氏の秋田移封以前に由来し、歴史性を負った名である。

(3) 飛脚について

まず、飛脚の史的存在についてふれよう。『梅津政景日記』は慶長17年(1612)2月28日から始まっているが、同年3月7日の項に、「窪田へ差越候飛脚罷帰候」という一文が出てくる。(注3) 飛脚はすでに、国元と江戸を結ぶ遠距離間の情報伝達手段として存在していたことを示している。したがって、与次郎が飛脚として活躍したとされる頃、つまり慶長9年から同14年までの時期も、実際に飛脚の役目を担って活躍する人物はいたであろうし、「飛脚与次郎」は成り立つと思われる。

伝説では、飛脚与次郎は秋田、江戸間の片道を3日で、往復6日でこなしたことになる。現実にはどうであったか。『梅津政景日記』にはいくつかの事例が示されている。最も早い例として、寛永6年(1629)、義宣の母芳寿院の病気で片岡善七指南の御小^{おこびと}人1人を早飛脚に出し、6月24日出発して29日江戸到着、帰りは翌月2日江戸を出発して6日到着したと記している。(注4) この記録は、下りが足掛5日という驚異的な早さである。一方、狐とされる与次郎は「片道3日」とさらに

早く、『山形県地理名勝史蹟集成』には「韋駄天の如き飛脚」という風評があったと書かれている。

伝説という性格上、物語り性を強調するため「片道3日」の早さにしたたのであろうが、当時の実態に照らしてみても、それほど現実離れた日数ではないことに気づかされるのである。

(4) 旅人宿について

伝説の舞台が羽州六田村であるが、先に延べたとおり、元和年間から寛永年間頃に羽州街道が整備され、参勤交代がひんぱんに行なわれるようになると、六田村は隣村の宮崎村とともに、本陣のおかれた楯岡宿の補助駅としての機能を果たすようになる。(3宿は合宿制をとっていた)

さて、飛脚与次郎が往来した頃の六田村はどんな様子であったのか。伝説では与次郎は慶長9年から「御用を勤むること6年なり」とある。与次郎殺害後、六田村に大凶事が続発して、代官杉本伊兵衛が査察に来たとされるのが慶長14年7月下旬であった。はたして、慶長9年から同14年頃の、まだ参勤交代制が確立していないこの時期に、六田村は宿駅としてどの程度の機能を有していたのか。『地理史蹟名勝集成』には、「慶長6、7年頃、六田駅は両羽街道の一大駅にして一時繁昌せり」とある。しかし、ここには歴史的事実とはかけ離れた誇張がみられる。もっと事実即してみよう。

『羽陰史略』という文献を紐といてみる。そこには、佐竹義宣が、久保田城の築城に着手した慶長8年(1603)から毎年のように江戸と秋田を上下している事実がはっきりと記されている。(注5) それらを原文で簡潔に列記してみよう。

- 慶長8年 江戸え御登
- 同9年 秋江戸え御登
- 同10年 秀忠公御上洛4月26日。(中略)義宣

公扈従の列にあった塗輿に駕す。

- 同11年 10月4日江戸え御登
- 同13年 正月江戸より御下り。10月御登
- 同14年 春江戸より御下。10月江戸え御登
- 同15年 11月江戸え御登。
- 同16年 5月江戸より御下。秋江戸え御登
- 同17年 5月3日江戸より院内迄御下着也。夫より久保田御着城。10月28日江戸え御登。
- 同18年 正月3日 義宣公駿府にて登營。3月晦日 義宣公駿府に到登營。家康公に謁し白銀千両時服10領賜。

(以下略)

これを見る限り、義宣は驚くほど江戸と秋田をひんぱんに上下している。春に秋田に戻り秋にまた江戸に登るといふ、体力と財力の限界に挑戦するような江戸への参勤をくり返しているのである。これは参勤交代の制度が確立(寛永12年の「武家諸法度」)する以前の話しである。

この参勤のルートは、もちろん羽州街道を使用したはずであり、当然ながら六田村も通過していることになる。街道もまだ充分整備されなかったと思われるこの時期、六田の大名通過時の受入体制はどんなものであったのか。

ふたたび『羽陰史略』をみてみよう。与次郎の殺害があったとされる慶長14年(1609)の10月には、義宣は江戸へ登っている。その際の従者の内訳は次のとおりである。(注6)

御供御家老渋江内膳、騎馬29騎、駄輩25人、御膳奉行2人、御茶屋坊主6人、御茶や10人、御馬添30人、江戸詰御鷹匠9人、立婦19人、

この場合、従者合計130人の移動規模である。当時宿駅は時期的にみて、それほど整備されている

とは思われないのであるが、義宣のくり返されるこれらの行動からして、羽州街道は予想以上に早い段階で整備、補修されていったのではないかと考えられる。『梅津政景日記』には「道作奉行」の名も見え、道路の改修には意を注いだ様子が見える。

したがって道路の整備とともに、宿泊、休憩の場所も確保され、各宿駅も佐竹氏の通行によって急速に整えられていったことが考えられる。そこで、本題の中心である六田宿に関する記述が『梅津政景日記』にもみられることに注目しよう。

ここにおいて、元和2年(1616)、義宣が江戸から秋田へ下る途中の5月17日から18日にかけて、六田宿に一泊していることが明らかである。(注7) 5月17日「1. さゝやより六田まで御着被成候」から始まっている文章で、「六田の御宿」「六田より金山までの御傳馬可走廻由」などの文言がみられ、5月18日の項では、「1. 六田よりしん城まで御出被成候」とある。

元和2年(1616)とは、与次郎殺害があったとされる慶長14年(1609)からわずか7年後である。このことから与次郎が活躍したとされる時期には、すでに六田村は宿泊施設(問屋を中心としたもの)を備えた補助駅としての機能のある程度はたしていたことが考えられるのである。

つまるところ、伝説に登場する間右衛門経営の飛脚宿とか旅人宿は、六田宿にこの頃わずかながら存在していたことが考えられるのである。

蛇足ながら、ちみなに六田宿のその後について関係する記事が『梅津政景日記』に見い出せるので記しておこう。

それは、徳川家康第1の側近であった本多正純が、元和8年(1622)に改易になった山形最上家の領土接收の上使として山形に派遣されていた。しかし、正純はその場で宇都宮領15万5000石を没収

されて、そのまま秋田の由利郡に左遷される事件がおこった。『日記』はこの経過を書き綴っているのであるが、本田正純と正勝父子及び家臣団は、山形から由利へ向かう途中の元和8年(1622)10月2日、六田に宿泊している事実が報告されている。(注8) この事例も、慶長の頃からすれば時代が少し下っているのであるが、六田宿の宿駅機能を考察するうえで大いに参考とすべきものである。



佐竹右京太夫の宿札 (山形県東根市与次郎稲荷神社内)

もう一つ触れてみよう。四ツ谷の与次郎稲荷神社拝殿に上の写真のように三つの宿札が掲げられている。二つは佐竹右京太夫のもので、一つは津軽越中守である。参勤の上下、休憩もしくは宿泊に使用したものであることが明らかである。年号がなく日付のみであるが、佐竹氏の場合「宿」は「五月二十二日」であり「休」は「六月十三日」である。

なぜ、このような宿札がここに存在するのか。この与次郎稲荷敷地は昭和30年に法人化されるにあたって、社地の所有者から譲り受けたという。所有者とは、かつて蟹沢村の名主阿部彦四郎家である。じつは、この3つの宿札のうちいずれか2

つが、名主阿部家にあったものという。阿部家は、神社敷地をはじめ、羽州街道沿いに土地を所有していたことから、これらの宿札は、六田宿で使用されたものであることが推測される。もしそうであれば、時代は不明ながら、佐竹氏はやはり六田宿に休憩を求めたり宿泊をしていたことが、宿札の面からも明らかとなってくるのである。

なお、六田村には、明治時代以降も「はたご屋」と称する2階建ての旅人宿があったことは事実で、今なお地域の人々の記憶にとどめられている。

(5) 与次郎稲荷参拝について

『秋田沿革史大成』には、佐竹氏は与次郎殺害を「大いに御無念」として、毎年江戸と秋田間の上り下りの際は「宮居に御祈念」したとある。参勤の上り下りに、四ツ谷地区の八幡神社に祀られた与次郎に参拝したということである。また、代々の秋田藩主は江戸往来の折、街道から社前まで化粧砂、(つまり白洲のことであろう)を敷く慣習が連綿と続いたと書いている。もし藩主が参拝できない場合は、御代参として御刀番が参拝し初穂料として百疋を奉納したとも書いている。原文では「百疋(1歩)」とあるが、これは「百疋(1分)」の誤記であろう。つまり、銭百疋が金1分と換算されたからである。

以上のように、『秋田沿革史大成』では、佐竹氏のじつに熱心な参拝ぶりを描いており、これが事実であったなら、尋常ならぬ信仰心といえる。藩主の行為としてそのようなことがあったとは、なかなか信じ難い。

しかし一方、文中の化粧砂、御刀番の代参、初穂料百疋奉納のことなどは、たんなる伝説にしては具体性があり、すべて創作の世界としてかたづけられないものも感じる。

先に元和2年(1616)に義宣が江戸から下る際、六田宿に宿泊している事実を記した。のち本陣が

おかれた楯岡宿こそこの付近では宿泊の中心地であったはずである。『梅津政景日記』の慶長19年(1614)正月29日の項に「鳥越より館岡まで参候、(中略)出羽守様御死去之様子、館岡宿にて承届候」とあり、2月朔の項には「館岡方山形まで参着候」と記されている。(注9) このように、梅津政景はこの時期、館岡(楯岡)宿に宿泊しているのである。はたして、義宣の六田宿泊は与次郎稲荷参拝とかかわりがあるのかどうか、非常に興味もたれる。

注1.『羽陰史略 卷之一』(『新秋田叢書(-)』所収)

P 4. 昭和46年 歴史図書社

注2.『伊豆園茶話 二十八の巻』(『新秋田叢書(二)』

所収) P 321 昭和47年 歴史図書社

注3. 東京大学史料編纂所『大日本古記録 梅津政景日記一』 P 5 昭和37年 岩波書店

注4. 前掲『梅津政景日記七』 P 185

注5. 前掲『羽陰史略 卷之一』 P 3～P 10

注6. 前掲『羽陰史略 卷之二』 P 7

注7. 前掲『梅津政景日記 二』 P 270

注8. 前掲『梅津政景日記 五』 P 227

注9. 前掲『梅津政景日記 二』 P 21、22

7. 伝説と史実性

これまで与次郎稲荷伝説の内容を追ってきたが、そこには、歴史的事実にかなり接近したストーリーの展開がみられた。細部についてくり返しはさけるが、伝説としては、リアリティーが豊富な内容といえよう。

伝説には、物語りの装いがほどこされながら、ある史実性がかくされている場合がある。では与次郎稲荷伝説はどうか。はたして史実性をどれ程含んでいるのかまことに興味深い。しかしながら、実際、このことについて古い有力な史料を欠き論証することは困難である。

そこで、大きな試みをしてみることにしよう。

じつは与次郎は実在した人物で、殺害事件はあった、そして四ツ谷の八幡神社境内に与次郎を埋葬し、稲荷神として祀ったことは事実であった、と仮定してみることにする。そして、それらが事実であったとしたらそれはなぜ、どういう状況のもとで起こったのか、だれがこの事件にかかわったか、与次郎は何者なのか、などをめぐって仮説を論じてみることにしよう。

そのことは、伝説を通して地域史を再考・再認識するという本稿の目的にもかなうであろう。

(1) 佐竹氏をめぐる政治状況

まず、なぜ与次郎を狐として非人間化し、出来事全体を架空の伝説にしたてあげなければならなかったのかを考察しよう。

それは端的に言うならば、与次郎という人間の存在自体が明らかになることを恐れ、殺害及びその理由も闇に葬り去らねばならなかったことにあると考えられる。『秋田沿革史大成』や『山形県地理名勝史蹟集成』では、与次郎の出現で飛脚宿の利用率が減少し、経営不振に直面した間右衛門が、その不満をはらそうと一味と共謀したことが発端となっている。しかし、リアリティーに富んでいるこの伝説にしては、この殺害動機の描写は、じつに単純かつ現実味が稀薄である。

やはり、ここにある意図がかくされている。真相を記せぬ事態の重みと、字面以外の殺害動機の内容を讀者に読み取ってもらおうとする意図である。では一体、それは何なのであるか。その説明は、当時、佐竹氏がおかれた厳しい政治状況、戦略的環境に立ち返って理解することによって可能となろう。

大胆に想定しよう。当時は、関ヶ原の合戦後の敵対状況が抜けきらない政治情勢の中である。家康によって秋田に左遷された佐竹氏は、与次郎を政治情報の探索者として重用したのである。飛脚

の顔とともに密使、隠密的役目を負ったのが与次郎であった。

ところが、やがて与次郎の正体が明かされようとする重大事態に至った。そこで、佐竹氏は本意ながら先手を打って彼を抹殺させるを得なくなり、間右衛門や谷蔵の手を使って葬り去った、というのがこの事件の真相と考えられまいか。

この仮説を提示するにあたり、佐竹義宣がおかれた政治的立場を再確認してみなければならない。

佐竹氏は、会津の上杉景勝との密接な関係から、関ヶ原の合戦時に明確に東軍に味方する姿勢がとれなかった。このことを徳川家康は不快に受けとめ、結局、合戦2年後の慶長7年(1602)佐竹氏を常陸から秋田に左遷した。『羽陰史略』にいう。「7月27日 家康卿御書を義宣に賜て日『出羽国之内秋田、仙北両所進置侯全可有御知行候也』と。」(注1) 常陸54万石から秋田20万石への懲罰的移封が命じられたのであった。西軍に属した大名は、四国、九州、中国、東北に追いやられ中央から遠ざけられた。佐竹氏もその1人だったのである。

佐竹義宣と上杉景勝との深い関わりは、徳川家康に敵対した石田三成、ひいては豊臣秀吉との親密な主従関係にまでさかのぼるのである。ここで、義宣と家康との政治的関係を理解するために、合戦以前に豊臣秀吉及び石田三成と佐竹義宣が、いかに連携を深め合っていたかを示す事例を紹介しよう。

〈事例1〉

かつての久保田城本丸出御書院の庭の池(現在の茶室「宣庵」の池)に、長さ約3mの舟形の石造大手水鉢が置かれている。一見して由緒ある高価なものとなるが、これは文禄の役に加藤清正が朝鮮半島から持ち帰って、秀吉に献上したといわれをもつものである。もともと大坂城に置かれていたものが、石田三成のはからいで義宣一門の

東義久に与えられ、秋田移封後は東家屋敷(東根小屋町)にあったという。(注2)



現在は、千秋公園茶室「宣庵」の池にある舟形大手水鉢

<事例2>

『伊豆園茶話』には、次のことが記されている。(注3)

「大御番処の御椽側の上に百本鎗とて常にあり。昔石田三成が参らせたる鎗なりと伝ふ。天明御焼失の時、御番人それ取出して松下御門の方へ堀越し投出せしかば、恐ろしくて暫く往来止ミたりとぞ。」

石田三成に賜わった「百本鎗」とは、両者の軍事的緊密ぶりを十分に示すものであろう。

<事例3>

山形県東根市温泉町在住の大日向孝一氏が所蔵する2通の文書が、平成6年12月に秋田市立佐竹資料館に寄託された。

写真及びその文面は右記のとおりである。

No①、No②は、佐竹氏より端午の節句に帷子^{かたびら}を御祝いにもらったことに対する礼状である。No①の増田右衛門尉とは、秀吉の臣下で五奉行の1人、増田長盛^{ながもり}である。また、No②の石田治部少輔とは、やはり秀吉側近で五奉行の1人、石田三成である。秋田大学名誉教授半田市太郎氏によれば、この書

五月二日
 佐竹中務
 為端午祝儀
 帷子三内生絹
 喜思召候猶増田右衛門尉
 可申候也

大日向家文書No① (秋田市立佐竹資料館提供)

五月二日
 佐竹中務
 為端午祝儀
 帷子三内生絹二
 染帷一到来候段
 悦思食候猶石田
 治部少輔可申候也

大日向家文書No② (秋田市立佐竹資料館提供)

No①
 為端午祝儀
 帷子三内生絹 到来
 喜思召候猶増田右衛門尉
 可申候也
 五月二日
 佐竹中務とのへ

No②
 為端午祝儀
 帷子三内生絹二
 染帷一到来候段
 悦思食候猶石田
 治部少輔可申候也
 五月二日
 佐竹中務少輔とのへ

状の差出人は、豊臣秀吉にはほぼ間違いないであろうとのことである。ただ、送り先の「佐竹中務少輔」が、佐竹義宣かおじの東義久か、どちらかであるという。(注4) 東義久とは、先の大手水鉢の説明にも登場したが、佐竹三家(東家、南家、北家)の1つ東家に所属した水戸時代の義宣の有力な家臣で、鹿島郡6万石を与えられて義宣の片腕とな

って尽力した人物である。秋田移封の前年、慶長6年に48才の若さで病死した。(注5)

No①とNo②の2通の書状が義宣が義久か、どちらに宛てて書かれたものか問題は残るが、いずれにせよ、かつて佐竹氏は秀吉や三成の忠実なる臣下であったことを示すものであり、その後の佐竹氏の政治的動向を予測させる興味深い史料であろう。

なお、東根市の大日向氏がなぜこの文書を所有していたかであるが、そもそも、大日向氏は秋田羽後町出身で、先祖は、久保田城主佐竹氏が常陸から移封される以前に、すでに秋田に住んでいたと伝えられる。(さらにそれ以前は九州日向国に住んだ。)史料的なものは何もないが、佐竹氏の秋田移封の際、大日向氏のいろいろなはからいがあったということで佐竹氏によって苗字、帯刀が許されたのだと伝えられている。佐竹氏にとって大日向氏の存在は一時期重きをなしたらしい。どういう経緯からか不明であるが、大日向氏の手もとに代々この文書が残されたのである。

大日向姓は、現在、秋田県雄勝郡羽後町の明治地区と西馬音内地区に多くある。ちなみに、羽後町に隣接する湯沢市内には、佐竹三家のうちの南家に関係する「天神林」の姓がみられ、これは常陸時代とのかかわりが深い。

以上、3つの事例をみたが、徳川家康が合戦に勝利して新たな権力の座につこうとする時、義宣は過去のしがらみから抜けきれず、結果的に敵対する政治的立場に身を置かたちとなった。

一方、家康に忠実に従い、東軍の一員として上杉景勝と戦って勝利した山形の最上義光は、合戦後秋田由利郡を加増されて、57万石の大々名にのし上り、2人は命運を分けた。上杉、佐竹、伊達など東北の外様大名は、幕府の後盾を持った最上氏によって事実上の監視下に置かれ、戦略的にも厳しい環境にさらされた。

しかし、徳川幕府が成立した後も、豊臣秀頼の権威はあまり衰えなかったことが、当時の政治情勢を複雑なものにした。それは、「慶長8年の徳川幕府成立後も、加藤・福島らの豊臣系諸大名はもちろん、上杉景勝・島津家久や前田利常のように外様大名までも、大坂城の豊臣秀頼に対して歳首を賀し、伺候の礼を取り続けていたという事実がある。」という指摘にあらわれている。(注6)

では、義宣はどうだったか。すでに述べたことをもう1度くり返す。『羽陰史略』では、義宣は慶長9年(1604)の築城完成後、すぐさま秋に江戸に登っている。前年の慶長8年に家康は征夷大將軍に任命されていた。それ以後、毎年江戸への参勤をくり返すのである。これは、上杉景勝などには見られない行動である。このことは、徳川幕府に対する義宣の不安と気づかい、忠誠の心がなまぜになった行動と受け取れよう。やがて大坂夏の陣(慶長19年)と冬の陣(元和元年)が起り、豊臣家は滅亡する。この戦いにおける佐竹氏の働きについては、目を見張るものがあったようである。それは次の如くである。「ことに関が原戦に日和見して処罰の国替を命ぜられた佐竹氏としては、大坂の陣、幕府諸普請手伝、参勤、上洛御供その他にとくに忠勤を励む必要があった。大坂冬の陣に際して佐竹勢は今福合戦に勇戦し、夏の陣には帰国直後にもかかわらず駆けつけて家康の賞詞をうけている。」(注7)



佐竹家の菩提寺である天徳寺に代々の藩主の墓がある。(秋田市内)

以上、与次郎が殺害されたという慶長14年(1609)とは、幕府の支配体制がまだまだ固まりきらない情勢であり、幕府・譜代大名對外様大名との間には、少なからぬ敵対意識と猜疑心が残されていた時期であったと考えられるのである。

注1.前掲『羽陰史略 卷之一』P2

注2.前掲『久保田城ものがたり』P202~P203

注3.『伊豆園茶話 十八の巻』(『新秋田叢書(九)』所収)P330 昭和47年 歴史図書社

注4.『秋田気魁新報』平成6年12月22日付記事を参照

注5.渡部景一『佐竹氏物語』P113、P123、P173 昭和55年 無明舎出版

注6.笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』P72 平成5年 吉川弘文館

注7.山口啓二『幕藩制成立史の研究』P120 昭和49年 校倉書房

(2) 与次郎殺害の真相

さきほどから与次郎を、佐竹氏の信任が厚い飛脚であり、かつ密偵の役目を担った人物だったと仮定している。幕府成立から大坂冬の陣、夏の陣までの流動的な政治状況において、左遷の憂き目をみた外様大名の生き抜く知恵として、参勤に励むかたわらで政治・軍事面の情報収集が何よりも大切であったと考えられる。

与次郎は江戸において、最新の中央情勢を探ったであろう。また、羽州街道を上下して、山形城下を通過する際、本質的に対峙関係にあった最上家に探索の手を入れていたこともありうる。それが、なんらかの事情で与次郎の隠密行為が発覚しかけた時、佐竹義宣は、やむなく間右衛門や谷蔵など、六田出身の第三者の手で抹殺したと想定することは可能である。

一般には、当時の戦略的状況から、与次郎は幕

府や最上家など外部の手によってひそかに消された、と考えられている。これまで書かれた与次郎伝説のほとんどは、幕府による謀殺というのが筋書きである。しかし、事実を逆にとらえられまいか。なぜならば、与次郎を祀り、崇拝するそのしかたに特異なものを感じざるをえないからである。

秋田城内には、常陸から遷座した稲荷社がすでに存在していたにもかかわらず、あらたに与次郎稲荷神社を祀った事実は何を示すか。それは2つある。1つは、与次郎への愛惜の深さである。もう1つは、非業の死をとげた者の崇りを恐れ、怨霊を鎮め、神として祀りあげる古来からの御霊思想(信仰)の存在である。

伝説の中で、与次郎殺害後、約1ヶ月の間、六田村に変死や狂乱などの異常事態が続出したことが記されている。『秋田沿革史大成』の原文には「一村ノ者三百余人・死スル者十七人、間右衛門、谷蔵ハ末ダ死セズ。苦シキ日ヲ久クサセン為ト見ヘタリ。家内ハ残ラズ怪病ニテ段々ニ病ミタリ。爰ニ至テ一郷既ニ絶ヘントス。」とある。こののち代官杉本伊兵衛によって、与次郎は八幡に祀られて異常事態は一件落着するのである。しかし、結局、直接手を下した間右衛門と谷蔵は、「其後十日ヲ出テザルニアガキ死ニケル。」という結末を迎える。

伝説はこの惨事を六田村民300余人中、死者19人という具体的数字で示しているが、その真偽のほどは知るよしもない。ただ、この伝説が伝えようとしているものは、この惨状を描くことによって、いかに与次郎は無念の思いを残して死を迎えたか、ということであろう。さらに、与次郎の怨霊を鎮めるために、佐竹氏みずからがねんごろに与次郎を祀らざるを得ないのは、当然のことであったということであろう。この御霊思想の延長のうえに、代々藩主の参拝や代参などがあったことを示している。

以上、与次郎の祀り方・崇拜の特異性ということから、佐竹氏の意向にもとづいて与次郎殺害が実行されたのではないかということ述べた。これが幕府や最上氏などによって実行されたとしたらどうか。おそらく佐竹氏は、与次郎についてこれ程の祀り方をしなかったのではあるまいか。いや、できなかったであろう。一揆の首謀者と同様、無法者とみなされて消された人物をなかば公然と供養することはできなかったはずであり、城内に祀ることや、ましてや藩主が参勤途中に参拝することなどありえない。蟹沢村や六田村は元和8年(1622)まで最上氏の領地であったのであり、山形城下から北へさほど遠くない充分最上氏の目の届く距離に位置したのである。

佐竹氏が与次郎を城内に祀るとともに、現地四ツ谷にも祀ることができたのは、すでに八幡神社があったからである。いうなれば、与次郎は八幡神参拝にカムフラージュされて、ひそかに祀られたのである。しかも、彼は稲荷神として祀られるのであり、与次郎は八幡と稲荷の二重の防壁の中であって、その姿が容易に見えないしくみの中に祀られたのであった。だれがいつ用意したのか「本廟」とされる墓碑も、目もくれないような小型で無銘の自然石であったのは当然のことなのである。

時は下り幕末の話になる。江戸幕府の権威と支配が大きくゆらいでいるさなかである。与次郎稲荷に「正一位稲荷大明神」の神号を与えるべく懇願した結果、それが実現できたことを示す文書が与次郎稲荷神社に保管されている。(右写真)さらに、その内容を書き下したのが、下に示す文章である。(あえて横書きとした。)



与次郎稲荷に「正一位稲荷大明神」が与えられたことを証明する文書(与次郎稲荷神社所蔵)

今般懇願に依り 出羽国村山郡四ツ谷村に在る
与次郎稲荷の鎮守へ
欲遷奉る。

正一位稲荷大明神の神霊、其の清地へ遷し奉るものなり。神霊到日宜しく祓い除くべし。

其の社、永世奉り安鎮の祭祀を怠慢無く尊重令しむるに於いては、村中繁栄銘々永久幸に守護有る可きものなり。

印 (神祇官印)

神祇官統領神祇伯王殿

文久二年六月

公文所印

別當
願主 密藏院

世話人
秋田藩中
桜田又治
伊東禮吉
坂本時蔵

この文書は、懇願した結果、公文所から与次郎稲荷へ正一位稲荷大明神の神号が与えられたことを文久2年に神祇官へ報告したものであり、さらに、神祇官より印をいただいて、証明書としたものであろう。この頃、与次郎稲荷神社の別当を蟹沢村にある密藏院がつとめていた。ここで注目すべきは、世話人として秋田藩士である3人の人物の名が連ねてあることである。この時期に至って

も、なお与次郎稲荷神社と秋田とのかかわりが連続と続いていることに驚きを禁じえないのである。

最後に、与次郎が何者であったか、その身分について触れて本論を閉じたい。

『秋田沿革史大成』や『伊豆園茶話』には、城内金乗院境内にあった与次郎稲荷神社は、足軽たちの希望で北の丸八幡坂上の足軽番所内に分霊されたとあった。また、明治5年、城外移築の際、御小人たちが番所内与次郎稲荷社を引き取ろうとしたが、足軽たちが譲らず、現在ある樽山登町の地に移したとあった。樽山登町は、かつて旗組の足軽町だったのである。(注1) これらのことから、与次郎稲荷社が足軽や小人たちの崇敬を集めたことがわかる。

ここから類推するに、与次郎は飛脚も勤める足軽か、それに類する下級出身の人物ではなかったか。足軽の任務の重要性について、次のような見解がある。

「江戸泰平の平時では幕府の同心とまったく同じで、各番方役方の下に属して、御城、御蔵の御内番から、藩公の供、警備、不時の御用、飛脚、国内の巡察の供、密偵を勤め、なお普請の労働を課せられるほか、武芸を強制されている。これはどこの藩でも同じであるが、まったく身分は軽く、その任は重いのである。」(注2)

与次郎は、飛脚や密偵、その他さまざまな任務を背負った足軽として活躍し、佐竹義宣の寵愛を受けた人物だったと想定できる。

注1. 前掲『図説久保田城下の歴史』P86

注2. 笹間良彦『下級武士足軽の生活』P109 平成3年 雄山閣

8、ま と め

本稿でめざしたものの、本稿のねらいというべきものが、どれほど明らかにされたのか、ふり返ってはなはだ心もとない。あえて、むすびとしてまとめるとすれば、次のようなことがあげられる。

- (1) 伝説内容の詳細は、江戸後期から明治期において書かれた秋田側のいくつかの資料に見出すことができ、それは、じつにリアリティーに富んでいることに気づく。
 - (2) それに対して、山形側には文献資料として残されているものはほとんどなく、主として秋田側の資料内容に沿っていい伝えがより広く流布されてきたのではないかと考えられる。
 - (3) 山形側のいい伝えには、より脚色性の濃いものがある。しかし、大方が与次郎殺害に幕府権力の介入を取りあげ、与次郎を政争の犠牲者としてとらえている。
- これに対し、秋田側資料は政治権力の介入には一切触れず、庶民レベルで起こったなかば偶発的遭難として描いており、大きな相違をみせている。
- (4) 与次郎稲荷神社は、久保田城内にあって、城の歴史とともに歩んできた神社といえる。城内には2ヵ所も存在し、正史にはあらわされない、佐竹氏の裏面史が与次郎稲荷神社にひそんでいるとの印象を否定できない。
 - (5) 与次郎稲荷信仰は、与次郎遭難の現地である山形側にその吸引力があり、現地を訪れる秋田側の参拝者があとを絶たない。山形では今なお地域に根強い信仰心があり、現世利益の庶民信仰の中心は山形側である。山形から秋田側への参拝者は、ほとんどみあたらない。
 - (6) このことは、城内にあって長く佐竹氏を中心に武家に信仰されてきた秋田の与次郎稲荷信仰

と、村里に住む庶民に支えられてきた山形の与次郎稲荷信仰の差異でもあろう。秋田の与次郎稲荷神社は、近代に入って武家階級の崩壊とともに信仰基盤の大部分を失った。

- (7) 羽州六田宿付近で、佐竹氏となんらかのかかわりを持った人物が遭難事故にあったのは事実である可能性がある。しかし、それが、政治権力がらみで発生したいまわしい事件であるかどうか、知る術もない。与次郎稲荷伝説を、政争が生んだ悲劇にしたあげれば庶民感情に訴えやすい。それは山形側に濃厚にみられる。
- (8) 左遷当時、佐竹義宣がおかれた政治的立場、あるいは全国的戦略環境を考えるに、佐竹氏は常に水面下での駆け引きや心理的戦いなどを余儀なくされたことが考えられる。「与次郎殺害事件」は、そういう状況とたくみに結びつけて描かれた、一種の政治的所産でもあろう。
- (9) それにしても、佐竹義宣が久保田城築城直後の秋以来、ひんぱんに江戸と秋田を往来している事実をどうとらえるか。もちろん、この時期江戸参勤は佐竹義宣ひとりが行っていたわけではない。特に家康が將軍職に就任した慶長8年(1603)あたりから、上方、西国の外様大名までが江戸に参勤して屋敷を持つものが増加している。ただ、義宣の参勤は、築城した慶長9年(1604)から死去する寛永10年(1633)まで30年間に、通算すると17回にも達しており際立っている。(まだ、参勤交代制は確立していない。)
- このあたりに、佐竹氏が中央政治の動向に弛まぬ配慮をし続けねばならなかった事情を垣間見ることができるのではないか。与次郎稲荷伝説は、このような佐竹義宣の政治姿勢やとりまく政治環境を浮き彫りにするはたらきをしたといえる。
- (10) この伝説は、一方で、恨みを残した死者の魂は崇りをなす、という古来からの御霊思想を背

景に持つ。伝説では、したがって、死者の魂を神として丁重に祀り、その後も祭りごとを怠らないことで問題解決をはかろうとした経緯を明らかにする。そして、そのことが結果としてだれにでも利益や幸福をもたらすのだという結論を導いている。このことは、与次郎稲荷神社の建立と崇拝の合理性を訴える役割もはたしている。

『秋田沿革史大成』に「10人余は狂気をまねがれて平生であった。これは、彼らが常に慈悲を持ち心に不義をなさなかつたので、狐も崇りをなさなかつた」とある。御霊思想の一部として、庶民世界の倫理思想を瑞的に表現した部分であろう。

9、おわりに

本稿が伝説を歴史解明の手段として利用し、本質をないがしろにしていると受けとめられるならば、それは本稿の叙述の稚拙さ及び考察の甘さゆえである。

伝説には地域社会に対する関心や愛着を高め、豊かな歴史感覚を培う民俗的役割がある。今後も、地域づくりにおける文化資源の1つとして、重視されていかなければならない。

このたび、与次郎稲荷伝説を取りあげるにあたり、伝説は人の心を動かし、あらたな歴史をつくる、ということであらためて教えられた思いである。今後、山形側、秋田側双方において、地域活性化の事業に、この伝説をなんらかのかたちで取りこんでみてはいかがであろうか。時間的、空間的広がりをもつこの伝説はすぐれた教材として、地域を見つめなおす良い契機となるにちがいない。

山形県東根市の与次郎稲荷は、近年では「違駄天の如く早い飛脚与次郎」に着目されて、スポーツの神としてもよみがえり、地域に根づきたくましくなったのは歓迎すべきことである。これからも、地域おこしに「与次郎」は一層活躍してほしい。



スポーツの神となった与次郎（東根元巨マラソン通過証）

い。

最後となったが、本稿をまとめるにあたって、次の方々から資料の提供やたくさんのご教示をいただいた。ここに記して深く感謝申し上げます。

秋田市立佐竹資料館	中田好彦氏
秋田県立博物館	池田憲和氏
秋田市与次郎稲荷神社	伊藤賢二氏
秋田市八幡秋田神社	山本富雄氏
秋田市手形山崎町	渡部景一氏
秋田県南秋田郡昭和町	加藤キエ氏
山形大学附属博物館	高橋加津美氏
山形県東根市野田	本間亮法氏
山形県東根市蟹沢	石山吉男氏
山形県東根市温泉町	大日向孝一氏

〈参考資料〉

伝説「悲恋与次郎稲荷」

(東根市「与次郎稲荷神社社務所」発行)

立籠める
 狭霧の中から流れ来る
 桑の畑の唄声は
 蚕飼ふ子の恋の唄
 おぼこ十七心も円るい
 つんだ白まゆ玉の肌
 みどり滴る村山の
 平野を見降ろす丘の上
 こんもり繁るあの森を
 与次郎稲荷と人は呼び
 思案余らば来て見やさんせ
 一度願へば二度叶ふ
 唄に唄われ里人に
 遠く元和のその昔
 義理と人情と報恩の
 徳を讃へて祀られる
 こぼれ松葉の語り草

遠く慶長年間(慶長9年)武士道華やかであった頃の物語り。

白狐の御用飛脚

一世の英雄太閤が逝って後、天下の実権は全く老獺家康の掌握するところとなった。そして家康は自分の麾下にある旗本を率い、大名を譜代大名と外様大名とに二分し、些かでも落度があれば之を減石又は没収しようと意をそそいでいた。

当時、北国水戸城下85万石佐竹義宣や会津の上杉景勝は悉く家康に従わなかったため、常に目の上の瘤にされていた。

そうこうしている間に「秀忠を品川に討つ」と

いう流言が飛び、佐竹85万石は遂に没収されてしまい出羽の秋田に左遷された。

しかし闘志に燃える義宣公は、秋田に落ちつくや(慶長9年8月)久保田山頂(今の秋田千秋公園の地)に東北一の要害を築こうと、日夜山頂の地ならし、土盛りなどに没頭した。すると、或る夜のこと、一人の白髪の老人が枕元に立ち「われは、この神明山に古くから住む白狐である。築城のため、我れらの住居は、日に日に壊されて行く。佐竹公よ願わくば我れに10坪なりとも土地を与えてくれ。さすれば、御当家の為、情報を手にとるようにお知らせしよう。江戸表へ御用ならば6日で往復し、飛脚の役をおつとめしましょう。何卒、我等に土地を給りたい。」という煙の如く消え失せてしまった。

目をさました義宣公は、只、奇異の感に打たれていたが、別に意にも止めなかった。然るに、その翌日も又翌日も同じ夢を見た。江戸には妻子を人質とし、滞在させている。義宣公の想うよう、白狐の望み通りに土地を与え飛脚の役を命じたら、江戸屋敷との音信もとれ、何かと都合であろうと思ったので、義宣公は山頂近く(城北茶園の附近)古杉の繁った一劃10坪余りを白狐の住居として与え、名を与次郎と呼んで飛脚を命じた。

それから白狐は飛脚として江戸表と秋田間を僅か6日間で往復し、義宣公のため忠勤を励んだ。此の頃出羽の国六田郷(天領羽州の六田村)に谷蔵という無頼の獺師が居ったが、時折夕闇せまる頃になると、北の方から風の如く飛んでくる一人の若い飛脚を見て不思議に思っていた。

所で、此の部落の宿屋に、お花という若い娘がいて、しばしば投宿するこの若い飛脚に人知れず恋心を抱くようになっていた。

この若い飛脚こそ、佐竹義宣公の股肱の飛脚白狐与次郎であった。

悲恋宿屋の娘

お花は六田郷の旅人宿、間右エ門の一人娘であった。そして北の方から飛んで来て南へ行き、南から飛んで来ては北へ行く名も知らぬこの飛脚に、ひそかに思いを寄せていた。

このようにして過ごす内、一日与次郎飛脚がこの間右エ門宿屋に草鞋をぬいだ。

思い余ったお花は「お客！あのう…」と恥ずかしそうに袖で顔を覆いながら胸の裡を打ちあけたのであった。

へ唯ゆきずりの客なれど

軽くあしらふ与次郎に

いつか乙女の胸に湧く

淡い愛しい恋の味。

へ一度が三度、三度が五度^{たび}

度重なればなる程に

お花の胸はせつなく燃えて

人眼忍んでこっそりと

与次郎さんは今頃は

何処でどうして居るやらと

そっと名前を呼んで見りゃ

街道並木は空吹く風に

梢鳴らして横に振る。

与次郎としても、可憐な乙女の純情こめた言葉に心を打たれたものの、身は白狐である。どうして人間と交わりが出来ようか。

「お花さん、有難うございますが、この事だけはお許し下さい。」と言って、きっと四辺を見廻した与次郎は「驚いてはいけません。私は人間ではないのです。秋田久保田山に年古くすむ白狐なので

す。殿様への恩がえしに与次郎の名を借りて飛脚となっているのです。真心は有難いが貴女のお言葉に応ずる訳には行きません。」と意外の返事である。

然し、女心の一筋に想いつめた恋心、白狐与次郎と判っても忘れる事は出来なかった。

南へ立った与次郎の帰り姿を求めては、一人しょんぼりと村はずれに佇むお花の姿が見られた。

この頃佐竹家の行政に目をつけた徳川幕府では盛んに隠密を送って事あれかしと探索の手を進めていた。

然し、神変自在の白狐与次郎はこの事をすぐ義宣の耳に入れる結果、差し向けされた隠密は一人として報告をもたらして江戸表へ帰る者はなかった。

その内、これ等隠密組も飛脚の与次郎に目をつけるようになった。

「ふむ、あいつはまるで風のような男だ。一日、百里の道を飛ぶとは人間技ではなさそうだ。」と疑惑の目を向ける程、不思議に思われて来る。殊に、出立つや、帰城の際にはその姿を見た者がいないという。さては怪しい与次郎こそ、噂の通り、白狐であったのかと、忽ち、命令を受けた隠密組の一行は黒綿服と黒覆面に身を固め、太刀にしめりをくれて一路奥州路さして出発した。

一行が羽前山形城下を過ぎた頃、ふと、白狐与次郎は必ず六田郷の間右エ門という宿屋に泊ることを耳にしたので、この時をねらい計略を進めるならばいかに神変自在の白狐といえど、畜生のことだから必ず打殺す事が出来るであろうと各々手ぐすねひいて先ず本陣を六田郷におき、一同は着々と与次郎白狐暗殺の計画を進めていた。

祟りに恐れ白狐の霊を祀る

「どうじゃ主人、いやとは申させぬぞ。其方には大切なお客だろうが与次郎飛脚を討ちとらねば、我等の顔が立たぬ、われらに一臂の力を貸してくれ。」

「ようがしょう。一つやってみましょう。」

ちゃりんとなった小判数枚に間右エ門はわけもなく寝返りをうって、与次郎暗殺の手助けをすることとなったが、之も誰知るまいと思ひ外、この密計を次の間にあって聞いて居たのが娘のお花であった。

「まあ情けないお父様。」

父の無情に心をいためたお花は、与次郎様が着いたら早速知らせようと考えた。そうした所へ間もなく、又お願いするよ、と草鞋をぬいだのは外ならぬ与次郎だった。

「お早いお着様。さあさ、お上がりなさいませ。」と、胸に一物ある間右エ門は下へもおかぬもてなしぶりだった。

やがて、旅の疲れで与次郎はぐっすり寝入った。すると、襖が静かに開いて、人目を忍びながら枕元に近寄ったのは、あのお花である。

「もし、与次郎様、大変でございます。今日尋ねて来た下の客は、あなたを殺そうと言う恐ろしい武士達です。それに悪党の父と谷蔵までが鉄砲を用意して居ります。今の内にお逃げなさいませよう。」

「有難うお花さん。主命のあるこの身、御礼は後で。」

と裏口から飛び出した与次郎は一目散にのがれていった。然し、運の尽きだった。途中、並木道まで差しかかるや、ふうんと来る油鼠のにおい。あっ、さてはあれで俺を釣ろうと言うのだなと与次郎は警戒したものの、悲しいかな、畜生の身落ち

ていた油鼠に手を出したそのせつな、ふうんと飛んで来た弓の矢に与次郎は、かわす間もなくざくっとばかり、左の目に突き刺さった。投網を覆いかぶせられ、神変自在の白狐与次郎も終に惨殺されてしまった。そして悪党者の谷蔵はこの白狐の皮を剥いで着用し、肉は狐汁にして食ってしまった。

ところでその後の六田郷には、奇怪極まる事が続出した。先ず、悪党の谷蔵は発狂、妻子を殺し、自殺したのを始めとし、それから、名も知らぬ悪疫が流行し(死亡したもの拾七人)怪しい火のために全部落が大火災をおこして灰塵にきした。又干害が続いて、田畑の実りは皆無となった。

是は、皆、与次郎白狐の祟りであろうと、村の人達は祟りを恐れた。

そこで地頭は、幕府に具申して(將軍家には代官杉下某を下向せしめた)慶長16年、四つ家の里(四つ家の鎮守八幡と共に)に与次郎の霊を祀り、稻荷大明神として敬った。

最後に、衰れを止めたのはお花であった。恋する与次郎の遺骨を拾って人知れず埋葬し、冥福を祈ったが、その後、まもなく、何処へ行ったのか、村にはその姿を現さなかった。

(註)本文中()内は略縁起による。

(きくち かずひろ 山形県立博物館専門学芸員)

昭和初期山形県長瀬小学校における絵画教育について

…想画から生活画へ…

渡辺 信*

はじめに ～研究史から～

熊本高工はその著『図説児童画の歴史』（日本文教出版・1988年）のなかで、児童画指導のパイオニアの一人として佐藤文利をあげている。（表1「児童画指導のパイオニア関連年表」）

このように、昭和初期の山形県長瀬小における絵画教育が、戦後、あらためて見直されるようになったのはいかなる理由によるのであろうか。また、いかなる教育であったからなのであろうか。

長瀬小学校の想画についての先行研究としては、以下のようなものがある。

- (1) 熊本高工「佐藤文利の実践」（『図説児童画の歴史』）（1988年）
- (2) 青山光佑「昭和初期における長瀬校を中心とした想画教育についてⅠ」（『山形大学紀要9-4』）（1989年）
- (3) 梶村光郎「生活綴方と生活画」（『美術の教室』1989-7）（1989年）
- (4) 栗岡英之助『生活画の起源』（1990年）
- (5) 栗岡英之助「生活画のルーツを探る 佐藤文利と国分一太郎」（年代不明）
- (6) 青山光佑他「山形県長瀬校の想画教育についてⅡ」（『大学美術教育学会誌25号別冊』）（1993年）
- (7) 梶村光郎「戦前の『生活科』教育実践に関する一考察」（鈴木博雄編『日本教育史研究』所収）（1993年）

また、こうした研究を生み出した前史として次のような論稿があることも見逃せない。

- (8) 井上庫太郎「佐藤文利先生の想画教育の思い出」（『美育文化vol.16 No.9』）（1966年）

注：なお、この本では、「生活画の先駆・佐藤文利の実践」という特集が組んであり、そこに佐藤文利自身、また田中新治、早坂宗太郎が短文を寄せている外、後述「研究要項」の抜粋が載せられている。

- (9) 『長瀬の教育百年史』（1973年）
- (10) 井上庫太郎「生活画の先駆 佐藤文利先生の記録」（『山形教育 198号』）（1980年）
- (11) 劔持清一「佐藤文利の生活画」（『美術の教室 26』）（1985年）

注：劔持清一には、『北方性教育運動の展開』（1962年）の著作があり、そこで、「研究要項」の国分の記述部分を紹介しているが、北方性教育運動に結びつけた記述であり生活画として注目しているわけではない。

- (12) 寒河江文雄『昭和初期長瀬小想画覚え書き』（1986年）

注：1984年8月12日、東根温泉「青松館」において「昭和初期における山形県長瀬小佐藤文利先生指導想画」を語る会がもたれた。参加者は国分一太郎、眞木恒雄、東海林隆等当時の教員、また当時の教え子、さらに栗岡英之助、君島主一等の研究者。この司会をしたのが寒河江文雄であり、この著作はこの「語る会」の記録の意味も持つ。

その他、長瀬小の想画について触れているものには次のようなものがある。

- (13) 「生活綴方運動の旗手・魂の技師 国分一太

* 山形県立博物館

郎』（『素晴らしい山形95号』）（1992年）

注：この本は、国分一太郎特集号で、土田茂範、鈴木実、吉田達雄、国分真一、国分正三郎、山田とき、石垣貞次郎、阿部平蔵、鳥兎沼宏之が文を寄せている。

(14) 寒河江文雄『佐藤文利の想画による教育』

（1994年）

上記『美育文化』に熊本高工は次のような序文を書いている。

「昭和40年（1965）の10月の末、私は蔵王で開かれた山形県造形教育協議会に出席した。この時、尾花沢の早坂宗太郎氏、新庄の淀川盛一氏など数人の先生方から、郷土の美術教育の先駆者佐藤文利先生についてもごも聞かされた。その後、多くの人々の協力によって、当時の作品や佐藤文利先生の近況もわかり、いくつかの文献もそろって、美育文化誌上にすぐれた先覚者の実践とその背景が発表されるのはうれしいことである。」

戦後、長瀬の絵画が全国的に注目され出すきっかけの一つがここにある。

また、栗岡英之助が長瀬小の想画について認識するのは国分一太郎からの教示によることが、同著『生活画の起源』に記されている。

「昭和58（1963）年4月4日付けで国分一太郎先生宛に島根県馬木校に青木実三郎指導の想画が保存されているが、同じ時期に東北にも想画（生活画）が存在したのでは？」という問い合わせに対し、国分は中西良男、青木実三郎、佐藤文利、熊田満佐吾などを戦前、生活画で有名だったと答えている。そして、「長瀬校の佐藤文利先生についての知識は雑誌『美育文化』の記事だけで、長瀬校といえば、むしろ国分一太郎先生が生活綴方の実践と運動を展開したところとの認識があった。ところが長瀬校に想画教育の佐藤文利と、綴方教育の国分一太郎が同時期に勤務していたという結びつきをこのハガキは示唆するものであった。」と

長瀬校について再認識したことを述べている。

長瀬小学校は昭和8年（1933）9月に県指定「技能科教育経営研究会」を開いている。その時の研究要項が「技能科教育 研究の一端」である。（以下「研究要項」と呼ぶ）これは、佐藤文利、国分一太郎、東海林隆、眞木恒雄により分担執筆されたものである。

この「研究要項」の持つ価値を評価し、復刻を中心となり企画したのが栗岡英之助である。この復刻が、研究の進展に貢献したと言える。特に国分の「生活画」（想画）についての理論が吟味されることとなった。これもまた長瀬小が再認識された理由である。

それでは、長瀬小が想画教育の三大実践校として論じられるのはいつからなのであろうか。

青山光佑は前掲論文(2)において、長瀬小を中心に、青木実三郎と中西良男の実践を比較研究している。

しかし、三大実践校という言葉を使って論じているのは、栗岡英之助著『生活画の起源』である。この本では、「想画（生活画）を描いた三大学校」として、島根県馬木小学校（青木実三郎指導）、三重県早修小学校（中西良男指導）と並んで山形県長瀬小学校を紹介している。

全国的視野で、想画の三大実践校として長瀬校が並び称されるようになるのはこうした研究の発表によると思われる。

注：研究史で想画の三大実践校として紹介している初見は『長瀬の教育百年史』に所収の井上庫太郎「全国を風靡した長瀬の想画教育」である。

ところで、こうした研究に常に関わってきたのが井上庫太郎、寒河江文雄等地元の人々である。こうした人々の努力によってまた長瀬の生活画が伝えられていることは特筆されるべきことであろう。

また、長瀬小に当時の絵画が約五百点、残されていることが研究を支えた。

長瀬小の生活画（想画）の研究についてはこの絵画群と「研究要項」が主な資料となっている。

さらに、付け加えるならば、謄写版の「画集」（「高二男画集」）と井上庫太郎等の回顧談が研究を深めている。

また、国分の理論面についての資料としては、国分が当時雑誌等に発表していた教育実践録、或いは、国分の指導した綴方文集がある。

注：表2長瀬小生活画関係著作年表

それでは、長瀬小の絵画教育は歴史的に見てどのような意味があるとされ、どのような点が評価されてきたのだろうか。

生活画教育を研究した栗岡英之助は、前掲『生活画の起源』の序文において次のように述べている。

「(山本鼎の自由画教育について述べた後) 山本鼎の自由画教育が燦然としていたが故に、その後方に輝やく巨星が存在していたことに気づけなかった(略)、本著にあげた島根県馬木校の青木実三郎、伊勢市早修校の中西良男、山形県長瀬校の佐藤文利、国分一太郎の存在があります。

周知のように山本鼎の自由画の提唱は、国定新定画帳の模写を排して自然を写生することでしたが、写生に重点をかけたための限界ははやくおとずれます。それに対し、上の三校では、生活を表現するのに想画を用い、それを実現していきました。

『想画とは子どもが環境や想念の事物を主観的に描いた説明画であり、それは子どもの全人的教養陶冶が眼目となり芸術練磨につながるもの』です。これが三校の絵画教育の山本鼎の自由画教育との根本的ちがいでした。そして、この想画が、大正から昭和にかけての自由を戦いとった時代思潮の中で、のっぴきならないこととしての実生活

と教育の結合と、子ども自身がまぎれもない生活者であった故に完成されていきます。」

このように山本鼎の自由画の後に続く、すぐれた絵画教育として、他の二校と共に山形県長瀬小が位置づけられている。

青山光佑は、想画教育を「自由画教育運動の衰退の後、昭和初期、地方に住む良心的かつ進歩的美術教師らが中心となって自然と発生した図画教育論である」と位置づけ、「想画教育は、児童生徒の心身の発達過程と子供の生活から生まれた今日で言えば当然な美術教育であり、日本の美術教育史上、初めて児童の立場にたった真の美術教育であった。」と評価している。

また、国分一太郎の生活画教育論に関しては梶村光郎の精緻な研究がある。

本稿では、以上の研究に導かれながら、長瀬小に残る絵画と当時の研究発表等の資料を通して、佐藤文利の指導（観）と国分の指導（観）、さらに長瀬小の絵画教育の特徴について考えたい。

長瀬小に残る生活画の検討

本博物館では1994年度、企画展「生活画の起源～佐藤文利の想画教育～」を開催した。その企画展を実施するにあたり、長瀬小に残る生活画のうち、模範として残したと思われる物を中心にリストアップした。その数は419点である。

注：中に教師が描いたと思われる物や作者不明のものなどが若干含まれる。

このうち、入学年と絵に残る学年、氏名から年代を割り出せたのは248点である。

表3「長瀬小絵画年代別分布表」はその様子を示している。さらに表4「長瀬小図画研究部関連年表」と合わせてみていただきたい。

長瀬小の絵画は昭和7年の物が圧倒的に多くて119点を数える。これは、昭和8年9月に開かれた研究発表にむけて整理された物が多いということ

がいえよう。

この中でも多数を出しているのが、佐藤文利の担任した昭和3年入学の学級(34点)、がつご学級(24点)、そして、文利が図工科担任をしている眞木学級(19点)である。尋常科3年の担任だった国分学級(もんべ学級)も11点と低学年としては多く残している。

長瀬小図画研究部関連年表に見るように、佐藤文利と東海林隆が長瀬小に赴任するのは昭和2年である。さらに、国分が師範を卒業して長瀬小に赴任するのが昭和5年である。

この、長瀬小に残る児童作品集を残すにあたり中心になったのはこうしたメンバーであった。なかでも、佐藤文利が中心であったと言うことは、横軸に目を向ければなおはっきりする。

絵画が多く残っている学年というのは大正15年入学の眞木恒雄の担任した学級(ただし、図工科を指導したのは佐藤文利)の32点、昭和2年入学の29点、(この学級は国分一太郎が尋常科4年、5年と担任し文集「がつご」を出した学年であるが、実際に残るのは昭和7年の国分の担任を離れた尋常科6年の作品である。)さらに、昭和3年入学、佐藤文利の担任した学級の52点である。

さらに、ガリ版による画集を発行したのは、眞木学級の高二男画集(昭和9年2月)、佐藤文利学級の尋六男画集(昭和8年11月)、同じく高二男画集(昭和11年3月)である。

また、表5「長瀬小学校絵画展入賞状況」を見れば、その受賞の中心はやはり、佐藤文利担任学級(◎印)と佐藤文利図工科担任学級(○印)である。

それでは、この長瀬小絵画教育の中心であった佐藤文利はどのような指導観を持ち教育していたのであろうか。

佐藤文利の指導

(1) 指導の背景

佐藤文利は山形県師範学校を大正11年3月に卒業している。専攻は美術であった。大正10年6月15日発行の『真琴186号』には「神戸税関前」四乙佐藤文利の挿し絵が載っている。

この頃の山形県師範学校の美術の教師は佐藤左内と小塚義一郎である。同窓会名簿によれば、佐藤左内の在任期間は明治41年3月から大正12年10月、小塚義一郎は、大正11年1月から昭和14年4月までである。

須藤克三著『随筆・山形県師範学校』には、次のような文がある。

「忘れてならないのは、児童自由画による図画教育の刷新である。このことについては、図画教育の運動にあたった人々の思い出を聞くことにし、その背景となった師範学校の美術関係に少しふれてみたい。

小塚義一郎先生が、十年(注原文のまま)に赴任された。それまで山形師範の図画は佐藤左内という人が長い間、担当教官をしておられたが、いわゆる鉛筆画法の達人で、鉛筆淡彩は堂に入ったものだったとのこと。

小塚先生は静岡県の人で、上野美校洋画科を出ておられる。図画の教師と言うよりは画家というタイプで、口の両端に泡をためては、よく情熱的な芸術論をぶったものである。こういう講義はどの教官からも聞くことができなかつたから魅せられたようにみんな聴き入った。(中略)

わたしたちは、小学校時代「新定画帖」というものを使わせられた。臨画といって、いかに手本を真似て書くかであったから、この画帖の紙の裏に墨を塗り、画用紙を下敷きのようにして上から鉛筆で書くと、輪郭だけでも画用紙に跡がつく。それをもとにして書いたり、ガラス窓に手本と紙

をくっつけて写しだしそれで形をとった。先生などは、図画というとき時間のようにぼったらかしていたから、こういうことも易々とできたのである。

しかし時代は、そんなばかばかしいことをいつまでも許しておかない。山本鼎画伯らのクレヨンによる自由画が「赤い鳥」運動と呼応して広がっていった。教師が図画の指導にとまどいするの、いたしかたのないことだ。そこに、この小塚先生の旗風がひるがえったのであった。」

同窓会名簿の赴任期間にしたがうなら、佐藤文利はこの小塚義一郎にわずかの期間学んだことになるだろう。

注：前掲青山(6)論文には、大正15年～昭和6年まで山形県師範学校に在籍した青山貞治の証言が載っており、小塚の指導がアカデミックな西洋美術指導であったことが記されている。

この、小塚に対して、国分一郎は、必ずしも受容的ではない。かえって、小塚の論を利用しながら批判を加え、自説を展開している。

注：国分一郎「生活図画教育の実践形態」(『教育研究録36・37』昭和8年10月・昭和9年1月)

しかし、文利にあっては、相反するものはみられない。

「研究要項」には、小塚の長瀬小の図画批評と文利の感想として次の文がある。「本年(昭和8年)2月師範学校美術部主催県下小学校図画展に冬の長瀬風俗を表せる想画を図案に描きたるを出品しては、小塚先生……同展感想の一文に『想画は又一面において考案画である。この意味において図案に想画を装飾的に取り扱われていた作品が出品された。これは実に面白い表はして将来発展していくことと思う。』と述べられてあるのを読み意を強ふした。そして励ましを得た。」

小塚の評は、佐藤文利の想画教育の方向を進め

るものとして作用していると言えよう。

佐藤文利は少なくとも西洋画的教養を師範学校時代に身につけ、当時、全国的に隆盛していた山本鼎の自由画教育論も知っていたと考えられる。

小塚の教育が須藤の述べるようにインパクトの強いものならばそれは小塚から受けた影響の可能性もある。

次に佐藤文利に間接的に影響を与えたと思わせるものに最初の赴任地、大石田地区に写生に訪れた画家たちの存在がある。

大正11年4月に文利は、大石田町立横山小学校に新採として赴任する。この横山地区は、春には梨の木の白い花が一面に咲く梨の里だった。ここに、岡田三郎助、南薫三、石井柏亭、小松均、金山平三などの画家が訪れていた。(剣持論文)

東海林隆の回顧談によれば、こうした画家に刺激されて文利は絵を描いたと言う。長瀬小に赴任してから、東海林は文利に連れ出されてはよく写生に出かけた。文利自身は自らも画家になりたかったと言う。こうした画家の描いた自然とはまさに文利にとっては郷土の自然である。金山平三にあっては、大正12年5月より、大石田に写生の為、しばしば訪れるようになるが、彼の描く「雪と人」の絵などは後の長瀬の壁飾り図案を彷彿させるものがある。こうした画家たちの活動に触れる事によっても郷土の「詩美的」美しさを確信したのであろう。

注：天童市美術館主催「没後30年・金山平三展、展示図録」(1994年)より。

(2) 横山小における指導

『横山小学校百年史』(1974年刊)には、佐藤文利の指導について教え子達からの採話が載っている。そのうち、文利の指導ぶりをうかがえるのは次の箇所である。

Q先生の美術教育をどんな風に受けとめておら

れますか。A先生には信念がありましてね。つまり、子どもの内なる心というか、眠っている心を美術によって覚醒させながら美化していくことによって、それを、あらゆる学習にプラスさせていくというのが根本的なねらいだと思っております。Q先生は、実地の授業でどんな方法をとられたものですか。Aそれが、素晴らしいのです。今でも先生の声が聞こえてくるような気がしますよ。当時の有名な詩人や画家の生い立ちとか苦しみ、悲しみ、喜び、それから仕事に傾注しながらどんな苦心を重ねたかということについて、先生は渾身の力をこめて語られましたね。登場人物は石川啄木・ゴッホ・ルノアール・ミケランジェロ・ダビンチ・ラファエロ・岸田劉生……まだ続きます。結局のところ、先生は一人一人の子どもに自分の立ち向かう方向というべきものを決めさせるために、これらの人間の生涯を生きた教材として引用されたんだと思うのです。こうした話の後に私たちは絵を書かされたというか、書いたもんですよ。ことに、美術家についての逸話、絵画製作の苦心、名画解説などを(略)。私達自身の生活環境に目を注がせたのも、自体の生活を内観させて絵の種を貯えさせるためであり、生きた作品の生まれることを願ったためでしょう。Q絵を書いているとき、先生はその絵に対して干渉容喙(指導)することなどは。Aこれは全くありません。風景、人物、静物……いろいろのものを書きましたが、先生はじいっと一人一人の絵を見て「君のはここがよい」「君のはこの色が勝れている」といった具合に皆の書いたものを激賞するんですよ。Q絵を書くときの道具は。Aクレヨン、絵の具、それから油(絵)などでした。

ここには、後の長瀬小での指導について、井上庫太郎が語った生活画の方向への伏線はでてくるものの、まだ、どちらかという精神的であり、後述する岸田劉生の「徳育論」の影響などが感じ

られる。しかし、褒めることと、美術講話をすること、子供のやりたい方法でやらせることなどはすでにはじまっている。

(3) 長瀬小絵画に見る佐藤文利の指導

長瀬小における指導については、このころの児童で後に自らも美術教師になった井上庫太郎(昭和4年3月卒)が前掲『美育文化』に当時の思い出を書いている。

「佐藤先生が図画教育をリードするようになると、教科書の臨画は、全く姿を消し、写生中心の教育となった。人間の物の見方、事柄に対する考え方を重視し、生活に根をおろした芸術を力説され、精神的な表現を強く主張されたようだった。形や色よりも、まず、どんなものに感動するか、また、それとどう取り組むかが大切だとよく言われた。壺と林檎の写生よりは、バケツと雑巾を、絵はがきのような美しい風景よりは、農家のわら屋根を、美しい少女の絵よりも、しむだらけの婆さんの顔を大いにほめあげた。つまり、人間生活の深く刻み込まれた姿を大切にしていた。それまでは絵とは正確にものを写し出せばよいとばかり思っていたのだが、その後はより身近に感じている肉親の生活をありのままに表すといったいわば生活画の方向を自然とたどることになった。」

ここから、臨画による教育から脱して写生へ、そして、生活画の方向への変遷が読み取れる。

また、彼の教育で特徴的なものは鑑賞と美術講話である。

彼は、「全校舎を美術館にする」という意気込みで、大判の用紙に、墨汁と筆で、ミケランジェロの「最後の審判」やラファエロの「マドンナ」、「モーゼの像」、また、「鳥獣戯画図」などを描いて要所に掲げた。

それに、次の井上庫太郎の回想にみる通り授業のはじめに美術講話をするのが普通であった。

「図画の時間の最初は、必ず、名画の鑑賞か、画家の逸話を面白く話して製作意欲をかりたてた。また、日本画壇のこと、それに活躍している教え子の話をし、おまえたちだってやれるとあおりたてた。」(『長瀬の教育百年史』)

この鑑賞教育においては、岸田劉生の説くような人間の美意識によって造られた美術品に親しませることで「美」を悟ることが出来るということが念頭にあったのかも知れない。

また、「研究要項」の中の「各学年指導標準要項」を見れば、尋常科3年の項に「自然や作品を鑑賞させ、かつ、相互の作品を玩味する事で鑑賞力や批判力を高めるよう努力する。」とあり、同じく尋常科5年の項には「画想を深くし、かつ、詩美化するために、田園詩を鑑賞させ創作させることの有用なことを忘れさせてはならぬ。」とある。彼の鑑賞教育には、画想を得ること、製作意欲を得ることの意味があったのである。

しかし、一方、彼が美術講話をするとき参考にした、後藤福次郎著『美術講話資料・逸話評伝篇』(学校美術協会・昭和4年初版発行)などを見れば、貧困の中でどうして画家として成功したかなど道徳的色彩も強い。

文利は「研究要項」に「指導態度」として次のように述べている。

「子供は歓喜によって伸ぶ。子供は愉悦の世界に誘入れねばならぬ。彼らは彼らの環境から愉悦を早く掴み出させねばならぬ。生活自体の悦びに舌鼓を打たせてやらねばならぬ。しかしてこの愉悦を表現へ導き、その表現によって無限の歓喜を味はせたい。子供はこふした歓喜によってグングン伸びていく。」

「力を与え生まれしめよ。彼らの眼を常に環境に注がせ、また自体の生活を内観させ、そこに湧く感興を移入して絵の種を貯へさせる。そしてそこに生きた作品の生まれ出るのを待つべきである。」

「描写材料は学年や時期によって画一に固定しない。時には児童は自己の性情によって己に適する材料を自ら選択するようにする。表現の形式にあたっては……感じの表現へ……その自然の相に応じ、毛筆、水彩絵の具、クレイヨン、かすり筆等併用すること全く自由。児童の欲するままに使用させ、自由に与えて自己表現の徹底をはかる。独自生の発展へ」

彼の教育にあつては、方法論よりまず絵を描きたいという心を持つこと、さらに表現することに性急になるよりまず画想を持つことを重視する。そのために郷土の自然、生活環境に目をむけさせ、また、自然と作品の鑑賞をさせるのである。そして、その表現のあり方にあつても描写材料、紙や筆、絵の具、クレヨン等制限をつけず子供の選択に任せている。

これは、「各自が人為的拘束無き印象、感覚、認識空想にしたがって自ら画因をつかみ、技工を自得する」「押し込む教育ではなく、引き出す教育」という山本鼎の自由画教育の延長上に位置するものである。

製作技法については、子供のやり方を全面的に受容はするものの、佐藤文利自身は確たる自論を持っている。長瀬小から楯岡小に転任してまもなくの昭和12年に、佐藤文利は『山形県教育564号』に「水彩画の導き方」という論稿を発表している。次にこの「研究報告」によって彼の絵画指導を特に技法面において検討したい。それはとりもなおさず長瀬小の絵画の表現に通じるものと思うからである。

(4) 研究報告「水彩画の導き方」にみる佐藤文利の絵画指導の重点。

彼は、水彩画について「水彩画の取扱法は誠に軽便であり、瞬間的印象を捕らえ描くに非常に便であると同時に緻密なる図題を描き現すことにおいても諸種の画材の中では最もまさっている。」

と述べた後、絵の具、パレット、画笔、紙等一つずつ項をたて道具について彼の考えを示している。

中でも注目されるのは画笔の項である。

「筆は一本でもよろしい。なるべく大きく太い概して筆は穂先を紙面に当てても一筆ごとにべったり反ってしまわない、毛は弾力があって腰の強いものがよいのであるが、腰の弱くないものなれば習字筆なんかでもよい。油絵筆に類した平筆をよく買ってくる児童がいるが、やはり丸筆の方が大きくも細くも自由に使える。とにかく大きいこと腰の強いことこれが第一である。小筆は写生の場合ほとんど必要はない。」

彼は鉛筆画より毛筆画の方を好んでいる。「研究要項」にも「毛筆を使わせたい。われわれは宝玉のような墨の色を→削られた鉛筆がその持つ太さの量以上に自由のとれないよりはもっともっと放胆な閃きを具陳して迫る毛筆の魅力か、ひしひしと紙の全面を圧倒するあの力の中に氣勢の中に対象がもたらす写意を見出さしめるために」と、浅野秀一言葉を引用して述べている。

注：「鉛筆よりも柔い毛筆、宝玉のような墨の色を藉りて我が国伝統の精神を対象が齊す写意に見出さしめたいのである。」(浅野秀一著『毛筆による新日本図画』昭和7年発行)

また水彩画の描く順序についての記述も興味深い。そのうち墨画と水彩の項には次のように記してある。

「毛筆でしっかりと物象を線描きをなし後水彩で彩色する。水彩画の初歩の入り方はこの法が一番いいように自分は思う。文句無しにいい。広重の錦絵等の描法のごとく、(毛筆描きと水彩とクレヨンとを併用することは技巧を要するが面白いもの)」

『学校美術』に載せられた次の長瀬小の絵画評はこうした文利の絵画観を反映したものと見える。

「毛筆で線描きをして立体観を見せるために、

かすり筆や黒のクレイヨンで陰をつけているところなど一つの特徴であり、その毛筆描きの上に水彩絵の具とクレイヨンを併用してしかも少しも不自然でない効果を表し、独特の味わいを出している。」(昭和7年2月号)

しかし、彼の指導法は多彩である。

「まず、多くの場合は鉛筆で形を描いてその上に彩色する。色が主体になる場合は極く大まかな形が出来ればすぐ彩色に移る。」

「鉛筆淡彩の場合はしっかりと明暗まで鉛筆で表してから彩色にかかる。」

「彩色はやはり主体となるべき物からはじめる。一般に明るく見える物が暗くなってしまうたがるから指導にあたってはこの点に注意を要す。」

と列記した後、「描現法は固定しない。己に適する技法を自由に創造工夫を凝し自由に駆使すべきである。」と結んでいる。

実際に残る絵を見ても輪郭をはっきり黒で描きクレヨン等で強く陰をつけた一群もあれば、輪郭は筆で軽く描き、水彩による彩色中心で独特の雰囲気を描くのに成功したものも存在する。たしかに低学年ではクレヨンによる絵が多いが高学年になってもクレヨンを使うことを特徴としている児童もおり、低学年で絵の具を使用しているものもある。

比較的作品に残っている森谷富雄、鈴木彦太郎、塩野吉太郎などの絵画を見ればその児童が獲得した表現技法を伸ばし育てたとも言える。

また、長瀬小の特徴として構図の巧みさがあげられると考えられる。

彼は構図について次のように述べている。

「画には色彩本位のものもあれば形本位のものもある。けれどもたいていな場合絵を見ることによって、先づ感じ得る所のもはその構図である。……構図は絵画の大局に関する重大な役目を帯びるものである。どんな絵を描くのも先づ構図が

成り立ってそれから他のことに移るのが順序である。第一に大事なことは一図の中で二つのものを言おうとしてはならぬということである。(略)

次に画面を同じ大きさと同じ割合とに二分し三分することを避けることである。すなわち、地平線なりまたは主要のものなりを画面の中心へおかぬようにするのはきわめて普通の法則である。中心を避けて高過ぎず、低過ぎぬ中途に地平線を置くのが先づ普通の仕方である。例えば、風景画において主なる興味が空の雲にあるような場合は地平線をぐっと引き下げて効果をあげることである。また、図中の主なる線と他の主なる線と平行させてはならない。(略)

長瀬の絵画には後ろに奥羽山脈を描き、水田を前景にした構図が多い。また、細部にこだわらずまた、彩色も丁寧ではないが構図が巧みなため成功しているものがある。これは、彼の構図重視の姿勢が反映している。

後半ではピラミッド構図、鍵の手形構図、相対法の構図、水平的構図、透視的構図、楕円形構図、遠近法による構図、などがあげられそれを使った絵などが参考として載せられている。彼の鑑賞指導においてこのことは児童達に説明されたであろう。

このように、彼自身は多様な方法論を持っているのであるが、彼は教え込むことより賞賛によって子供の持つ表現技法を育てるという姿勢をとったものと思われる。子供の描いた絵がミレーに似ていれば「君はミレーだ」などと賞賛し子供に意欲を持たせるなど彼の得意とする指導であった。

佐藤文利の指導は根本的には子供のなすがままを受け入れそれを賞賛によって育てる教育であるが、彼自身としては毛筆に力点をおき、構図に特に気をくばった指導であったのではないかと考えられる。

(5) 佐藤文利の指導観の形成

先に彼は自由画教育の洗礼を受けていることを述べたが「研究要項」によって山本鼎の考え方をどう取り入れているか考察してみたい。

「研究要項」の中の「一、図画教育の目的」は文利の執筆項である。

そこには「山本氏の自由画の精神を新しく見直して進みたく思う。」と述べている。そして、それに続く「自由画の要点」の内、A、起因は山本の考えをその通りに解釈しているが、B、主力点になると彼の考えが混じってくる。

(自由画の要点 B主力点)

イ、創造的能力を養い、芸術を味解する創造教育であること。

ロ、美的感銘、鑑賞、享楽、批評、奨励する鑑賞教育であること。

ハ、感情を豊かにし高尚にする美的情操教育であること。

ニ、しかも、知、感情を渾一に表現する人格教育であること。

ホ、愛をもって創造し、引き出す道徳教育であること。

ヘ、自然の沃野に産ませる自然主義的教育であること。

以上「研究要項」P11

この点に関し山本自身はどのように述べているのであろうか。(以下、『自由画教育』による)

「吾々の提唱する自由画教育は鮮明に美術教育としての一教科である。だから、教習のもとには生徒の創造力が生長し、彼らの様々な自然観が表現され、模擬と虚飾とが必然的に撥無される」

「吾々を囲んでいるこの豊富な『自然』はいつでも色と形と濃淡で彼らの眼の前に示されているではないか、それが子供らにとっても大人にとっても唯一のお手本なのだ。それらのものが直覚的に、綜覚的に、或いは幻想的に自由に描かるべきである。教師の任務はただ生徒らをこの自由な創

造的活機にまで引き出すことだ」

「図画教育の使命は要するに鑑賞教育である、……というか。卿等のいう鑑賞とは、例えば土佐派と狩野派の別をしり、(中略)その技巧的もしくは審美的な解釈のごときは既に美術家教育の領分に属せらるべきものである。

鑑賞教育の主張者は美術教育を是認する人であろうから、定めし、生徒らの創造的生長を主義として彼らが各自が人為的拘束無き印象、感覚、認識空想に従って自ら画因をつかみ、技工を自得する自由画を奨励しているであろうが、萬一そうでなかったら災いである。なんとなれば、創造力の無いところ……个性的感銘とその表現的習性の無いところに、順当な鑑賞はありえないではないか。この断定に反対する人があるなら、その人は物知りと鑑賞とを同じことと思っている人だ」

「図画教育はつまり、美的情操の教育である。感情を豊かにし、趣味を高尚にせしめるための教育機関である、……というか、もちろん私は不賛成しない。しかし、さような見解を有った人々が何故、生徒らの自然観を閉却し、創造的能力を無視しているか？常に範をもって臨み、概念をもって制し、権威をもって規定する従来の画学に、不合理を感じなかったというのは変である。真似する事を知って産むことを知らない者、概念蔓つて実感の萎縮した者、美術を知って美を知らない者どもに、なんで美しい情操も高い趣味もあり得よう」

「美術教育は要するに感情教育だというのはまあいい。しかし、そこに智育はないと思うのは乱暴だ。ありていに言詮すれば、人間の有って居るあらゆる性能に、滋雨を灌漑するのが美術教育だ。なぜならば、子供が一枚の写生画を作るにあたって、彼の智恵も知識も経験も、印象も感覚も認識も、斉しく働かざるを得ないではないか……でその渾一な表現が即ち創造なんだ。美術教育とは、

愛をもって創造を処理する教育である」

「子供らにあれほどチャーミングな自然観があるのに、あれほど自由活達な表現力があるのに身の程を知らない大人共が、貧相なお手本を作って子供らの能力に堅い蓋をして平気で居るのを眺めて公憤を起こしたのだ。しかもさような不道徳が国定の方針となって普遍的に行われ、それを怪しむ声も聞こえないのは何ということかと憤慨したに過ぎないのである」

「自由画教育は、愛をもって創造を処理する教育だ。従来押し込む教育ではなくて引き出す教育だ。だから自由画教育に教師たる資格は美術界の知識に富んでいることでも、水彩画が描けることでもない。唯生徒等の創造を愛する心……それがあればよいのである」

「彼らはすべて、表現の純を知らねばならぬ。誰れ人にも植え付けられてある『創造』の苗が愛し愛されつつ生長することを正しい道徳とせねばならぬ」

以上からもわかるように文利が一項目を設けた「鑑賞教育」も「美的情操教育」も山本にあっては逆説的に使用された肯定なのである。子供の持つ「自然観」の重視、「創造」の重視を言うための列挙なのである。

「道徳」というのも、子供が生得的に持つ創造的表現(の苗)が阻害される事なく獲得される事を「道徳」の名で言っているのであり、況や、修身的色彩のものでない事は山本にあってははっきりしている。

文利の言う「人格教育」というのは彼の読み込みである。その意図したところははっきりわからないが、岸田に近い精神面重視の傾向がある。

彼は、こうした山本鼎の「精神目的観に多くの讃仰を持つ」とし、「ここにもう一度先生の御説を質実に静かに考え先生の根本精神を大いに實際教授に取り入れ生かしたい」としているのである。

山本鼎と並んで彼があげているのは岸田劉生である。彼は岸田劉生からも大きな影響を受けている。まず、「研究要項」ではその参考書として同著『図画教育論』（大正14年）をあげている。

彼は、岸田の論から次のように導く。

「氏は『図画教育の目的は徳育にある』と。鋭く深い独自の創見を説かる。非常な深遠な大きな正に図画教育にとっては有難い教示。そして、われわれは図画教育の究極の目的を考ふる時、胸を打たれること多く大いに勇氣と力を与えられないではいられない。」

そして、引用しているところは次の文である。

「図画教育の目的は何にあるか。一言にして言えば児童の感情の美化にある。児童の感情の美化は何にあるかと言えば感情の心に内から有識的に『善』を植え付ける事にある。」

「今日の世の中に一番欠如していると強く感ぜられるのは『礼』といふことである。礼といふものは、半可通な自然主義者の思ふ如く、外面的なものでなく、心に潤ひが生ずれば自然に生ずるものである。」

「美を感覚的に触れさすのは『美』によるのが一番である。美は善ではない。しかし、美化され、美を知る心は、殺伐、利己、軽薄等を嫌ふ力を持つに至る。美を知る事は醜を知る事である。」

そして、文利自身の感想として「図画はたしかに徳育に対して有力に働き得る力を持つ。」とまとめている。

岸田は、自由画教育の成果に一定の理解を示してはいるものの、その批判者としての位置にいる。

まず、岸田は文利の説くように「徳育」としての図画教育論を論じる。そして、「図画教育の目的は必ずしも美術や絵を教えることではなく、美術や絵によって真の徳育を施さんとする事である。」「教育の根本が、智より徳にあり、人格にある。」と述べる。

そして、その有効な方法は「美」と親しませることとする。

岸田は、「美を知らしめるためには、人間の美意識によって造られた美術品を与えそれに親しませることが有効であるとして、形式的な模写はしりぞけたものの、古大家たちが「自然」の中から、自らの美意識によって造り上げた美術品の鑑賞を重視したのである。

「児童に美を知らしめる方法として、ただ自由に絵を描かしめるといふ事は消極的である。美を知らしめる為には、人間の美意識によって造られた美術品を与えそれに親しましめ、心と心を通はしめ、生命と生命とを通はしめる事によるのが重大なる効力を持つ。」（同著、P52）

「美術における本当の独創というものは、むしろ、他の美術品のいろいろの美しさを知り、それにひかれる事により自然と深きものになり、強きものとなる。独創は目的ではなく、より深き美の結局であり、また手段である。美術家は独創よりも美にひかれるのが本当である。真に美術上の美を知るには自然よりも、美術の美をより深く知り学ぶ事が大切である。」（同著、P58）

このように、佐藤文利の美術教育観は、山本鼎の考えを受け継ぐものの、岸田によって、その自由画論を变形させ、精神的色彩を帯びてくる。

さらに、彼の考え方に大きく影響したのは雑誌『学校美術』に集結した「郷土教育」の立場に立つ指導者達である。

佐藤文利の指導の特徴としては児童作品を展示会に数多く出品することがあげられる。

横山小時代にそのはじまりはあったが、長瀬小時代になって頻繁化する。長瀬小時代の入選の記録は前掲、表5の通りである。

そして、文利はその作品展での評や、自分の指導した学級で作成した画集の評などを克明に記録しているところも特徴的である。その中でも「学

校美術」に載った評がメモとして多く残されている。これは、偶然ではなく、佐藤文利自身が『学校美術』の考え方に共鳴しているからと考えられる。そして、その影響によって、彼の絵画教育についての考え方が確立されていったのであろう。

『学校美術』誌に載せられた長瀬小学校の評を列挙すれば次のようである。

昭和7年2月号

「農民の生活を題材とせる想画が多い。一寸見た所、島根県馬木小学校の行き方に似ているがよく見るとそれとはまた違った趣を備えている。すなわち、毛筆で線描きをして立体観を見せるために、かすり筆や黒のクレイヨンで陰をつけている所など一つの特徴であり、その毛筆描きの上に水彩絵の具とクレイヨンとを併用してしかも少しも不自然でない効果を表し、独特の味わいを出している。指導者の骨折っていることがよく見える。」

昭和7年5月号

「前回と同じく農民生活を題材とした想画が大部分である。郷土色の表れと素朴な味わいとは捨て難いものである。この仕事をもう少し指導して何とか発展させて欲しいものだ。」

昭和7年8月号（赤津隆助評）

「長瀬校・農村における郷土的・地方的生活を描いたものによいものが多かった。尋六寒江さんの「柿もぎ」など面白かった。」

『学校美術』は、昭和2年11月、後藤福次郎によって「学校美術協会」が設立され、昭和3年に創刊された雑誌である。

山形寛の『日本美術教育史』によれば後藤の見解とは次のようである。

「後藤著『私の図画教育』（大正15年発行）によって彼の見解を見ると、この書、阿部七五三吉の『実験図画教授法』及び、『図画教授の実際的新主張』、山本鼎の『自由画教育』、岸田劉生の『図画教育論』に表れた諸説の検討論評の上に自己の意

見を指したものであるが、この書は、全巻の大部分が自由画礼賛論で充たされており、山本の『自由画教育』の大部分を引用し『山本はこう言っているがその真意はこうだ』というように善意的の補充説明をし、従来の図画教育の欠陥とするところ（後藤からみて）は、ほとんど阿部に帰しているような書きぶりである。自由画発足当時の反対論の中には、山本鼎の片言隻語をとらえて、揚げ足とりの議論をするものも少なくなかったのであるが、後藤のように善意に善意にと解釈し、それを実践の場に生かそうとした者も少なくなかった。」P506

また、『学校美術』昭和7年8月号には、後藤福次郎の記した「全日本学校美術展の成果」が掲載されている。

「本展覧会にあっては、従来著しかった洋風模倣及び都会臭を脱して、日本そのものと、それぞれの地方に即する特有の題材、形式、材料による作品が著しく台頭してきたこと、及び図画にあっては単に絵を描き、手工にあっては機械的に物を造る、という専門的技術の修練を日させる作品に偏せず、人類の生活に必須なる色彩形象の教養のための諸方面に渉る作品が際だって多く現れてきたことである。そしてこれこそは、とりもなおさず、現在図画手工教育界の二大思潮たる郷土化及び生活化の具体化されたものである。

これを更に細述すれば、図画にあっては、従来の如き、単なる思いつき、一寸した味、という如き物を狙った作品が少なくなって写生画などにあっても、真剣に対象を観察し、着実にそれを表現する、という傾向が著しくなり、そこに描かれる物も、例えば洋風瓶の代わりに身のありふれた器具に美を認め、林檎やバナナの代わりにとうもろこしを描くというようになり、それとともに、クレイヨン、クレパス、水彩等の彩画ばかりでなく鉛筆、木炭、毛筆等による素描が著しく重視さ

れてきた。また、以前は、図画といえば、ほとんどその大部分は風景画及び静物画であったが、今回のものにあつては、それと同数くらいの生活環境を描いた想画が現れた。以て、驚くべき想画の普及を知ることができる。しかも、それも、従来見受けた縄跳び、鬼ごっこ等の如き単なる児童自身の遊びを描いたものに限られず、童話文学を絵画化した数多くの素晴らしい大絵巻をはじめ、各地の行事、風俗等を自由に豁達に描けるもの、地方の案内図を名所図絵風に描いたもの等、その範囲は非常に広汎なものとなった。

また、図案及び用器見取り図等も従来のものに対し、画期的進境を見せ、街頭のポスターに、服飾の図案に、住居の美的構成に、図画教育が人類社会の生活にとって必須の勁器たるをいたるところに実証した。

今日、本展示会の成果大なりといえども決してこれをもって満足し得るものではない。否、郷土化、生活化の傾向いかに顕著なりといえ、また今回の企画によって、従来のごとき単なる画家や彫刻家を養成するがごとき態度の全く跡を絶つに至ったとはいえ、(後略)

また、その他の審査員になった者の概評をあげれば次のようである。

石井柏亭「都會的の材料を取り扱ったものばかりでなく、田園的な材料を扱ったものも中に多い。いわゆる郷土化ということが実際に出来てきたものであろう。土地の生活に即した図画教育が行われるようになってきたことは大変にいいと思う。」

板倉賛治「なかでも、目につくことは、地方化、郷土化というようなことが声ばかりでなくかなり具体的に作品に表れてきていることである。」

山形寛「手工の方も(中略)土地の状況に応じて、その土地に適切なる教材が選ばれ適当に指導せられている。すなわちすべてが郷土的になってきたことがみられるのである。」

こうした「生活化」、「郷土化」という共通の言葉は次の審査方針から意図されたものであることを知るのである。

「今度の展示会がこれまでに絶対見られなかった徹底せる方案の下に一年間指導されてきた。それを今度の審査で、それに即しつつ最後にキリリと引き締めるようにしようということでした。

すなわち、展示会委員は今回の企画を機会に、図画にあつては画家の養成、手工にあつては彫刻家の養成というような従来の狭い趣味に偏した指導方針を打破し、生活に必要な色彩形象の教養としての図画手工として有力なものに樹て直そうと希念して、生活化に、郷土化に、大いに力こぶをいれてきた。今度の審査もやはり、その方針で行こうと言うのです。」(「学美展審査について」後藤(福次郎)生)

佐藤文利の指導は、こうした、『学校美術』の方針に共鳴し、呼応したものであったと言える。

ところで、長瀬小では、佐藤文利の指導のもとに、昭和4年12月に、横浜市岡野小学校主催全国小学校図画展に60展出品し、翌5年4月に、金賞ほか入賞7、入選8を受賞している。この時の審査員がまた、板倉賛治、山本鼎、後藤福次郎である。

その板倉賛治の長瀬小への評は次のようである。

「芸術には個性の表現というものが大切である。これが郷土を背景とした場合、そこにローカルカラーがでなくてはならない。雷同的模倣をするのでなく独自のものが扱われなければならぬと考える。全体的にみて作品にローカルカラーがでない。全国が同じ雷同的モチーフであるのはどうしたことか。もっと美ということを経験として独自性のあるものを扱ったなら真のローカルカラーのあるものができると思う。本校は他の数校とともに特色あるものとして推奨せらる。」

昭和3年に『学校美術』が創刊されるのである

が、昭和4年のこの評を書き留めていることからみても、早い段階から『学校美術』誌の「郷土化」「生活化」という指導理念は文利の考え方と一致するものであったと言える。

また、昭和10年の入選賞状によれば、審査員の名前として、上記の板倉賢治、後藤福次郎に松田義之（東京美術学校教授）、赤津隆助（東京青山師範学校教諭）、霜田静志（創作学校主事）の名前が見える。

佐藤文利の場合、特に赤津隆助との関わりは深く、尋六男画集贈呈への返事は、彼の教育の支えとなっている。では、赤津隆助の指導とはいかなるものか。前掲、栗岡英之助『生活画の起源』によれば、赤津隆助は、郷土主義の図画教育の提唱者であり、山本鼎が批判的にした「新定画帳」の編集作成で中心的な役割を果たした白浜徹の教導を受けた人であり、山本鼎の自由画教育の盛り上がりに対抗して新図画教育会が結成されたが、その主要なメンバーであった。

その意味では、後藤福次郎と必ずしも一致する立場ではないが、「郷土化」を強力におしすすめた一人であった。

赤津隆助著「郷土教育と想画」（昭和6年発行『郷土化の図画手工』所収）によれば、（描写の材料を自然に求めることは最もよいこととし）郷土から題材を選ぶことによって、「郷土というものを一層深く認識し、一層深く愛することに」なるとして、郷土の生活、年中行事、学校行事、郷土の風俗、遊戯、舞踊、里謡、郷土の伝説、郷土の地理等を対象としたのである。

注：橋本泰幸著『日本の美術教育』P156

橋本泰幸は、昭和初期の図画教育（昭和5年～昭和20年）を、生活画教育（橋本注「生活教育」に基礎を置く図画教育）の時代と区分し、さらに、昭和12年の日中戦争勃発を境に、それまでを大正新教育の延長、ないし発展期に、12年以降を戦時

下の教育期に分けて考えている。

さらに「郷土教育と図画教育」という節を設け、「郷土教育にみる二つの方向」として以下のように説明している。

「政府は、大正末から昭和初期にかけての深刻な農業恐慌に対して『農村の自力更生』政策を打ち出す。文部省はそれと結びつけて『郷土教育』を採用した。

ここでの郷土教育は『画一化の打破』『教育の実際化』『教育の地方化』を主旨とする。文部省および各師範学校は、これによって郷土愛を育て、それを核にして同心円的に愛国心を育てようとしたのである。これを主観主義郷土教育という。（注・郷土を現実的矛盾の対象としてではなく、主観的、心情的次元でとらえているところからこう呼ぶ。）

他の一つは大正期の民間運動の流れの延長線上にあるもので、特に地方の教師達に支持された客観主義郷土教育である。（注・郷土愛や愛国心の鼓吹では克服しようのない農村の窮乏を目の当たりにしていた彼らは、郷土を心情的愛の対象ではなく、真実の生活を捉えるための教材としたのである。）

そして、全教科で主観主義郷土教育を行うとした文部省に対し、客観主義郷土教育の支持者たちは、郷土科の特設を主張し、独立した教科としてこの教育を実現させようとする。しかし、結局それは出来ず次第に強まる日本精神の強調を求める教育の流れの中で、愛国心教育の有効な手段として変化していくのであった。

この官民二つの流れに共通するのは『教育の生活化』というテーマであった。そして、官側ではこの『生活』を心情的・抽象的に捉え日本主義教育の一つとしたのに対し、民間運動の中での『生活』は、実証主義的知識の対象として、あるいは又、社会学的に捉えられるべきものとして考えられ、その教育実践が展開していくのであった。」

そして、この主観主義郷土教育の代表として、霜田静志や板倉賛治など学校美術協会につながる人々をあげている。

前記栗岡によれば、佐藤文利執筆部分の「指導方法・想画」（資料1）は、赤津隆助著「生活描写」（『学校美術』1930年）（資料2）によったものと考えられるという。

資料1（指導方法・想画）

A 児童の純な思想を表現せしめる法。しかし、その思想は、記憶、創造、写生等から出発し、それによって構想構図を遂げしめ、一個の画の環境を眺め、生活を考え、そこに題材を選び、その材料を写生してこれを画中に組み入れ、想像を加え記憶を交え、以て一個の創作をなすもので描画方法中最も重視。

B 作画するまでに環境を観察し鑑賞し生活の環境を喚起し、大いに画想を錬磨し構図を巧み画中の材料を写生する等予備行為において既に多くの美育的效果を見得る点、作品に多分の地方色、独自性、童心の閃き、生活表現の自由さ深刻さ等を見得る点、一切の活動が自主的であり、自発的である点等に特徴の顕著なるものがある。

資料2（生活描写）

教育は生活であると言われるくらいでありまして、その生活の中から材料を得ていくことは好ましいことでもあります。一面には前に述べました形と色とに関する生活指導の一助にもなります。生活身辺について常に深い注意をするようになります。家庭、学校、仕事、途上、街頭、田園、祭礼、行事、運動、仕事、労働、炊事、掃除等あらゆる日常生活が皆題材になります。描写前に観察させ、又、前日に約束して、観察させておいて描かせるなどよい方法だと思います。又、絵巻風に置いて描かせるなどよい方法だと思います。又絵巻風に

各場面を連続的に描かせるなども面白いし、綴方と図画を併せて昔の絵詞の様なものを作らせるのも面白いと思います。

佐藤文利の教育にはこうした時代的背景が濃厚である。

以上、まとめるならば、彼の郷土への愛着は以前からのものであった。そして、彼の西洋画的知識からの影響とそれに培われた絵画観は、当時隆盛であった山本鼎の自由画教育を積極的に受け入れる方向に作用した。また、一方、岸田劉生の「徳育論」にも多く影響を受けている。

その後、時間的には山本鼎の後に位置する「学校美術」等で盛んにすすめられた郷土教育路線に合致する事により、佐藤文利は青木実三郎等と同じように想画の優れた実践者として確立していった。

例えば、表現された絵画は前掲「評」のように青木と似て非なる世界を作り上げているが、次の青木の指導観などはまさに文利の指導に通じるものがある。

「私は此頃特に、児童の生活自体に、又その環境の動きに対して児童の感覚を鋭敏にさせたい、それを直ちに描画に導くと云う事より、その中の詩と美に気づかせ、それに喜びをもたせたい、それはやがて豊かな描出への源泉となるにちがいない、との確信をもつに至った。

以来、郷土馬木の四季天然の推移に、また、村の行事、学校の行事、自己の日常生活を図画の対象として、また、画因の源泉として観照味得せしむる様に努力した。こうした結果は、児童の作品に内在する詩趣は甚だ豊かになってきた。同時に地方色の甚だ濃ゆいものと成ってきた。」

（青木著『農山村図画教育の確立』P22）

「馬木校では描く前にこれらの天然や人事に親しませ、それを体験させ、そこに魂を贈らせそれに溢れる詩や美や、野趣と云ったやうなものに

気づかせ、各自の力相応に味はせ、楽しませる事を重視する。」(同著P48)

この郷土に「詩」や「美」を見だし、「地方色」豊かな絵画を描かせた想画の実践校の一つとして馬木小や早修小の実践とともに、長瀬小もまた注目されていたのである。

しかし、長瀬小の絵画教育をそこにとどまらせず、他と峻別させているのはやはり国分の存在によるところが大きい。

想画から生活画へ

国分一太郎の生活画教育論

国分の生活画についての考え方を示すものに「研究要項」とともに「生活図画教育の実践形態……農村図画教育の将来性……」(『教育研究録36・37号』・昭和8年10月、昭和9年1月)がある。

この論文の最後で、国分は佐藤文利を想画教育の先覚者的存在であると同時に、黙々たる実践者であり、実践的精密さ、工夫について、十余年の体験に基づく輝かしき営みをなしていると紹介している。そして、その論文の役割は、「その実践形態の基礎理論となり得たら足りるのである」と述べている。

しかし、この論文は、長瀬小の想画を国分一太郎的に解釈し、その方向性を示したものと言える。

その、理論的裏付けを与えるために、佐藤文利の想画教育を、彼の考えによって解釈し、説明したとき、「生活画」の方向への読み替えとなった。

国分一太郎の生活画論の構築は上記『教育研究録』を見れば、『綴方生活』の同人であった野村芳兵衛によっていることがわかる。

「生活教育のよき実践者である野村芳兵衛氏の説に聞くに、教育が生活の指導であると観る生活教育の原理に立てば教育作業の中心は、子供達のもつ身体的必然(愛)と社会(国家)の希求する

環境的必然(公利)の二方面を協働自治に統御せんとする生活認識、生活情緒、生活実践の国民的統制でありその実践のために、公民、職業、保健、社交、文化の国民的生活訓練を行なはんとするものであり、それらの指導は子供達の毎日の生活環境即ち子供達の郷土生活を別にしてなし得るものでなく、その指導の視野を郷土といふものにむけて行かなければならないものであり、その教育の効果を先づ郷土人の生活に役立てんとするものでなければならない。故に生活教育の具体的教材観は郷土教育の上に、具体的方法は労作教育の上に位置するものであるといふ。」

国分は「研究要項」の冒頭で「最近十年『型』への図画教育から解放された新しき図画教育の発見せるものこそ『生活』であり、『郷土』であった。」と述べているが、彼の言う「生活の発見」、「郷土の発見」は、この野村によるところが大きい。

彼は、山本鼎の自由画教育について、「写生の方法は模倣より脱却すべき手段であったにも拘わらず、自由画の目的と考えられるにいたり、ここに再び図画教育は『型への図画教育』に逆流せんとした。ただここにおける型への方法は画帳の模写、技巧の模倣ではなくして自然物の模写であった。」と山本鼎の意図と運動の結果を区別して正確に認識している。そして、この写生画教育と当時の教育思潮であった郷土教育、それに生活教育が結合するとどうなるかと次のように述べている。

「郷土化とは描画対象の郷土化であり、なす、南瓜、きうりであり今まで小使室の戸棚の奥深く静止せる漬物がめであり、一升徳利であり、また藁靴であった。郷土における写生の場所調査とは石垣のある〇〇氏宅裏門、〇〇川橋畔であり、(略)。生活教育、生活指導の主張が図画教育に導入された時、写生画教育はどう修飾語を添加したか。曰く『図画教育の実際化生活化とは直接または間接に児童生活並家庭生活に應用活用せらるる

やう具体的にその道を講ずることである。』曰く『図画教育の生活化とは図案による外はない。』であり、図画教育における生活指導とは、花瓶を写生台に置く時に『静かにね』ということであり、洋食皿に果物を並べる時。ハンカチで一寸ふいて見せる事であり(略)。

これは、『学校美術』昭和7年8月号に後藤福次郎が書いた「本展覧会にあつては、従来著しかった洋風模倣及び都会臭を脱して、日本そのものと、それぞれの地方に即する特有の題材(略)が著しく台頭してきたこと、(略)そこに描かれる物も、例えば洋酒瓶の代わりに身のありふれた器具に美を認め、林檎やバナナの代わりにとうもろこしを描くというようになり、」という文を思い起こさせる。

国分は、郷土を描けば郷土化がなるという表層的理解や、郷土の風景の中に対立配置や調和の美しさを見いだすことを目的とするものを否定したのである。

国分は郷土生活を次のように考える。

「我々の郷土生活とは、精神なき物と人との点景としての存在ではない。自然環境の中に順応し、自然を統御し征服し又自然と協働しつつ、集団生活を営む力強き我々の人間活動こそは、物と人(精神)との生命的結合であり、我々の世界は単なる物としての世界ではなくして、事柄事件としての活動生活であるのだ。」

そして、この「力強き人間活動の生活現実の姿中に力強い美を発見し得る」とするのである。ここから読み取れるものは、情緒的な「詩」や「美」ではない。

彼は、こうも続ける。

「この活動の中に生活する現代の子供たちは自然にのみ美を見いだした花鳥風月的な既成の美意識からはすでに解放されているのだ。彼らは己をかこむ自然の動き、人の動き、集団生活の動きの

中にこそ、生活認識、生活情緒、生活実践の営みを築きつつ、生活内容を開拓し、構成し、前進しつつあるのだ。生活奮闘の中にこそ詩的精神を感じ、郷土愛ひいては民族的信仰の精神を感じつつあるのだ。僕達はなぜこの動ける生活を絵画表現の対象とさせなかったのであろうか。我々はいまここに生活なき図画教育、郷土を失える図画教育を精算して我々の道へ進まねばいけないのだ。」

ここには、国分もその中心であった北方性教育運動の「貧しくて苦しい現実を単に描写するだけでなく、現実の中から真実を発見し、それを表現することによって生活を構成し、組織していく力を育てたいという」理念との結合がみられる。

注：『山形県教育史』

表現技法についての次の考えは上記の考えを裏付ける。

「子供たちが必然的にもつ表現技術(手法、様相)をまず許容してからこそ、我々は『画き方』の進展のために彼らに自然と生活のよりよき観察を促し、生活内容の拡充をはかり、彼らの中によりよき表現技術、独自の表現形態をこそ生ましむべきではないか。そして子供たちが作り上げた表現技法をこそ吟味せねばいけないのだ。そこに認識しうるものこそ、子供の生活発展の足跡であるのだ。その足跡を基礎としてまた我々の生活の指導は弁証法的に発展する。その故にこそ図画教育は絵による子供の教育であるのだ。」

観察する力を育て、現実の生活を認識し、生活を新たに構成し、拡充をはかる。その上でまた、表現活動を行いさらに真実を把握する力を養うことがめざされる。

ここに彼の「生活」、「郷土」への着目は、『学校美術』で推奨するような「生活化」「郷土化」からは大きくかけ離れている事がわかる。

「我が校想画は、『生活』を題材とする『生活画』というべき存在である。社会の、郷土の、子供の、

人生生活の中の『生活の事柄、生活場面、生活情景』の中にとる子供の絵画である。」

この「研究要項」中の「生活画宣言」とでも言える文は、まさに現実の肯定の上に、郷土の風景の中に詩的美を見出し、郷土愛を培いそれを同心円的にひろげ愛国精神を育て上げようとした、前記主観主義郷土教育に立つ絵画教育と峻別させる意味を持つといえよう。

国分によって、長瀬小想画教育は北方の生活現実の上に立つ生活画教育の意味を持ったと言える。

…おわりに…

国分一太郎は、前述のように、佐藤文利に遅れること3年、昭和5年に長瀬小に新採として赴任する。国分一太郎は、既に行われた佐藤文利の絵画教育について「生活画については、先輩佐藤文利先生によって、数年前からとてもよい指導が行われていたので、伝統的にも、環境的にも、綴方よりはずっと前進していた。生活のどの場面を絵に入れるか、絵の構図というものと、綴方構図とを関連づけていった。広い場面を入れた人の絵は、生活の詳しさが出ないし、生活の味が出ない。画用紙の中にある生活の場面を、せまい場面を、よい所を入れた人の絵には生活の詳しが入り、生活の精神が入るのだ。綴方と入れ方も結局は同じことだ。あるときのことを、あるときの心を、そのところだけを、細かに詳しく入れなければならない。ここでも桑こきは桑こきらしいもの、これを書かなくては桑こきの絵は生きてこないと言っては、生活の周囲、背景への細密な注意を促した。文にもそれを入れなければならない。生活を描いた絵によいものができるのに、同じ生活を綴る文にばかりよいものができるわけではないのだ。」と述べている。（『綴方採掘期』報告」昭和

9年6月）

実際、「尋四男文集・もんぺ二号」（昭和8年7月）には、「こまかく・深く（文話）」として国分一太郎の指導が次のように綴られている。

二枚の絵がある。

一枚には田が十五枚かいてあって、一人の大人が草とりをしている。その外は一面の青田である。

一枚は田のくろに、今、父と母と、ちちのませにきた兄さんと、小さい妹がひるめしをたべている所だ。小さい妹はたんぼの花をにぎって、お母さんのひぎにだかれて、今お母さんの、はしの先から麦飯の小さい一ごりを口にいられていただくところである。のどのかはいらしい父は男の子がくんで来た、一しょうびんの水を、ラップのみする所である。よい所をかいたものだ、そして、四人の人達のうれしい、ひるめしの時のことばをきくことさへ出来る。

みんなこの二枚の絵でどっちがすきだ。

そのわかった人はこれからかく綴方もきくと

- 1、ひとところを、ひとつのことを
- 2、こまかく、くはしく
- 3、深く、心もちがピュッピュッと血のやうには
じけて出るやうに
書けるにちがひない。

○朝から夜まで

○行ってから……かへるまで。大きいところをだらだらかく人は、「深い生活の場面」をかくことは出来ない。

みんな、「ある事」を「あるもの」を、「ある時のこと」を、「ある生活」を、こまかく深く見て、よく考へてしっかりした文をかいて下さい。

ひとつの事を、くはしく、こまかく、深くかくくせをこんどからはつけて下さい。

「はたらきに行って……かへった。」よりは、「今はたらいていること」をかくやうになりたいものだ。

国分は、佐藤文利によって実践されていた絵画教育から多くの事を学んでいる。そして、それを綴方指導に活かした。

また、「研究要項」中、国分の執筆部分に「想画指導題材一覧」があるが、これは、月ごとの行事や、仕事、遊び、自然を子供たちに調べさせた長瀬の生活暦となっている。これは、綴方教育からの絵画教育への応用である。

国分は調べる綴方を重視しているが、「もんぺ3号」には、「生活の研究・上手に絵の書き方」という項があり、6人の共同作になっている。その中の「二、長瀬の絵はどうかか(一同)」は、子供たちの認識を見る上で興味深い。

「長瀬の絵をかくには、町のやうに家がたくさんならんでいるやうにかかないで、家が一軒々にわかれているやうにかくのです。そしてトタンぶきなどはあまりかかないでかやぶきをかくのです。

人もやうふくを着たのではなく、着物にもんぺをはいたのをかくこと。働いている所なら大人ばかりかかないで、子供もはたらいっている所をかきます。又田のそばに、はきごとか、箱に入っているあかんぼうをかいたりすると長瀬の絵のようになります。長瀬らしい絵をかくには長瀬の生活をかけばよいのです。ほりの中ではすの葉とりをしてる子供や、かやをしよっている子供、わまわしをしている所。外でやきめしを食ふ子供、えんしゅうごとをしている所、豆あげの事や、チンドンヤが来た時めずらしくてたくさんついて行くところ、一人です。ぼろついでるおばあさん。むしろおり、わらぢづくり、田ではたらく人々、夕方たんぼからかへってくる所、いなごとり(略)などのやうに、長瀬の生活をかいて下さい。」

この後、国分の言葉として、「『絵のかき方』…これはみんなにおしへてくれる綴方です。ためになる綴方です。この綴方は(略)『共同でかいた綴

方』にしたのです。共同でかくときは先づどんな事をかくか、しごとをどうわけてかくかなどたいせつなわけです。」と記している。

この子どもの綴方をどう読むかは難しいところがあるが、子供たちが、長瀬らしい絵を考えるにあたり、長瀬の生活の特徴をお互いに話し合っている姿が見えてくる。それは、まさに「絵画の題材を単なる物のみにとる絵画でなく、社会の、郷土の、子供の人生生活の『生活の事柄、生活場面、生活情景の中にとる子供の絵画』である。」

そして、子供たちが生活の姿について、話し合い、その表現のために役割や方法について話し合う事がまさに教育なのであった。

国分の考え方は、絵画教育のための絵画教育でない、絵画教育による「子供の教育」である。そのために、各教科と絵画の総合のあり方も意図されている。「研究要項」またこうした考えは、次の東海林執筆の部分とも共通している。

「よりよき想画を生ぜせしめるものこそは、よりよき生活の観察であり、内省であり、批判である。この故に我々は想画による人間教育をなす物であり、我々が目指すものは、芸術的により良き作品を得ることにあらずして、描く事によって得る叡知の開発である。」(「研究要項」)

この東海林隆の教育の分析も重要であるが、この「三人三様であった」(前掲載(6)論文) 研究同人がお互い勉強し、お互い影響しあいながら実践していたのが昭和初期の長瀬小の絵画教育であった。その指向性がちがうものの、混然未分化の状態を残しながら心理的一体感をもって教育している過程であったと考えられる。

(わたなべ まこと 山形県立博物館学芸員)

長瀬小に残る絵画（2を除く）



1、模範図案集に掲載された森谷富雄(尋6)の絵



2、金山平三 雪と人(1924年作)



3、夜仕事 ○森谷勉(高等科1年)



4、題不明(全紙大) ◎鈴木彦太郎(尋常科6年)



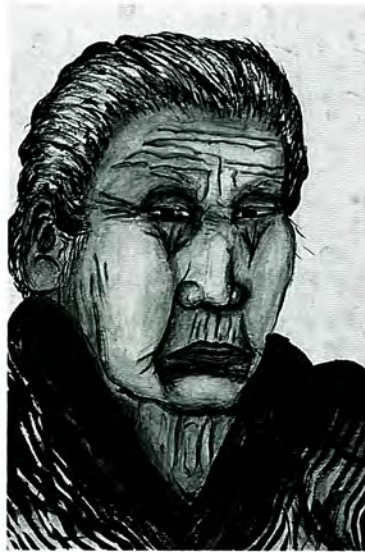
5、摺臼ひき ◎森谷富雄(尋常科5年)



6、いねつけ 塩野吉太郎(高等科2年)



7、雪あそび 福永喜一郎(尋常科3年・国分担任)



8、おばあさん ©森谷富雄(尋常科6年)

表1 児童画指導のパイオニア関連年表

(現在)				
1800	1850	1900	1950	1987
寛政12	嘉永3	明治33	昭和25	昭和62
1746	1827			
1760	1849			
1782	1852			
フォントナージ 1818		1882		
川上冬崖 1827		1881		
エベネザー・クック 1840頃			20C前半	
ケルシェンシュタイナー 1854			1932	
	コラド・リッキ 1858		1934	
	フランツ・チゼック 1865		1946	
	白浜徹 1865		1928	
	赤津隆助 1880		1948	
	山本鼎 1882		1948	
	木下茂男 1882		?	
	青木実三郎 1885		1944	
	霜田静志 1890		1973	
	岸田劉生 1891		1929	
	マリオン・リチャードソン 1892		1946	
	宮武辰夫 1892		1960	
	ハーバート・リード 1893		1968	
	北川民次 1894			
	中西良男 1899			
	佐藤文利 1901		1968	
	ビクター・ローエンフェルド 1903		1959	
	外山卯三郎 1903		1980	
	湯川尚文 1904		1968	
	久保貞次郎 1909			

熊本高工著『図説・児童画の歴史』より

表2 長瀬小生活画関係者年表

明治44年	阿部七五三吉 『実験図画教授法』(弘道館)								
大正7年	山本鼎、自由画教育を提唱。								
大正9年	新図画教育会発足 会長沢柳政太郎、発起人霜田静志、谷鏡太郎、三古谷義市、渡辺福義、立川精治								
大正10年	阿部七五三吉 『図画教育の実践的新主張』								
大正10年	山本鼎 『自由画教育』(アール社)								
大正11年	赤津隆助 『図画教育の理想と現実』(培風館) (『図画教育の方法』を所収)								
大正11年	霜田静志 『新図画教育の建設』(東京教育社)								
大正11年	山形寛 『クレイヨン画の指導法』(東京教育社)								
大正12年	山形寛 『創作的手工教授の実際』(目黒書店)								
大正14年	山形寛 『図画の新指導』(目黒書店)								
大正14年	岸田劉生 『図画教育論』								
大正15年	霜田静志 『新教育に立脚せる図画手工指導の実際』(聚芳閣)								
大正15年	後藤福次郎 『私の図画教育』(文教書院)								
昭和2年	学校美術協会発足 参加者 後藤福次郎・板倉賢治								
昭和4年	東京美術学校助教水谷武彦、構成教育を日本に伝える。								
昭和4年	『綴方生活』創刊 小砂丘忠義								
昭和4年	後藤福次郎 『図画教育指導講座』(学校美術協会)								
昭和5年	野村芳兵衛 『想画の導き方』								
昭和5年	野村芳兵衛 『生活科としての綴方』(『綴方生活』10月号 ~12月号)								
昭和5年	国分一太郎 『教育実践報告』(『綴方生活』)								
昭和5年	赤津隆助 『生活描写』(『学校美術』掲載)								
昭和6年	霜田静志 『郷土化の図画手工』(学校美術協会)								
昭和6年	山本鼎 『郷土教育の本質と図画手工の立場』								
昭和6年	板倉賢治 『郷土教育の指導精神』								
昭和6年	青木実三郎 『郷土化の図画教育総論』								
昭和6年	中西良男 『農村に於ける図画工作』								
昭和6年	赤津隆助 『地方都市における図画教育』								
昭和6年	文部省、新教科書の編纂に着手 編纂委員、石井柏亭、和田三造、板倉賢治、山形寛等								
昭和6年2月	「がつご3」発行								
昭和7年1月	「がつご2」発行								
昭和7年2月	「がつご3」発行								
昭和7年	2月、5月、8月号で長瀬小の絵の講評が載る。(『学校美術』)								
昭和7年?	「もんぺ1」発行								
昭和7年	浅野秀一 『毛筆による新日本図画』(三成社書店)								
昭和7年	中西良男 『想画による子供の教育』(文化書房)								
昭和8年3月	国分一太郎 「調べる綴方への出発とその後」(『綴り方倶楽部』)								
昭和8年7月	「もんぺ2」発行								
昭和8年7月	小塚義一郎 「図画教育の一端」(『教育研究録』)								
昭和8年9月	長瀬小・研究報告								
昭和8年10月	国分一太郎 「生活図画教育の実践形態(一)」(『教育研究録』)								
昭和8年11月	「もんぺ3」発行								
昭和8年	「尋六男画集」(佐藤文利担任)発行								
昭和9年1月	国分一太郎 「生活図画教育の実践形態(二)」(『教育研究録』)								
昭和9年2月	「もんぺ4」発行								
昭和9年2月	「高二男画集卒業記念号」(眞木恒雄担任)発行								
昭和9年4月	「もんぺ5」発行								
昭和9年6月	国分一太郎 『綴方採掘期』報告(『教育・国語教育』)								
昭和9年10月	「もんぺの弟1」発行								
昭和9年11月	「もんぺの弟2」発行								
昭和10年2月	「もんぺの弟3」発行								
昭和10年6月	「もんぺの弟4」発行								
昭和10年11月	「もんぺの弟5」発行								
昭和10年	青木実三郎 『農山村図画教育の確立』(学校美術協会)								
昭和11年2月	「もんぺの弟6」発行								
昭和11年3月	「高二男画集」(佐藤文利担任)発行								
昭和11年6月	「もんぺの弟7」発行								
昭和11年2月	「もんぺの弟8」発行								

注、国分一太郎著作は一部分のみ。

表3 長瀬小絵画年代別分布表

	昭和2年	昭和3年	昭和4年	昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年	昭和9年	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年	合計
大正11入学	尋6	高1	高2										
大正12	尋5	尋6 1(0)	高1	高2 1(1)									2(1)
大正13	尋4	尋5 1(0)	尋6 7(3)	高1	高2 4(4)								12(7)
大正14	尋3	尋4	尋5	尋6 4(4)	高1 8(7)	高2 15(5)							27(6)
大正15眞木	尋2	尋3	尋4	尋5 1(1)	6 15(1)	1 21(9)	高2 3(1)						40(8)
昭和2 ガッゴ	尋1	尋2	尋3	尋4 1(0)	尋5 2(2)	尋6 29(4)	高1 5(3)	高2 4(0)					41(9)
昭和3 文利		尋1	尋2	尋3	尋4 6(6)	5 38(4)	尋6 9(8)	高1 2(2)	高2 8(2)				63(8)
昭和4 東海林			尋1 ?	尋2 ?	尋3 ?	尋4 ? 5(2)	尋5 1(1)	尋6 1(0)	高1 5(2)	高2 3(0)			15(5)
昭和5 モンベ				尋1	尋2	3 11(0)	尋4 2(1)	尋5 3(2)	尋6 6(5)	高1 2(2)	高2		24(2)
昭和6					尋1	尋2	尋3 1(0)	尋4 1(0)	尋5 3(1)	尋6 2(0)	高1	2 1(1)	8(2)
昭和7 モンベノ弟						尋1	尋2 2(1)	尋3 2(1)	尋4 1(1)	尋5 ●	尋6 4(4)	高1	9(7)
昭和8							尋1	尋2	尋3 3(1)	尋4	尋5	尋6	3(1)
昭和9								尋1 1(1)	尋2	尋3	尋4	5 1(1)	2(2)
昭和10									尋1	尋2	尋3	尋4	0(0)
昭和11										尋1 2(2)	尋2	尋3	2(2)
合計(男)		2(0)	7(3)	7(6)	35(30)	119(105)	23(5)	44(6)	26(2)	9(4)	4(4)	2(2)	248(187)

◎佐藤文利担任 ○佐藤文利図工科担任 ●国分一大郎担任学級 ◆東海林担任
()内は男子の数。文利・国分・東海林とも男子クラスの担任。

表4 長瀬小図画研究部関連年表

年	昭和22年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
佐藤文利	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳
	長瀬小に赴任	高二男画集クラス 母1	母2	母3 文利担任	母4 母5	母6 母7	母8 母9	母10 母11	母12 母13	母14 母15	母16 母17	母18 母19
国分太郎	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳
	「がっこ」クラス 母1	母2	母3	母4 長瀬小に赴任 国分担任	母5 母6	母7 母8	母9 母10	母11 母12	母13 母14	母15 母16	母17 母18	母19 母20
東島林隆	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳
	長瀬小に赴任	「想画集」クラス 母1	母2	母3	母4	母5	母6	母7	母8	母9	母10	母11
(眞木恒雄)	25?歳	26?歳	27?歳	28?歳	29?歳	30?歳	31?歳	32?歳	33?歳	34?歳	35?歳	36?歳
	「高二男画集」クラス 母2	母3	母4	母5 佐藤文利 国分担任→	母6	母7	母8	母9 母10	母11 母12	母13 母14	母15 母16	母17 母18
備考							9月長瀬校 研究発表					

四百四拾八文之書付差出置

一十二月十二日浜松表江御沙汰ニ而差残候
 疊拾六疊代并惣割賦金式朱ニ而上納高尅
 〆四百九拾五文ハ差引、金式歩式朱ト六
 拾八文御作事ヲ受取

一同十六日東海道藤沢方人足尅人相對雇之
 手形吟味役所差出候様、錢方役所方廻状

来候間、則差出置

十月廿日
 一御所替ニ付、御心附金御渡残金、来ル廿

六日於吟味役所御渡并西海廻り舟賃納残
 之分差引ニ相成候旨、御台所方触来候間、
 則廿六日受取出候処、親父分尅歩某分尅
 歩受取、親父分尅歩ニ而左之通上納

浜松ニ而納残

残拾九匁式分

三拾三匁六分五リン 最上川運賃

〆五拾式匁三分五リン

此金三步七匁三分五リン

内

拾五匁二分六リン 午去月納

内

拾五匁午十二月廿六日上納

余ハ追而御取立之由

あとがき

従来『山形市史資料』などに、転封関係の資料が多く紹介されたが、多くは引継内容が多く、家臣個々にかかわる直接の資料はなかつたように思う。そういった意味で御寄贈頂いた資料は貴重である。ただ太田家は浜松引渡しの際であつたから、やゝ浜松関係の方に片寄っている。

秋元藩は在山形の期間が最も長かつたこともあつてか、記録が多い感じがするが、転封関係としては音羽子の文芸的なものがあり、事実もさることながらユーモアを含めて心情的な面も細かに書かれている。また一枚だけ紹介したが、素人の域を脱した絵の入っているのも貴重である。それに対し、37諸留記に事務的といおうか、金銭的な面も含んでおり、対象的なものといつても良いと思う。逆のコースではあるが、あわせ読むとおもしろいと思う。

なお、多少付記しておく、

1 三つの資料の最初に、表紙を掲げたが、そこに記載の年月日は、原文書の日付ではなく、犀助の書写の年月日のようであ

る。

2 31御上使御達書の簡条の右肩に、郡、代などとなるのは、答書原案作成の分担を示したものかと思う。今回紹介できなかった文書にも、同様のものがあつた。

3 団右衛門が寄合となつている。水野藩の分限帳には士分の方に小普請・隠居、足輕に寄合・古足輕といったのがでてくる(慶応年間)内容は私にはわからない。

なお、家老は拝郷、水野の二名で、家老並は幕末にてくる。年寄(老)が数名おかれる。

三月末に、再び資料を頂いた。それに太田犀助元敏とあつたので、予想通り犀助と元敏は同一人であつた。ただ年令がわからないのが残念である。また、37諸留記とあわせ読むと一そのの転封という大仕事の進られる次第のわかる文書も頂いたことを付記しておく。

(かわせ ひとし 山形県立博物館専門嘱託)

四百文

一同 五本 (三六文) 下ノ中

百八十文

一同 式本 (二四文) 下ノ下

四拾八文

一襖 式本 (三二文) 下ノ下

六十四文

一 卷ノ四百九拾式文 右(一)内単備筆者

廿五日差出ス

一 川々越立賃銭并逗留旅籠代、足痛ニ付、

相對雇人足賃共受取書付吟味役所差出候

処、東海道之分、興津川并藤沢ニ人足卷

人相對雇之分ハ、追而沙汰次第書付差出

候様、其余奥筋之分者御預ニ相成、追而

御渡之節ハ御沙汰有之趣、助役小林定馬

殿被申聞、惣ノニ而ハ今錢四ノ三百七拾

六文、為金式步式朱三百廿六文

卷分ニ付卷ノ六百廿文之相場

一十時十三日 左之通觸書到來

奥州道中川々賃銭来ル十六日朝五ツ半時

方四ツ時迄之内、於吟味役所相渡候間、

御受取可被成候 以上

十月十二日

御賄共

太田団右衛門殿

其外大勢有之

追而早々御順達、留り方御戻可被成候

以上

一 右ニ付、先達吟味役所江出置御手形之分、

金式步錢六百八拾八文御買方役所ニ而受

取

一 御作事方左之通觸来ル、先達而手代東

太夫江談置候得共、尚又仕法替候哉

各御渡長屋畳、建具代錢取立之上、一

統江配当いたし候間、来ル十八日左之

通上納可有之候、尤入用無之畳建具ニ

而相納度分者、其旨早々可被申出候

以上

十月十五日

御作事役所

太田団右衛門殿

錢卷ノ四百九拾式文

追而早々順達之上、留り方御戻可被成

候、以上

一 右ニ付十八日上納いたしニ罷越、前件東

太夫江詰合候趣、春日井彦平江相嘶候

処、右ニ而可然旨申聞候間、差引ニ頼置

上納不致引取

一 十月廿二日西海廻舟荷式箇之内、大葛籠

卷箇、舟町出張方送来ル

送り持參ニ付受取遣ス

覚

菴包葛籠 卷箇

右之通受取申候 以上

十月廿二日

太田団右衛門印

一同廿三日残卷箇来ル、送り左之通

覚

舟荷物 卷箇

右之通御受取可被成候 以上

十月廿三日

舟町出役舟荷掛共

鏡口

太田団右衛門殿

右ニ付受取書前同断相認相渡ス

一 十一月二日御台所方觸書到来、来ル三日

九ツ時方八ツ時迄、塩噌代吟味役所ニ而

相渡候間、受取罷出候様との事ニ付、則

罷出、輕輩家内持卷步、同居独身式朱ニ

付、卷步式朱受取、士分給人三步式朱、

中小姓同居独身卷分四百文、御家老平馬

殿三兩三分式朱、同居家内持、御近習中

村源太郎殿三分式朱之由、前後立ル同様

一同月十八日東海道筋川々賃銭書付、吟味

役所江差出候様廻状到来ニ付、興津川賃

- 一 なら茶碗 五人前
- 一 茶わん 十
- 一 達磨火鉢 壺
- 一 唐かね口鍋（たね） 壺
- 一 銅十能 壺
- 一 同茶ほうじ 壺
- 一 同おろし（大根おろし之事也） 壺
- 一 庖丁 壺
- 一 鉄とふかひ（行灯油皿之事也） 壺組
- 一 火打かね 壺
- 一 壺升鈴 壺
- 一 同七合入 壺
- 一 兜鉢 式
- 一 同大鉢 壺
- 一 式合入かん鈴 壺
- 一 かんてら 壺
- 一 鉄火ばし 壺
- 一 土びん 壺
- 一 ふご（いろいろの事也） 壺
- 一 杓子 式本
- 一 みそ 壺重
- 一 たまり
- 一 炭
- 一 薪

以上

吉野屋

午九月吉日

吉兵衛

太田様

右ハ甚痛入候仕合寄特深切之事、感心之土地、併ながら次第不同之由、某仕合宿ニ而安心、何角都合よろし

一 土地風ニ候哉、諸色高直、古道具等も甚求メにくき事ニ而大差支候次第、尤追々

直段下り候由

十六日評義

一 仲間一同着揃ニ付、明十七日ハ番割、浜

松通四人ツ、ニ番ニ相別レ、昼前二人

昼後二人泊老入、尤先立一人跡立老入与

組合出勤之評決

一 御先代之振合ニ而、会所玄関ニ一六寺社、

二 七在町与張札出し、諸訴之定日有之、

都（廿日頃来少）而願届等多分取締方ハ差出ス

一 御作事方ハ触達ニハ、受取御長屋疊、建

具代錢、来ル廿五日相納候様申来候間、

廿五日上納罷越候处、表通（ア）之戸障子ハ

上納ニ不及、転宅之節者置付之旨、内輪

之障子、襖上納之分左之通、上納外之疊

ハ捨リ之由ニ付、転宅之節ハ持越候（而も）

不苦旨手代稻垣東太夫申聞、尤浜松表ニ而

御沙汰ニ付、疊拾六疊差置来候分ハ、追而

代錢被下候由ニ付、上納代之分差引ニ相

成、其余受取候位ニ付、不及上納旨同人

申聞候間、其向ニ取計引取、且御先代御

普請方ハ張置候紙札二枚

左之通

一 疊拾五疊

内半疊式枚

一 建具廿九本

内小建具五本

外一枚

本家葺下物置老ヶ所

一 建具 三本

物置老ヶ所

一 建具 三本

右之通有之候得共、当御作事江上納分、

左之通

五拾五ノ壺

太田团右衛門

一 疊 拾三疊 (五〇文) 下ノ中

六百五拾文

一 障子 壺本 (二五〇文) 中ノ中

百五拾文

一同 四本 (二〇〇文) 中ノ下

文、一昼四百文之事

右逗留ニ付、半田銀山見物ニ罷越、尤手引相頼候上之事

一 九月五日 笹谷江着いたし候処、人馬差支ニ付前日より一日ツ、逗留ニ相成故、一日分手形取来、四人一泊八百九十六文、一昼四百文之事、尤足付熊倉・佐藤ハ逗留なし、駄荷計残し、六日着之事

一同七日 妙見寺村迄罷越候処、追々迎ニ参り呉候事、直ニ長屋江着之旨承之、直様着いたし候事、尤関根ニ而早昼支度いたし来、町宿四日町吉野屋吉兵衛悴釈迦

堂村辺ニ而出会連立来、父某立付、弟半(纏)点股引之事、某ハ右案内ニ而七日町口ハ両奉行宅江相届、親代ニ歩横目詰所江罷越、只今着いたし候得共、旅勞ニ付代ヲ以御届申上候旨取次貫、吟味役江も其段相届、一旦御渡御長屋江着之処、宿吉兵衛其外親類罷越居夫挨拶、宿掃除之儀ハ

右吉兵衛厚世話いたし呉候由、鏢口通御長屋、玄関四畳半板天井、座敷七畳半葎天井、納戸四畳半同断、是ハ葎下し物置、台所三畳、何レも古畳無縁有之、板間二坪、竈、水流し付、板椽、外雨戸葎天井、

続雪隠、別ニ物置壱ヶ所式間ニ式間、葎下し式間ニ壱間、大ニ都合宜敷、場所も

同様大ニ安心、尤以前御渡長屋ハ小橋口新長屋之由之処、歩横目柘植新右衛門相願練替候由承之、夫ハ旅籠町町会所江罷越、御奉行山川、伊藤、仮奉行鈴木氏江着之届いたし、同役江も夫々挨拶いたし引取候処、宿吉兵衛方ハ酒ニ升余、肴四重仕出し呉、飯等者上方御拂ニ付沢山持越呉、一盃始メ追々同役も参り呉、一盃ツツ振舞候事

一 着翌八日ハ五日之間休之旨同役申聞之一着夕支度方翌昼迄ハ宿方仕出之事一 七日着翌八日ハ十日分十七日迄、壱人分五升、家内四人ニ付式斗、差当玄米ニ而ハ差支候間白米ニ而御渡被下、則仮手形御賄所江差支左之通

覚
白米壱斗五升 九月八日ハ同十七日迄
人数三人
右者為飯米受取申候、重而本手形ヲ以引替可申候 以上

九月八日 御台所 太田団右衛門印

御賄衆中

覚
白米五升 九月八日ハ同十七日迄
右者為飯米受取申候 末同断
九月八日 太田 犀助印
御台所

右之通手形出し受取、大ニ都合宜敷御慈悲之事
一 着ニ付、壱竈ニ付味噌今錢式百文分御拂被下候趣ニ付、御賄方江入物并代錢持参

一 尤町方ニ而八百文に付四百匁之由、百匁丈下直、立合前田銀十郎御下男ニ差配いたし渡呉候事
一同十日頃ニ候哉、宿吉兵衛方ハ左之通進物呉候ニ付、其後為土産掛川葛布壱反、代壱歩百文位、貫候手拭壱筋、外ニ何角為謝礼為酒肴料金式朱、兩親被参候節差遣候処、大ニ悦候由、彼方方之目錄左ニ記、杉原折懸包紙ニ水引

一 進上 瀬戸盃 壱
一 同台 壱

御台所

し候事

両国江立寄浅草観音江参詣、観音前茶屋

ニ而送別ニ一盃催、叔父夫婦、篠田源内

参候ニ付、酒飯共代式朱少し拔、叔父相

拂参詣之上相分レル、千住江七ツ時過到

着、番組則左之通、東海道番組与ハ人数

相違

熊倉 権太夫

佐藤 角右衛門

加藤 鉄之丞

太田 团右衛門

同 犀助

芝辻 与吉郎

加藤 伊平

杉山 初右衛門

渥美 津右衛門

岩堀 凡介

染谷 市右衛門

右一同追々千住到着、某宿下野屋忠蔵方、

同所江出張、下総御代官手代、歩横目代

り稲葉茂助、御勘定人中根勇吉、荷物改

方問合之番頭、熊倉権太夫殿旅宿江為按

拶罷越、品川ニ而中田御関所御証文等之

儀ハ頼置、旁私申述ル、駄荷之儀舟廻し

ニ而五ツ半頃不残到着、翌廿三日朝改有之、則左之通

当駅ニ而ハ小付共改有之

覚

一垂駕籠式挺

此人足四人

一荷本馬壹駄

琉球包式箇

八ヅ二百め

九ヅめ

明荷 式箇

拾ヅ 百め

跡付小付共

九ヅめ

三拾九ヅ五百目

一幸手泊之処杉戸泊ニ相成、則道中付泊割

板行ニ而三枚、上る者人々々ニ被下之候

旨ニ而権太夫殿被渡之、尤廿一日御沙汰

一廿四日 中田御関所出張水野啓輔殿并御

代官手代富田重治出張居、婦人一同揃御

関所前ニ而、小女之分ハ振袖、其外まげ

之分ハまげ少しあけ為見候得ハ宜敷旨直

様相濟、駕籠等ハ先ニ舟ニ積込、婦人通

行相濟、夫方男之分一同通行、乗舟当所

定宿ニ而昼支度いたし、御本陣等世話いたし呉候事、故ニ番組一同ニ而宿ニ式朱、

御本陣江百疋茶代差遣候事

尤権太夫殿取替被置候事

右者無滞相濟候也

一宇都宮方段々奥江下り候程、近頃雨天続

之由ニ而道筋甚悪敷、大ニ難渋いたし、

夫故酒手等少々ツ、差遣、余程之遣込相

成、右故夜分着いたし候事も有之、馬之

分ハ酒手不入

一越堀、芦野両宿之間、芦野ニ近き方、黒

羽領芦野領境黒川橋有之候処、満水ニ而

橋落候故台越ニ付、駕籠式挺ニ付四百廿

四文、本馬壹疋式百十式文、歩行式人百

式拾四文ニ而七百六拾文相拂候事、某越

立翌日雨天ニ而一日留り候由、跡番組

追々右ニ准し一日後ル

一晴 九月二日 奥州瀬の上・桑折両駅之間、

南川原町下端摺上川洪水ニ付橋落候間船

渡し、駕籠式丁ニ付百六十文、本馬壹疋

分六十文、歩行式人四十文、式百六十

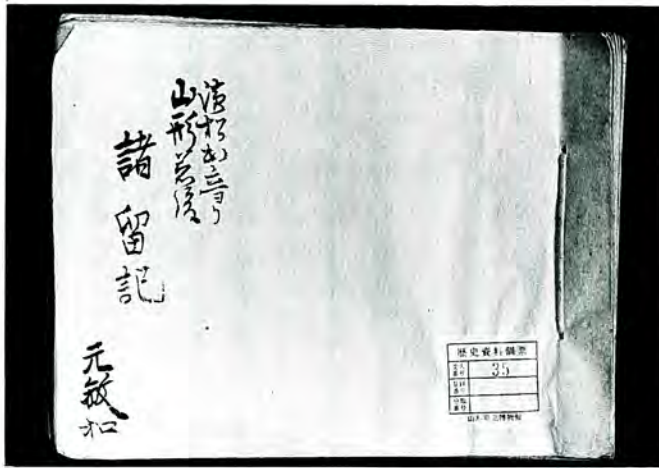
文相拂手形取来ル

一某番組方四番前、山川伴蔵殿番組右摺上

川支ニ付、一日逗留被致候由、右ニ付追々

番組同断一日ツ、桑折駅ニ逗留、一日分

ハ手形取来ル、四人ニ而泊代八百九十六



相宿伊東佐五衛門

一晴

一十五日 酒匂川川割問屋詰米本清兵衛・
 穀取山崎清左衛門小田原逗留いたし、曉
 六ツ時前方出張、其外川役人同様世話い
 たし候程直様越立、尤歩行も台越、大久
 保様方ハ通行之度毎ニ早朝方御役人召人
 出張見豫呉候也、難有御事也

一同日泊 藤沢宿大川茂左衛門方、合宿坊
 主伊東佐五右衛門・池内作兵衛・原田齡

助家内之事

一晴

一同十六日泊、川崎宿、合宿前件三人ニ同
 役五郎兵衛

一晴

一同十七日 六ツ時過出立、四ツ時頃品川
 駅武蔵屋何某方へ着いたし候処、先前之
 番立人馬減少ニ付番組替り候故、秋元
 公(マツ)始大勢逗留いたし居、某番組も同様
 ニ付、暫逗留之事ニ候間、昼支度仕舞候
 内、叔父并万介迎ニ被参候間、示談之上
 直様三田御屋敷石川万介方江立寄、夫方
 築地御蔵屋敷叔父牧野藤介方江落付逗留、
 品川駅出張歩横目市川善右衛門、御勘定
 人市川円蔵、御賄前田清十郎之事、駄荷
 駕籠ハ武さしやニ預置、船廻し之積、尤
 荷計之旨頼置

一雨

一十八日、十九日
 一廿日 歩横目方方手紙ニ而来ル廿二日出

立之儀、御目付藤懸三郎兵衛殿御達之旨
 申来候ニ付承知いたし候旨及挨拶、尤使
 中間

曇小雨

一廿一日 旅籠代其外品川出張所ニ而受取、
 尤品川方千住迄人馬付通し、賃銭凡五百
 五十六文、上方御拂之事

一駄荷計舟廻し候処止ニ相成、尚又舟ニ相

成、駕籠式挺也、両親共老足ニ付藤介方

へ持寄呉候様武さし屋江頼置、尤廿二日
 四ツ時頃迄与申聞置候事、且品川ニ而受
 取候金錢書付、左之通

太田 団右衛門

一錢五百廿八文

是ハ本馬老足、人足四人笹谷通道増代

一金式歩ト六百四十八文

是ハ八月十八日方同廿一日迄四日逗留

三人分旅籠代

メ金式歩式朱ト三百六拾四文

太田 犀助

一金式朱ト四百八拾四文

是ハ八月十八日方同廿一日迄四日逗留

旅籠代

礼二枚

メ金三歩式朱ト四拾文

右之通受取、帳面ニ印形いたす、一人ニ
 付老日三匁ツ、品川ニ而ハ扱大ニ悪き
 よし

一廿二日九ツ時頃築地出立、人足ニも酒喰
 振舞入用、叔父之方右旅籠代之分叔父方
 へ遣し、外ニ金式朱礼謝、右入用丈可遣
 申候得とも、不被受取候ニ付其儘ニいた

浜松出立ヨリ
山形着後
35 諸 留 記
元敏扣

一晴
八月九日 朝六ツ半時頃、両親ハ駕籠、

某儀ハ少々不快ニ付宿駕籠、弟ハ步行ニ
而出立、尤番組左之通、銘々思々ニ出立、
袋井駅ニ而一同相揃

江戸
十九日立 郡奉行

山川 伴蔵

御中小性

同 右馬丞

吟味役

熊倉 権太夫

御右筆
頭取

佐藤 角右衛門

御代官
小普請

加藤 鉄之丞

廿四日頃
御代官

矢嶋 一蔵

十九日立 吟味方

太田 幾左衛門

御代官
手代

同 直之介

寄合

太田 団右衛門

那方手代

同 犀助

廿日立 同断

丁野 五郎兵衛

廿四、五日頃
坊主

伊東佐五右衛門

池内 作兵衛

原田 齡助

杉山 初右衛門

肥後組
渥美 津右衛門

山川組
市川 四郎兵衛

伊藤兵左衛門殿組
渡辺 吉治

廿四、五日頃
鈴木森右衛門殿組
御用物等領
山川組
沢田 捨九郎

廿日立 御用物等領
山川組
白井 兵八

同断 山川御供
正木 鉾弥

右袋井駅江某方ハ八ツ過着、其外追々着
有之

一御用荷長持耆棹、駄荷三駄、御用金拾五

兩吟味方受取、幾左衛門・五郎兵衛・

某三人ニ而五兩ツ、預り、入用次第才領

捨九郎江日々相渡之

一伴蔵殿ハ中泉御陣屋元方江御暇乞ニ御

廻り、御進物少々有之、夕刻袋井江御着

一某、五郎兵衛相宿、小川屋小左衛門方也、

着之上、伴蔵殿御旅宿江挨拶ニ罷越

一晩雨四ツ時過止
一同十日金谷駅泊、平野屋弥兵衛方也、同

所大井川割、御勘定所附志村豊八・大

久保角弥本陣ニ滞留、世話いたし居候事

晴後薄曇小雨
一同十一日六ツ時頃同所出立、川端江罷越

候処、右兩人并所役人出張世話いたし、

都合能駕籠ハ台越、步行婦人ハ兩人ニ而

台越、男之分ハ肩車々越立、某儀ハ少々

風邪ニも有之候故、金谷迄駕籠・馬等ニ

通し相乗候事

一同日阿部川々割、大納戸手代石川泰作・

永井永蔵出張居、都合能越立前同断

一同日府中宿泊、甲州屋市左衛門方、是ハ

定宿之新家也、某駄荷貫目三拾七〇め之

処、差荷いたし候ニ付三十九〇め与記貫、

尤定宿ニ頼取計貫候事、桐油袋ハ改無之

一御用長物耆棹、是ハ耆人分減目相成

十一日朝小雨直止
一興津川老人前步行立廿四文川也、駕籠式

丁、駄荷耆駄ニ而四百四拾八文相拂手形

取来ル

一同日蒲原泊、相宿丁野五郎兵衛、渡部吉

次、市川四郎兵衛

朝薄曇後晴
一十三日六ツ時出立、三嶋泊、相宿沢田捨

九郎

一十四日 箱根定宿差合ニ付二軒宿取有之、

昼支度いたし、右内御関所向取計呉、思

ひく、に無滞通行、改者無之、小田原泊、

右四口

ノ千八百四拾九貫四百五拾目也

一六百五拾貫貳百目 塩硝^{シヨウ}

但四拾六箱ニ入

一三拾七箇 硫黄

此實目四百四拾四貫六百目

箱數三拾四箱ニ入

一 一百八拾六 但色々有り 口薬入

一 五百八 但くされ申候 古とうらん

一 貳百三拾筋 紙繩

内 貳拾筋ハもんめん火繩

紙火繩ハくされ申候

寛文八年

申十月朔日

本多上野介諸道具帳

一 四百六挺 鉄砲

内 五拾八挺ハ 六匁玉

三百拾九挺ハ 三匁貳分玉

三挺ハ 不足

一 五拾八ハ あらしや鉄砲袋

一 八拾五張ハ 弓

一 八拾五張ハ 弓

一 八拾五張ハ 弓

一 八拾五張ハ 弓

一 八拾五穂者

一 三百五拾五本

一 貳百六

一 四百六

内 五拾八 不足

六拾六 口薬入不足

一 五百貳拾七箇

内

三拾領白たん馬乗具足、甲小手共は

いたて計、右之外式拾三餘具足多御

座候

一 一千三拾八

一 三拾 但黒たんし

一 三拾

一 三拾

一 三拾

一 三拾八

一 壹ッ

但金之笠鳥毛之たし浅黄のれん有

一 五百貳拾七

一 壹ッ

一 三筋

一 三拾筋

右之外式拾貳筋余り有

矢

長柄色々

もたま口薬入

とうらん口薬入共

一 七千貳百 但とうらんちくされ落申候玉

此實目拾貳ノ八百目也

一 壹箱

此實目拾六ノ目也

一 三百三拾六筋

内

百五拾貳筋くされ申候

一 貳百七拾九筋

内

百八拾くされ申候

一 四箱 是ハ玉薬まちり申候故 實目ニかけ不申候

但六匁玉包薬共ニ入

一 三拾貳箱 但貳箱詰也

實目八拾貫六百目

寛文八年

申十月朔日

右書面之通御座候 以上

弘化三丙午年 秋元但馬守

たすけの帯

上帯

一 壹対

一 三拾筋

一 拾三筋

一 七千貳百

鉛玉筵包

合薬

木綿火繩

竹火繩

玉薬

玉薬

玉薬

玉薬

玉薬

玉薬

玉薬

玉薬

玉薬

玉薬

玉薬

玉薬

玉薬

玉薬

玉薬

玉薬

玉薬

都合千百拾五挺

内拾丁八新山口御関所、五挺松原口御関所江
五丁相渡し手形有、拾丁八不足

一八拾貳領

具足

内拾八領八上、但三領宛箱ニ入

一百九拾五〆百匁

玉但拾三箇鉛

此玉數六万七千七百四拾也

一千七百五拾貳〆七百日

大鉛

内拾〆七百目玉ニ前相渡ス、玉數三千五百七拾

一三拾六

とうらん

一拾六

くみごう

一貳拾

鴨のはし玉入

一六拾七

口薬入

一拾

さやごう

一貳百三拾筋

木綿火繩

内拾貳筋者不足

一百六拾六筋

杉火繩

内八拾六筋不足

一貳百拾筋

紙火繩

一六ツ

角胴らん

内貳ツ不足

一四ツ

ほらの貝

一百本

けつけん鑓
但さや計身ハオ鑓

一貳拾本

中身

鑓 但朱柄

内三本ハ新山御関所江有、手形有

一拾貳本 黒柄

十文字

内壹本柄なし

一拾三ふり

長刀

内老ふりさや・柄なし
三ふり柄なし

一四四拾五領

くされ具足

一百領

番具足

一貳拾本

のほり竿

一金之磨団

是ハ古来方之
馬印目六(録)之内ニハ
無御座候

一金之三ツたんこゑふこ

同断

一金之扇

同断但箱入

北之多門^カ出シ同蔵江入置申候分

一三九九三拾五本

長柄

但色々石突なし

内百三拾七本ハ柄さやなし、身も
少々なし

外ニ、三拾六本古来方之書付方多シ、

此鑓ハ上野殿蔵江入置申候

一貳百八拾

石突

是ハ上野殿蔵江入置申候

一百本

打柄

内貳拾七張

弓

但白木ぬり籠共ニ、此外

三拾老張多シ

一三三式百本

矢

但根共

一貳百張

あつめ弓

右之外四百七拾張古来之書付方多候、

白木古弓也

一九百七拾本

矢

一四四拾筋ハ多御座候、
矢但古来之書付
ニハ無御座候

一三三六五拾本

木ほう矢

一三百筋くさり申候間無御座候

弓弦

一百本

火矢

一拾本

のほり竿

一貳百穂余但くされうつほ也

空穂

一壺ツ

弓立

一壺ツ

かつき皮

一壺ツ 但ふたなしどひやううつほ

中蔵覚

一四千五百六拾貳貫五百目 合薬

但箱數三百九拾箱ニ入大小有

内 一百三拾四万七千八百七拾 玉

内

六拾九箱ハ此賣目千四百拾老賣六百目 鉛玉

拾五箱ハ 賣目貳百五拾九貫六百目 銃玉

拾五ハ 葦包賣目百六拾九貫目 鉛玉

壺ツハ 葦包賣目九貫貳百五拾目 からかね玉

西木戸門

同所升形冠木門

北櫓門

同所升形冠木門

三ノ丸

七日町口冠木門

横町口冠木門

十日町口柵門

吹張口柵門

稲荷口柵門

飯塚口柵門

小田口柵門

下条口柵門

北肴町口柵門

小橋口柵門

鯨口柵門

一追手方町迄道法之事

凡七町五拾四間四尺

一城方領分境迄道法之事

山寺村江 三里

新山村江 式里拾式丁

狸森村江 三里

上桜田村江 壹里余

黒沢村江 壹里半余

前小路村江

六里

漆²山村江

壹里

以上

秋元但馬守

此余ニもヶ条有之候へとも略之

山形城附御用米覚

一米五千式百四拾五石四斗九升四勺

内

一米七百三拾式石

天保七甲年十一月江戸浅草御蔵上納

一米七百拾四石

天保八酉年三月江戸浅草御蔵上納

一米千三百六拾六石

天保四巳年十二月領分凶作夫喰ニ差

支候ニ付

公辺江願立拝借被

仰付、右代米武州領分米ヲ以、江戸

浅草御蔵江上納

米合式千八百拾式石

残米式千四百三拾三石四斗九升四勺

此扱四千八百六拾六石九斗八升八勺

但五合摺之割合

此扱壹万式千百六拾七俵壹斗八升八勺

ノ

山形城附諸道具覚

最上源五郎諸道具帳

一七百挺

鎮炮組数筒

一式拾挺

あつめ筒

一拾八挺

種ヶ嶋

一拾壹挺

あつめ筒

一拾式挺

内二丁不足

小筒箱入

一七挺

拾八匁玉

一八挺

式拾匁玉

一廿四挺

内二丁八古筒

拾五匁玉

一式挺

但古筒

六匁玉

一壹挺

但古筒

拾匁玉

一八挺

但古筒

七匁玉

一九挺

但古筒

六匁玉

一拾七挺

但古筒

四匁玉

一式百四拾三挺

老丁ハ口折レ申候
一丁ハ台折申候
三十三丁ハ金具損
申候

あつめ筒

一壹挺

但長筒

拾式匁玉

一五挺

八匁玉箱ニ入

一拾丁

内一丁古筒

三拾匁玉

一式丁

但三ツわくニツ
台不足

石火矢

一拾七丁

台なし

一城築誰ニ候哉之事

但繩張之事

城築并繩張之儀誰ニ候哉不相知候

一城内侍屋敷并足輕屋敷数之事

但右屋敷ニ附有之戸障子・畳等

相改張紙被致置、其写帳面ニ記可被差

出候事

城内

侍長屋

三拾五棟

小役人長屋

拾三棟

小役人并足輕長屋

式拾七棟

足輕長屋

三拾棟

足輕長屋并中間部屋

壹棟

明長屋

戸障子・畳等書付、別紙帳面於山形

差出可申候

一城下侍屋敷并足輕屋敷数之事

城下

会所構内

小役人長屋

壹棟

小役人并足輕長屋

壹棟

足輕長屋

壹棟

一城廻り町数并城内并戸数之事

城廻り町数

凡五拾六町拾四間

城内并戸数

八拾四ヶ所

本丸

壹ヶ所

内二ノ丸

壹ヶ所

三ノ丸

八拾式ヶ所

一厩数并馬数之事

三ノ丸厩 拾九匹立

壹棟

馬数 拾八疋

一御知行所、外之國ニも有之哉之事

八上郡

河内国丹南郡之内、高式万七千百式拾

丹北郡

壹石三升式合

此余御尋御ヶ条有之候得共、別帳御差出、

又ハ無之候与御答有之故略之

城絵図之覚

一城下方東西南北、他領方角道法之事

東方

佐倉領

宝沢村之内

棟原江

壹里拾壹町余

西方

同領

沼木村江

壹里余

南方

土浦領

本木村江

壹里

北方

白川領

今塚村江

壹里余

一櫓数・門数之事

櫓 拾式ヶ所

本丸 三ヶ所

二ノ丸 九ヶ所

外ニ

太鼓櫓 壹ヶ所

門 式拾三ヶ所

本丸

一文字櫓門

同所升形冠木門

西埋門

北櫓門

二ノ丸

追手櫓門

同所升形冠木門

南櫓門

同所升形冠木門

(四)

(三)

(五)

(十三)

半切ニ認有之
城絵図之覚

一城下方東西南北、他領方角道法之事

一櫓数・門数之事

一色分之事

一寺之院号・寺号之事

一町之名之事

一札場之事

但絵図之内江可被相認候事

一追手方町迄道法之事

一城方領分境迄道法之事

以上

正月十八日

浅野 一学

松平 登之助

半切ニ認有之
覚

一山形城被請取候日限、秋元但馬守殿家

来衆被申合相極次第、日限兩日程書付

可被差出候、其上ニ而定日可申渡候事

一山形城被請取候惣役人中姓名書付可被

差出候、入代之節武具并人数書付可被

差出候事

一御家来鎗印并惣人数合印之事

一唯今迄御預ヶ人無之哉之事

一引渡前、先達而山形江御家来衆被差越

候ハ、其前方為御知可有之候事

右之通可被相心得候 以上

正月十八日

本多 丹下

戸田 七内

弘化三丙午年十月八日

上使秋元家江

25 御尋之御答書略写

太田元敏

(虫喰)
一城建家坪数城地何町四方有之哉之事

本丸坪数

凡壹万七千四百式拾八坪

二ノ丸坪数

凡七万式千九百拾九坪七分五厘

三ノ丸坪数

凡五拾式万七千式百式拾八坪三分七厘

五毛

本丸建家坪数

凡五百五拾壹坪式分

但礎方

城地

東西凡拾三町四方

南北凡拾八町八間式尺

但本丸二丸三ノ丸共

一城之高サ之事

平城

一堀之深サ、同幅之事

本丸堀深サ

凡二丈壹尺、或八丈丈六尺

同幅

凡拾五間五尺、或拾二間三尺

二ノ丸堀深サ

凡三丈七尺、或九尺

同幅

凡式拾七間、或拾壹間壹尺

(虫喰)
一弓鉄砲挟間数之事

本丸挟間 三拾五

内 矢挟間 拾七

鉄砲挟間 拾八

二ノ丸挟間 百七拾九

内 矢挟間 九拾式

鉄砲挟間 八拾七

一代々城主之事 (筆者略)

五、資料三点

弘化三^四年正月
 31 御上使御達書写
 太田元敏

- 一 弓鉄砲狭間数之事
- 一 代々城主之事
- 一 城築誰ニ候哉之事
 - 一 附繩張之事
- 一 城内侍屋敷并足輕屋敷数之事
 - 一 但右屋敷ニ附有之候戸障子・畳等相改張紙被致置、其写帳面ニ記可被差出候事
- 一 城下侍屋敷并足輕屋敷数之事
- 一 城廻り町数并城内并戸数之事
- 一 厩数并馬数之事
- 一 城下人別・町数・牛馬数之事
- 一 城附武具并城米有之哉之事
 - 一 但是者堅帳ニ致し、年号月日認、武具帳・城米帳式冊ニ被致、袋入扣共式冊宛、都合四冊可被差出候事
- 一 塩^{シホ} 焔^{ヒラ} 員数之事
- 一 城中番所入代人数并武具員数之事
- 一 入代番所何方向与申所ニ候哉之事
- 一 御関所又者御自分関所并口留・津留番所之類無之哉、且城下近辺^{〔代官調〕}江之道法之事
- 一 從江戸道中日数・道法・泊休附之事
- 一 濱松領三ヶ年物成平均并浮所務有之哉之事
- 一 代 同郡村数之事
 - 一 於浜松領從
- 一 公儀被建置候制札并御法度書有之哉之事
- 一 御朱印地之寺社并除地寺社之事
 - 一 同問屋詰
 - 一 從
- 一 公儀伝馬馬借無之哉之事
- 一 船着有之哉之事
 - 一 但船数之事
- 一 巢鷹山有之哉之事
- 一 御知行所外之國ニ茂有之哉之事
- 一 一切支丹類族無之哉之事
- 一 御親類中江分地無之哉之事
- 一 御預ケ人無之哉之事
- 一 公儀囚人并牢舎之者無之哉之事
- 一 代 一 地士并浪人等無之哉之事
 - 一 右之通書付可被差出候 以上
 - 正月十八日 浅野 一学
 - 松平 登之助
- 一 半切ニ認有之 附唐津^{唐津}御所替之節も同文言、井上家江も同様之事
- 一 濱松之城引渡日限之儀、井上河内守殿家来衆与被申談相極次第、日限両日程書付可被差出候、其上ニ而定日可申渡候事
- 一 城引渡惣役人中姓名之事
- 一 御家来鎗印并惣人数合印之事
- 一 浜松之城絵図扣共式枚可被差出候事
 - 一 但同荒増之絵図麁紙ニ認式枚可被差出候、拙者共致扣候
- 一 城内住居絵図式枚可被差出候事
- 一 城建家坪数并城地何町四方有之候哉之事
- 一 城之高サ之事
- 一 堀之深サ同幅之事



羽州山形
吉野屋吉兵衛

四日町

れていないが、紅花を扱ったようである（『渡辺徳太郎著作集』参照）。時代がさがるが、明治廿九年県所得番付「宝鑑」（県立博物館蔵）には東前頭九枚目（山形市だけでは六位）にのっている。

音羽子が町宿に移るべく七日町大手を出て見た、水野・秋元両家中の町宿を述べた部分を引いておいた。閏五月一日までに、秋元家中は町宿に出て城をあけ、水野家中も、平馬は横町能登屋というように町宿に泊まり、役人打合せも寺で行い、十日になつて城内屋敷に入っている。吉兵衛は規程以上に食事の用意、また当座必要な家庭道具などを贈った。その品選びにも心配りが表われていよう。大坂屋・河内屋・吉野屋といふ、山形商人の長所を發揮して心暖まる感じがする。一方で秋元家中の古道具を買叩き、水野家中に高く売ろうとした商人たちもいるわけである。浜松でも五月晦日には町宿に全員でている。（前出『水野忠邦』）太田家のように、後発で町宿に宿泊の必要のない者にも町宿を割りあてて面倒をみさせたのであろう。

藩から白米一人一日五合十日分を支給され、お慈悲の事と喜んでいるが、この面扶持は実は安政五年まで続くのである。

注 山形市史資料 第41号

○転封日程のまとめ（重複するがまとめにしてみる）

	弘化2・3年	
	11/30	転封発令
	12/6	山形へ飛脚到着（秋元）
	18	山形請取を命ぜられる（平馬）
	25	上使命ぜられる（六名）
	正18	上使各藩へ御達書
	3/29	閏五月七日と城請渡の日決まる
	4/23	山形請取として浜松出立（平馬）
	5/2	山形一番立（秋元）
	16	風雨の中十二番立（秋元）
	21	平馬山形着
	23	町宿へ出る（秋元）
	5/1	御朱印御立 伊東家も同宿（水野）
	5	上使到着
	6	城内見分
	7	城引渡（鄉村引渡の役人を残して山形へ出立）
	9	後の一番立（秋元）
	10	城内屋敷へ引移る（山形・平馬）
	18	長男夫婦出立 八番立 同宿伊東家もともに
	23	音羽子山形出立
	4	音羽子館林着
	7/21	山形鄉村市街請渡（代官石井勝之進）
	8/9	太田家浜松出立
	9/7	太田家山形着

これも略でなかったらと残念である。九月七日に山形へ着、翌八日より五日間休ではあるが、着一か月後の十月八日の写には感心させられる。

○本丸と三ノ丸の坪数は珍しい。たいてい東西・南北の間数が書かれている。

○会所（七日町）内に長屋のあることも始めてみた。

○城内の井戸の数も初見であるが、本丸・二の丸の各一は少ない感じで、もつと石高が多く、本丸・二ノ丸が常時使用されていた時代には、もつとあつたのであろうか。三ノ丸は共同井戸で、地権者が複数であるため、今日でも不使用のまま残っている。また、水道奉行の管轄で、邸内を堰が流れ利用されていた様子は、『山形雜記』^{註1}に書かれている。

○櫓・門の数では、（一）内に『古今夢物語』^{註2}記載からとつた。

○山形城附御用米寛は珍しく、凶作時に城附米を拝借、武州領米を浅草の御蔵に返納というのは秋元藩の分領を持つ強みであろう。天保七、八年のは幕府自身の利用であろうか。天保四年の凶作については、秋元家臣山瀬遊園の『山形雜記』^{註3}に書かれており、翌五年東根代官大貫治右衛門（天保二年七月と弘化二年二月）が、支配所百姓御手当として、式千七百三拾三石余運び出した話も書かれている。

○最上源五郎・本多上野介（最上改易後、宇都宮領主から山形城主を命ぜられ山形まで来るが、由利郡へ流罪、鳥居左京亮が入封）の諸道具帳があつて、寛文八年（松平忠弘と奥平昌能引継ぎ）の文書をもとに引継いだようであるが、前出『山形雜記』には、「色々取投込タル

如、乱ゴクニ入有之、（略）武具方ニ而も委敷申送も無、判然致さず」とあり、文書だけの引継だつたのだろうか。諸藩も処分の伺いもせず、上使も引継が終われば能事終われりだつたのであろうか。役立たない物は処分すればと思うが。

注1 山形市史資料 第64号

注2 全上 第70号

35 浜松出立ヨリ山形着後諸留記

移封に要した日数をまとめておく。（4・閏5・8月は小の月）

山田音羽子	山形↓館林	閏5・23↓6・4	11日間
水野 平馬	浜松↓山形	4・23↓5・21	28日間
太田 犀助	浜松↓山形	8・9↓9・7	28日間

音羽子も風邪で出発を遅らし番組も変更しているが、出発後順調であつたようである。平馬品川駅発後は十三日で山形に着いている。犀助の場合は、川止め・番組編成替・江戸滞在などに日数をとられている。因に水野忠精の参勤交替は普通十一日である。移封は老若男女家族全員の移動であり、筆者の知る範囲では、この移封で一人の女性が栗橋駅で亡くなっており、また病気の家来を馬に乗せ、自分は歩いて笹谷越えをした話も聞いている。

藩からは要所と思われる地点に家臣を常駐させ面倒をみたようである。トラブル防止の意もあつただろう。また当該所の藩からも世話役が出て便宜を図ってくれた所もあつたようである。

犀助は山形へ着くと、町宿である四日町吉野屋吉兵衛の好意を喜んでゐる。吉野屋吉兵衛は四日町の資産家で、「紅花屏風」（県指定有形文化財）の船の絵に、㊦の帆を掲げて画かれている。

『東講商人鑑（左図、安政二年刊）にものもっているが、商品名は書か

途中、湯の原で水野藩の駕籠とあう。(水野藩の小坂越もあったか)
六月四日、館林着

注 音羽子、はじめ鬼巴、岡谷五左衛門光広の娘、寛政七年正月廿九日山形で出生。明治十年七月没。八十三才。転封時は五十二才であった。音羽子の弟に岡谷蹉磨介、また長沢理玄の種痘の碑(千歳公園)の文を作った石川直幹がいる。
なお、「お国替絵巻」は昭和五年孫の佃与次郎氏が出版



水野藩の御用立
河内屋近兵衛



大坂屋治右エ門
東講商人鑑

『東講商人鑑』

4、浜松出立以前

転封の通達を受けた水野の家中は、五月晦日までに全部屋敷を引き払い浜松市中に町宿し、閏五月七日城の引き渡しが完了。郷村渡しに立ち合う役人だけを残して、大部分山形へ出発。水野家は領民にたいする高利の貸付金の返済を矢のように催促して取り立て、御用立や無尽講などによって領民から借り上げた多額の金子をそのままにして転封しようとしたから、百姓・町人は怒りを爆発、勤農世話掛の庄屋に義倉の積み穀、無尽講掛金を配分するよう迫る。庄屋らが私用にまわし員数が不足、農民の要求にこたえられなかった。藩権力交代の空白を好機とし、村役人層に痛撃を加え、喰い逃げ同様の水野藩に膺懲を加え、新領主井上氏に警告を与えようと、義倉を開き庄屋の各家を襲って打ちこわし、水野藩郡奉行、手代、同心らが、現場へ急行したが、一揆は解散したあとであった。一揆が他村にもうつり、やがて、特権商人を覗い、農民闘争が城下に波及す

る勢いを示したので、井上氏に警備を依頼、農民への返済額を二二〇〇両とし、七年賦で返済することに井上氏が調停。八日から九日にかけて全部浜松から出発した。(北島正元『水野忠邦』より摘記)
太田犀助を含む人々が八月九日に出発する前に、このような経緯があつたのである。

四、転封関係文書について

文書三点をとりあげてみたい。

31御上使御達書写

附に書いてあるように、水野家が唐津から浜松へ転封(文化十四年九月)の時の文言と同じ、井上家へも同様とあるので、秋元家へも同様であり、何時からかわからないが、達書の文言は定まっていたものであろう。そういった意味もあつて、前述のように約八十年の違いはあるが、『羽州山形城請取』とくらべてみると、更に具体的な応酬が理解できるように思われる。

このように委しく調べられては、転封大名は秘密など持てない感じもするがどうかであろうか。そして、報告文書が全部残っていたら、どんなにか昔の事がよくわかったであろうと思われる。

35諸留記で畳や障子を藩士が買取るのは、水野藩が貧乏だからかと思つたが、「右屋敷ニ附有之候戸障子・畳等相改張紙被致置、其写帳面ニ記可被差出候事」と命じているところを見ると、案外藩士個人持が普通であつたのだろうか。あるいは戸障子などは紛失しやすいので防止のためか。

25上使秋元家江御尋之御答書略写



『お国替絵巻』より

あまさず値をつける。なれ親しんだ者には心ばかりの置きみやげをしようと思遣いを考え、夜を徹する様を活写する。此の度の別れは一生の別れを意味し、とくに親しかった者から立ち振舞に招かれたり、先祖の墓詣りもある。以下は日程に随って拾ってみる。

・五月二日一番立（三日続けて一日休）、五月半過ぎ、送別の意で大坂屋治右衛門から千歳山の野宴に招待される。

・五月廿三日大宝寺へ詣り先祖へ暇乞。（十九日片町・小姓町火事）この日より閏五月朔日までに全員町宿に出ることになる。

・閏五月朔日七日町口大手から駕籠で出る。七日町・横町・十日町の表町には水野家臣の宿札が掛けられ、重役の面々の宿には紋入りの幕を打ったものもある。八日町・五日町・上町・鉄砲町・三日町・銀町・桶町・諏訪町など裏町は秋元家の宿をとる。我宿は八日町河内屋（河内屋金兵衛力）で、丸に三ツ柏（山田家紋）の幕が張られ、宿の亭主・大阪屋の出迎えを受ける。

・同二日 御朱印御立、伊東家内も同宿。（河内屋へ二家族）

・同五日 御上使到着

・同六日 御内見分、雨降り、夫長合羽で立弓鉄砲持も出る。

・長男假御役所常念寺へ寝ずの番。（町方火事）

・同七日 空晴 双方美々しく立出で行列を正し、御上使のお城入りを待つ。程なく御城渡し滞りなくすむ。

・同九日より、後の一番立、山田家は十八日の八番立ときまる。

・おりふし水野風とてもっぱら風邪流行。音羽子も風邪引き。

・同十八日長男夫婦と子ども三人に、伊東家全員立出。

・同廿三日御長持守護と立出、前日八日町浄光寺に参る。

記〕によつて、日程をおつて抜書きしてみる。

弘化二年〜弘化三年

11・28 二百石差上ゲ千三百石(大殿様二万石上知、拝郷縫殿共)

12・18 山形請取方被仰付

正・15 御用ニ付出版被仰付

2・8 浜松出発 十五日大阪へ着

御館入之銀主共へ御借入金頼談等之事務ヲ取扱フ

3・29 大阪ヲ出発 四月六日帰着ス(四月は小の月)

4・9 道中着用縮緬袷羽織一拝領

4・23 山形請取トシテ家族一同浜松ヲ出発ス家司等及御医者御右筆物書等召連

5・7 品川駅へ着家族等ハ村田屋敷 直ニ江戸芝三田御屋敷へ参上ス忠精公・清純夫人(忠邦室)二拝謁、邸内長屋へ止宿ス

5・8 渋谷御下屋敷へ参上、忠邦(蟄居中)へ拝謁、品川駅止宿

5・9 一同品川駅ヲ出発

5・21 山形へ着横町能登屋敷次郎宅二寓ス

5・23 受取方諸役人会所ヲ七日町長源寺ニ相設ケ日々出張ス

5・晦(30)引渡方役人ト相談会、旅籠町会所、 閏5・2 同上

5・5 上使御着、御旅宿ニ於テ、御達ノ旨承受ス

(本多||本陣小清水弥作、戸田||本陣後藤小平治)

5・6 御城内見分トシテ、引渡方役人ト共ニ出張ス

5・7 山形御城秋元但馬守様老臣ヨリ上使へ引渡シ、直ニ上使ヨ

リ受取、諸事老職中村紋左衛門昌典ト共ニ相勤ム

5・10 三ノ丸七日町口通屋敷へ上下一同引移ル是ハ秋元侯老臣高山伝右工門旧宅

7・21 山形附郷村市街秋元様老臣ヨリ御代官へ引渡シ、直ニ御代

官ヨリ受取此時御代官当国尾花沢在勤石井勝之進殿

転封は軍役で、幕府から旅費支給はされないもので、平馬の第一番の仕事が大坂への借金交渉になったわけである。

注『後藤又兵衛 諸事帳』 山形市史編集資料 第34号に出てくる。また、上

使は閏五月四日上ノ山御泊、翌五日昼四ツ時当所御着とある。また、閏五月

二日付で、今般御引渡就御用、御代官石井勝之進様尾花沢方当所江御着被遊

御逗留、御帰陣御通筋兼而左之通可申付候として、家主、店借、借家下ニ至

迄相慎よう御節方当番より御触が出ている。その他資料もついている。

3、「お国替絵巻」から

秋元藩用人格山田喜太夫(百五十石)の妻音羽子注の『お国替絵巻』から摘記してみる。コースは反対になる。

転封の知らせを持った飛脚が十二月六日の夜到着。川越からの転封以来約八十年、当時を知る者としてなく、非常な混乱がまきおこる。蓑笠を着けた者が、雪の積つた中を触書を持って各屋敷を廻る絵が掲げられる。混乱ぶりから紹介する。

御所替などとはいかなる物ならんと、一家中上を下へと混雑、貸したる者はとれぬを愁い、借りたる者はとられんことを愁う。下々の町在から嫁や簀に來た者は暇をとり帰らんとし者あり、或は欠落するも有、夫婦喧嘩をはじめめる者、保養がてらに行つて見て帰るがよいという者、親や子に別れんことを思い泣き悲しむ者、借金もなく道具もない身一つの剽軽者は単物一枚ずつもありつけると喜ぶ者と千差万別。町在の商人はこんなとき儲けなくてはと駕籠を買出しくるもの、老若男女に至るまでおしよせて、琴・三味線・鏡台・碁盤・鍋釜銅子・簞司長持さらさらばち、桶すりばちにいたるまで、

を下され鷹間詰命ぜられ、又場所転換もあるべし、控へて居よと命ぜられていた。^{註1}

十二月二十五日に^{註2}

浜松讓与 使番浅野 一学

書院番 松平登之助

館林讓与 使番桜井庄之助

小姓組 松平万三郎

山形讓与 使番本多 丹下

西城小姓組 戸田 七内

右為引渡、可被差遣候間、可致用意旨、於躑躅之間備前守申渡とあり^{註3}

31御上使御達書(後掲)によれば、正月十八日各藩に達書を出し、藩と藩、また上使と藩の間に何回か文書による往来があり、三月廿九日にいたって、城受渡は閏五月七日と定つたようである。^{註2}

五

月朔上使六名はお暇を賜わり、勝手方より金三両ずつ受取つている。^{註3}

○午五月廿六日

出羽国山形城引渡として今日出立也

右行列左之通

御使番

本多 丹下

西丸御小性組 齊藤伊豆守組

戸田 七内

〔行列略〕

として、以下四人も同日出立、格式も同様としている。^{註3}

閏五月七日

城受渡し終り、六月朔日帰り謁すとある。

六人が同時に城受渡しの上使を命ぜられ、同日受渡し、当日帰任

の挨拶はともかく、近くの館林へも山形へも同日出発とは、到着も

同日らしいので途中どうしていたのだろうか。前述の藩と藩、また上使と藩の打合せについては、『羽州山形城請取』^{註5}に詳細にのっている。ただ、これは明和元年松平和泉守の三河西尾転封により幕領となり、城番を命ぜられた保科肥後守が請取方で、約八十年の相違がある。先格に随うことは勿論であるが、こんなことまでと思うようなことまで一々伺っている。

さて、水野藩の山形受取の氏名をあげる。^{註4}

御城 家老 水野 平馬

受取 年寄老 中村 紋右衛門

用人 志賀 主税

御旗奉行 高宮 伊助

御鐘奉行 山田 三津記

御物頭 打市四郎右衛門

・ 寺社町奉行 鈴木 森右衛門

・ 同 友松 亘

の疑問に・を付したが、転封に伴う臨時の役名かも知れない。

濱松渡方は、家老拝郷縫殿、年寄秋元天兵衛以下である。

注1 『統徳川実紀第二篇』^{新訂}増補国史大系

注2 『最上千種』 山形市史編集資料 第31号

注3 『山形御城主代々記』 山形市史編集資料 第31号

注4 『羽州山形城請取』 全 右 第35号

2、水野平馬の場合

受取方の家老水野平馬の動きを、『家乗』^{水野三郎右衛門家の歴史} 明治十六年

注5 『藤岡屋日記』

解題より)。大内仲大夫や松本尚綱の影響が、藩に残っていたのであろうか。

○大内仲大夫 名承裕 字子緯 餘熊耳 元文三年水野藩儒官
 徂来門 安永五年没 八十才(『庶士伝考異』、『丕揚録』)

○松本尚綱 字子錦 号北溟 四代忠盈から七代忠辰まで四十年
 余老を勤める 徂来門 延享二年没 六十七才 (全右)

45 日光御宮 供奉御役人附全 天保十四年二月開板 浅草並木町葛屋重三郎
御参詣

46 忠邦公大坂御城代被蒙仰御道中御行列附 弘化三年正月四日写

48 家慶公日光御参詣御行列記 式冊之内巻 天保十四年五月写

47 忠邦公日光供奉御跡勢行列記 式冊之内式 天保十四年五月写

54 大 上便之節御参内御供立 弘化三年正月写

51 浜松城引渡行列帳 弘化三年四月控

江戸期の諸本に、よく行列帳が載っている。45のように刊本として売ってもあるわけで、当時の人々にとって関心があり、古格を重んずる社会として、武鑑等のように実用性もあつたのであろうか。何か瓦版的以上の意味があつたような気もする。主君忠邦また藩として記念碑的な意味もあつたかも知れない。

3・17 善光寺如来縁起 巻七・八 巻九・十各一冊 天保十一年写

43 遠淡海国霊場順拝録 弘化二年八月二十一日〜二十四日 元敬書

『和漢三才図絵』(寺島良安)の遠江の項に、「当国に大なる江あり、故に近江に対して遠江と謂ふ、或は遠淡海の三字を用ふ。」とある。元敏が順拝して書いたものである。

20 儒佛神三道之話 文政十年寿福軒述 天保十三年菊月抜写

6 扶桑年代記 15 安土問答診註 14 百人一首和歌解

13 蟻川流将基訓 11 世大平記カラクタ合戦(山東京伝作)

27 鳥銃巢口同玉之指渡 53 炬火并花火伝

42 御免薄荷丹効録 (板) 江戸日本橋通本町 馬島周見

など、転封関係以外を拾ってみたが、多方面にわたっている。

三、転封関係文書紹介の前に

なんといつても多いのは転封関係文書の写である。大別すると、A. 過去の転封関係(唐津→浜松、B. 浜松渡方関係、C. 山形受取関係になる)と思う。Aは浜松→山形転封の参考資料として写したことが考えられ、Bは必ずしも渡し方ばかりでなく、浜松での職務の必要性から書かれたものも含み、Cの受取方も以後の必要性を考えて写されたことも考えられる。その内でも最も私の興味を持ったのは、35浜松出立ヨリ山形移後「諸留記」であり、それを中心に紹介したい。その前に一応全体的な背景について述べてみたい。

1、転封の概略

弘化二年十一月三十日

上野国館林城主井上河内守(正春) ↓ 遠江国浜松

出羽国山形城主秋元但馬守(志朝) ↓ 上野国館林

遠江国浜松城主水野金五郎(忠精)後 ↓ 出羽国山形 三方領地替え

忠邦は弘化元年六月二十一日再び老中首座を命ぜられたが、翌二年九月二日勤務の内不正の事どもありしをとがめられ、厳しくも命ぜらるべしといへども、出格マカのおぼしめしをもて加増二万石、本地一万石、居邸ともに取められ、致仕して下邸に蟄しあるべしと命ぜられ、其子金五郎、父とがめられて致仕命ぜらる、よて領地五万石



2 逐疫便方



8
10 徂来先生答問書



47 忠邦公日光供奉
跡勢行列記

46 忠邦公大坂御城
代被為蒙仰御道中
御行列附

54 大上使之節
御参内御供立

51 48
家慶公日光御参詣行列記
浜松城引渡行列帳

水野藩 太田家文書の紹介

—とくに転封関係文書を中心にして—

川瀬 同

本年度、太田博氏より歴史関係資料四十九種五十六冊をご寄贈頂いた。うち十冊は板本であるが、他は全部手写本である。

一、太田家の家族と執筆者

資料35諸留記によると、弘化三年時の家族は、「両親ハ駕籠、某儀ハ少々不快ニ付宿駕籠、弟ハ步行」とあり、山形着後の飯米として、白米壹斗五升三人分を太田団右衛門名で、五升一人分を犀助名で受取っており、家族四名である。同資料に寄合太田団右衛門、郡方手代太田犀助とある。『元山形藩家録金簿』¹⁾(明治10)によると団右衛門は文化六年(一八〇九)十二月家督、犀助は嘉永元年(一八四八)六月に家督、嘉永三年十二月朔日死亡、弟団助(上作)が家督。上作は文久二年三十才で拾五俵二人扶持、坂東相良組で植付方として五年間出役となっているので、天保三年の出生と思われる。団右衛門は四十年間当主であったわけで、父を早く亡くしたのかも知れない。犀助は学問好きであったが体が弱かったのか家督後一年半で死亡(年令不明)。山形転封時の家族は、団右衛門夫婦と犀助、弟の団助(輔)の四人であり、団助は十五才であった。今回頂いた資料の天保年代のものは犀助名が多く、弘化期は元敏名で書かれているものが多いが、筆跡等から同一人と思われる。また、嘉永二年正月写の

「39 出羽州最上郡金井 宝沢村藤太由来并阿古屋松縁起」は太田一夢の名が書かれているが、戒名から犀助と考えてよいと思う。いずれも細字で書かれている。

注1 山形市史資料第65号

注2 全右第51号「山形藩各氏の分限帳」 P166上段円輔は団輔の誤植

二、文書資料の紹介

頭の番号は文書番号 (板) は板本

1 刃土子孫繁昌手引草 (板) 『補訂 国書総目録』によれば成田市図書館、日本経済史研究所にある。子どもの間引を警しめる教訓書。

2 逐疫便方 (板) 奥付によると天保八年四月刊、浜松県令とある。浜松領は、32^{天保十四}御領分中村高家人数寺社馬等覚によれば、内川東組、川東組、浜辺組、浜名組、国領組、万斛組の六組に分れ、それぞれ代官一名と手代二名を常駐していた。天保七年は郡内騒動や三河加茂郡一揆が起きた未曾有の飢饉であったので凶作後の諸疫流行の予防策として、六代官が領内へ配布したものであろうか。

(参照 北島正元「水野忠邦」 一部組名相違)

8~10 徂徠先生答問書(三冊) 荻生徂徠著 根本遜志編 服部元喬(南郭)の享保十年の序がある。徂徠の尺牘を編集したもの(「世界名著

平成7年6月30日 印刷

平成7年6月30日 発行

山形県立博物館研究報告 第17号

編集・発行 山形県立博物館 ©

〒990 山形市霞城町1番8号

電話 (0236) 45-1111

印刷所 藤庄印刷株式会社

